

招集期日 平成22年10月18日(月曜日) 第5日

招集場所 入間市庁舎(B棟)5階全員協議会室

開 会 10月18日(月曜日)午前 9時29分

散 会 10月18日(月曜日)午後 5時59分

出席委員 委員長 宮岡治郎 副委員長 永澤美恵子  
委員 安道佳子 委員 吉澤かつら  
委員 金澤秀信 委員 山本秀和  
委員 横田淳一 委員 小島清人  
委員 野口哲次

欠席委員 な し

説明のため出席した職員 環境経済部長 建設部長 区画整理部長  
関係職員

委員会に出席した事務局職員 都 築 敏 夫 原 篤 秀 男  
高 山 勇 玉 井 栄 治  
沼 井 俊 明 高 橋 佐 知 子

△ 開議の宣告（午前 9時29分）

委員長 ただいまの出席委員は9名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

△ 議事

委員長 これより議事に入ります。

日程に従い、本日は議案第88号 平成21年度入間市一般会計歳入歳出決算認定についてのうち都市経済常任委員会所管のものについて審査を行います。

まず、環境経済部所管のものについて、担当課長より順次説明を求めます。

組織順に担当課長より簡潔に説明願います。

まず、環境課所管のものについて、環境課長。

環境課長 おはようございます。環境課所管の事業概要につきましてご説明申し上げます。

初めに、歳入について主なものをご説明申し上げます。事項別明細書22、23ページをお開きください。目3衛生使用料、節1保健衛生使用料、備考欄1の納骨堂使用料201万9,000円につきましては、納骨壇及び礼拝堂等の使用料でございます。

次に、事項別明細書28、29ページをお開きください。目3衛生手数料、節2保健衛生手数料、備考欄2犬の登録手数料603万4,380円につきましては、狂犬病予防法に基づき犬の登録事務に係る手数料でございます。平成21年度末では登録頭数が8,272頭、

注射済みが6,889頭、接種率が83.8パーセントとなり、昨年度実績よりも1ポイント下がりました。今後も未接種者へ催促通知や市報で啓発を行い、接種率向上に努めてまいりたいと思っております。

次に、歳出につきまして主なものをご説明申し上げます。事項別明細書134ページから137ページ並びに決算報告書111ページをお開きください。目1 保健衛生総務費、大事業、瑞穂斎場組合負担金につきましては、入間市、瑞穂町、福生市、羽村市、武蔵村山市の4市1町の一部事務組合で運営する斎場業務に要する経費の負担金でございます。平成21年度は、歳入では火葬場、斎場及び霊柩車の使用料の増、歳出では給与改定に伴う職員給与の減、光熱水費の見積もり単価の減などにより負担金が減少したものでございます。

次に、事項別明細書136、137ページ並びに決算報告書112ページをお開きください。大事業、環境保全推進事業、中事業、環境の保全及び創造に資する助成事業につきましては、1つは住宅用太陽光発電システムの補助金で、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会構造及び地球温暖化防止に寄与する目的で、平成21年度から制度を導入したものでございます。当初予算で20件、補正予算で40件を予算化し執行したところ、結果といたしましては大変な好評を得て、62件の市民の方々に利用していただきました。

2つ目としては雨水利用タンク補助金で、雨水の有効利用を促

進し、良好な水循環の確保に資する目的で、平成13年6月から制度化したものでございます。今年度は14件の利用がございました。

次に、その下の中事業、ISO14001推進事業につきましては、ISO14001環境マネジメントシステムを推進するため、全職員を対象に環境マネジメントシステムの全体研修と内部環境監査員のレベルアップ研修を実施するとともに、市庁舎の省エネルギー、省資源への取り組みでは、エコいるま行動計画や環境基本計画など環境目標を設定し活動しており、全体としておおむね目標を達成することができました。また、決算報告書にございますように、環境審査員の資格者1名を確保することができました。

次に、事項別明細書136から139ページ、並びに決算報告書113、114ページをお開きください。目4公害対策費、大事業、公害関係調査分析関係費の主なものは、入間川、霞川、不老川の水質調査、圏央道自動車排ガス調査及びダイオキシン類等の調査分析費でございます。いずれの調査も、前年度と比較して大きな変化が見られませんでした。河川の水質につきましては改善の傾向が見られております。なお、前年度に引き続き、国道16号沿いに来店した会員制倉庫型店舗から排出された水質汚濁事故につきましては、市議会の一般質問でも取り上げられましたが、今後も県と連携するとともに不老川の監視を続けてまいりたいと存じます。

また、市民生活の身近な問題として寄せられた苦情受け付けの件数は317件で、前年度と比較して40件増加しております。苦情

の内訳といたしましては、雑草焼却などによる大気汚染、騒音、悪臭の順となっております。いずれにいたしましても、苦情相談につきましては市民生活に直結しておりますので、できる限り素早い対応に心がけているところでございます。

最後に、事項別明細書142、143ページ、並びに決算報告書129ページをお開きください。目1 清掃総務費、大事業、入間西部衛生組合負担金につきましては、入間市、日高市の2市の一部事務組合で運営し、し尿及び浄化槽汚泥の処理業務に要する経費の負担金であります。平成21年度は老朽化した焼却炉を運転休止するために施設の一部を改修したこと、これに伴い汚泥を場外に排出する経費を執行したことから管理費負担金がふえたものでございます。

以上をもちまして環境課の概要説明とさせていただきますが、よろしくご審議いただき、ご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

環境経済部参事兼総合クリーンセンター所長 おはようございます。続きまして、総合クリーンセンター所管の主な決算につきましてご説明申し上げます。

クリーンセンターは、市民及び事業者から排出されるごみを安心、安全、安定的に処理するとともに、市民のご協力のもと循環型社会の構築を目指し、より一層のごみ減量に取り組んでおります。おかげさまで、平成21年度のごみ排出量は4万9,297トン、前年度対比959トン、率にいたしまして約1.9パーセントの減量と

なっております。新たな取り組みといたしましては、平成21年度から事業系のごみの減量を図るため3カ年計画を策定し、初年度である平成21年度は分別の強化徹底を目的といたしまして、許可業者及び事業系ごみ持ち込み業者の内容物検査を実施、職員により随時実施いたしました。引き続き、平成22年度は紙類の搬入規制を実施中で、平成23年度は廃プラ類などの搬入規制を実施する予定でございます。

なお、ご提出させていただいております事業系一般廃棄物の受け入れ量と手数料表にございますように、平成21年度の受け入れ量は9,936トン、前年度対比928.7トン、率にして約8.5パーセントの減量になっておりますが、この取り組みも減量要因の一つに挙げられると思っております。このような取り組みが、さらにごみの減量につながることを期待するところでございます。

それでは、歳入からご説明いたします。決算事項別明細書28ページから29ページ、決算報告書24ページをお開きください。目3 衛生手数料、節1 清掃手数料、細節3 廃棄物処理手数料1億5,075万3,900円でございますが、この手数料は条例の規定によりまして一般家庭から排出される一時多量廃棄物及び事業活動に伴い生ずる一般廃棄物をクリーンセンターに搬入する際、処分手数料として徴収したものでございます。前年度対比で1,376万8,900円の減額となっておりますが、これは前述いたしましたように、事業系ごみの受け入れ量が減ったことによるものでございます。

次に、決算事項別明細書69ページ、決算報告書27から28ページをお開きください。目1雑入、節4雑入、細節19資源物等売払代金5,494万666円のうち5,435万9,866円でございますが、これは一般家庭から排出される新聞、雑誌、段ボール、空き缶等の資源物を回収し、有価物として売却したものでございます。前年度対比で売却量は112.1トン、率にして約1.8パーセントの減量と、微差ではありますが、売却額は5,286万8,786円、率にして約49.3パーセントの減額になっております。これは、平成20年度は8月に開催されました北京オリンピックの特需の関係で、スチール、アルミ等の市場価格が高騰いたしました。平成21年度は例年並みに価格が戻ったことによるものでございます。

続きまして、歳出につきましてご説明を申し上げます。決算事項別明細書144から145ページ、決算報告書133から134ページをお開きください。款4衛生費、項2清掃費、目2ごみ処理費、大事業、ごみ運搬処分事業費1億7,031万2,156円につきましては、前年度対比で4,486万1,857円、率にして約20.8パーセントの減額になっております。これは、前年度は焼却灰の再生処分を1,499.4トン実施いたしました。平成21年度は財政上の事情から再生処分量、前年度対比で803.2トン減らしたことによるものでございます。

次に、決算事項別明細書は同ページになりますが、決算報告書134ページをお開きください。大事業、ごみ最終処分場事業費、中事業、最終処分場用地取得事業費5,290万3,050円でございます。

が、これは市内木蓮寺地内の最終処分場の埋立用地の一部として借用しておりました土地4,263平方メートルを取得したもので、これによりまして最終処分場の埋立用地、総面積で約2万1,952平方メートルになりますが、これをすべて公有地化することができました。

以上で総合クリーンセンター所管の決算概要説明とさせていただきます。よろしくご審査いただきますようお願い申し上げます。以上でございます。

みどりの課長 続きます、みどりの課所管の主な決算概要につきまして、歳入からご説明申し上げます。

初めに、事項別明細書36ページから37ページでございます。款15国庫支出金、項2国庫補助金、目7土木費国庫補助金、節2都市計画費補助金、21都市公園事業統合補助金1,500万円は、加治丘陵さとやま計画に基づく自然体験区域の自然公園化に向け、平成18年4月4日付で事業認可をいただいておりますが、平成18年度から都市公園事業統合補助金の補助対象となっております。平成21年度も引き続き補助金が交付されたものでございます。この結果、自然公園用地の取得化が一層促進することとなりました。なお、この補助金の補助率は3分の1でございます。

次に、事項別明細書56ページから57ページでございます。款16県支出金、項3県委託金、目7土木費委託金、節1都市計画費委託金、12のまちのエコ・オアシス保全地（谷田の泉）保全整備委託金550万円は、埼玉県が平成20年度に彩の国みどりの基金を活用

し、まちのエコ・オアシス保全推進事業に基づき谷田の泉保全事業を指定し、野田地内の谷田の泉周辺を保全用地として取得いたしました。平成21年度は、持続的な保全管理を目的に環境保全計画、保全整備を実施していく上で、地元自治体と一体となって整備することが重要であるとのことから、保全整備のための費用が交付されたものでございます。

続きまして、歳出について申し上げます。事項別明細書164ページから165ページでございます。款8土木費、項3都市計画費、目6緑化推進費、大中小事業、加治丘陵対策事業では、加治丘陵さとやま計画に基づき、保全用地やさとやま自然公園区域の用地取得を国の交付金や補助金を活用し進めました。また、さとやま自然公園の整備に向けて、最初の施設整備となる山仕事の広場実施設設計委託を行いました。

次に、同ページ、そして166ページ、167ページとなりますが、大事業、自然保護事業につきましては、歳入でも申し上げましたが、まちのエコ・オアシス保全地保全整備委託金550万円とみどりの基金に積み立てた地域活性化・生活対策臨時交付金750万円の一部を活用し、保全用地の取得、園路、ため池の整備等、谷田の泉保全事業、牛沢カタクリ自生地周辺環境整備事業、加治丘陵内野生生物対策事業を行いました。特に、谷田の泉につきましては、貴重な水辺空間として保全することができ、また市民の方々が自然と触れ合う憩いの場として整備することができました。今後も市民の方々との協働による保全活動に努めてまいります。

以上がみどりの課所管の概要説明とさせていただきます。よろしくご審議をいただきますようよろしくお願いいたします。

農政課長 おはようございます。続きまして、農政課所管の主な決算状況についてご説明申し上げます。

まず、歳入から申し上げます。事項別明細書52ページから53ページをお開きください。款16県支出金、項2県補助金、目5農林水産業費県補助金、節3農業振興費補助金、細節35茶小規模条件整備事業費補助金240万円は、広域に広がる病虫害の駆除を目的に実施することを目的とした機械整備と一番茶摘採前の降霜による被害を防ぐための防霜ファン設置に対する県補助金でございます。

次に、歳出の主なものについて申し上げます。事項別明細書148ページから149ページをお開きください。款6農林水産業費、項1農業費、目3農業振興費、大事業、農業振興推進事業1,414万5,471円は、狭山茶の振興、環境保全型農業の推進を図りました。狭山茶の振興につきましては、茶の生産基盤の強化として、農作業省力化機械の助成、老朽化した茶樹の改植などの推進を図っております。その成果と出品対策等の補助を有効に活用していただき、さらに茶業生産者の努力によりまして、昨年開催されました全国茶品評会において多数の上位入賞と普通煎茶10キログラム、4キログラムの両部門で産地賞の獲得と3名の農林水産大臣賞の受賞をすることができ、狭山茶の名声、主産地入間市を全国的に周知することができました。これも市議会の支援をいただいたた

まものと、この場をおかりしまして感謝とお礼を申し上げます。  
ありがとうございました。

続きまして、事項別明細書150ページから151ページをお開きください。環境保全型農業推進事業99万8,441円につきましては、環境配慮資材購入などに対して助成を行いました。環境配慮資材の生分解性マルチシートは環境への負荷が少なく、農作業の省力化にもつながるということで、露地野菜農家を中心に使用されております。昨年の使用量は、200メートル巻きで換算しますと約280本を使用いたしました。重量にすると約1,100キログラムのマルチシートの焼却を抑えることができました。

同ページ、目4畜産業費、大事業、畜産振興事業355万2,000円は、畜産業を営む農業団体が組織的に取り組む畜産環境浄化事業の薬剤購入費などに助成いたしました。有機堆肥利用促進事業では、家畜排せつ物を利用した堆肥約1,000トンを利用することができました。毎年市内の全畜産農家を巡回し、環境面、衛生面の現状把握に努めております。今後も畜産環境の改善につきまして、指導、支援をしていきたいと考えております。

以上で農政課所管の概要説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

商工課長 商工課所管のものについて説明させていただきます。

歳入につきましては、大きなものではありませんので、歳出についてのみ申し上げます。

まず、労働費関係について主なものを申し上げます。事項別明

細書146ページから147ページをごらんください。款5 労働費、項1 労働諸費、目1 労働諸費のうち、内職相談員報酬164万9,100円及び労働相談・労働講座開催事業20万1,000円につきましては、雇用対策の一つとして常設の内職相談員を初め、社会保険労務士による月1回の労働相談や若年者就業相談、パソコン講座やはんだづけ講座を開催し、就労支援を行いました。

シルバー人材センター補助金1,000万円につきましては、現在直面している超高齢社会において、ふえ続ける高齢者の雇用確保と健康増進を図るため、引き続き支援いたしました。

人間市勤労者福祉サービスセンター補助金1,920万円につきましては、中小事業所で働く勤労者及び経営者への福利厚生事業の充実を推進するため、引き続き支援いたしました。

次に、商工費関係について主なものを申し上げます。事項別明細書152ページから153ページをごらんください。款7 商工費、項1 商工費、目2 商工業振興費のうち、商業振興事業5,826万5,322円につきましては、商工会や各地区の商店会などが実施する販売促進事業やイベント、あるいは大学との連携による中心市街地活性化推進事業などに支援を行い、商業の振興を図りました。特に、プレミアム付商品券事業補助金2,497万1,700円につきましては、2億2,000万円規模となる市内消費の活性化を図りました。

工業振興事業のうちの工業会補助金149万円につきましては、工業会87社に対し国の支援制度を案内するほか、企業人権講演会を開催するとなど、各事業所の雇用の維持や経営安定を支援いた

しました。

次のページになります。154ページから155ページをごらんください。地域産業振興事業198万3,128円につきましては、西部地域の中小企業が一堂に会し、自社の製品や技術をアピールする埼玉県西部地域産業技術展示交流会、通称コアリッションの開催や、市内の小規模事業所を中心とする元気な入間ものづくりネットワークへも引き続き支援を行い、中小事業所の育成と連携強化に努めました。

次に、目3観光費、観光協会補助金700万円につきましては、通常の事業のほか、昨年封切りされました「ホッタラケの島」というアニメ映画をとらえ、9月に行われた西武鉄道主催の歩け歩け大会や10月の日本オープンゴルフ大会などに商工会や地元団体と協賛し物産展を開催したほか、3月には圏央道狭山インターにおいて2日間、入間市のPR活動を行いました。

以上が商工課所管の概要であります。よろしくご審議をお願いいたします。

農業委員会事務局長 それでは、農業委員会事務局所管の決算の概要についてご説明申し上げます。

初めに、歳入についてご説明いたします。事項別明細書28から29ページをごらんください。款14使用料及び手数料、項2手数料、目5農林手数料1万3,800円は、現地確認証明、受理証明等、69件証明書を交付した手数料でございます。

次に、50から51ページをごらんください。款16県支出金、項2

県補助金、目5農林水産業費県補助金のうち184万7,000円は、農業委員及び事務局職員の手当等に要する経費に対し交付される農業委員会交付金を受け入れたものでございます。

次に、74から75ページをごらんください。款21諸収入、項5雑収入、目1雑入のうち、農業者年金業務受託収入15万1,300円は、独立行政法人農業者年金基金から農業者年金の業務を行う市町村に対して支払われます業務委託金を受け入れたものでございます。

次に、歳出の説明をさせていただきます。事項別明細書148から149ページをごらんください。款6農林水産業費、項1農業費、目1農業委員会費の概要について説明申し上げます。大事業、報酬、中事業、農業委員会委員報酬1,056万4,800円は、農業委員22人分の報酬でございます。平成21年度につきましては、毎月1回、計12回の農業委員会総会を開催し、農地法等に基づき210件の許可申請や届け出等を処理いたしました。

大事業、農業委員会運営費、中事業、事務費264万9,154円の主なものは、農業委員会会議録調製業務の委託料45万2,760円、農家台帳システムに係る保守委託料88万2,000円及びその機械器具借上料23万9,244円でございます。

以上、農業委員会費の概要説明とさせていただきます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

委員長 これより環境経済部所管のものについての質疑に入ります。

まず、歳入の款14使用料及び手数料、款15国庫支出金、款16県

支出金、款17財産収入、款18寄附金、款19繰入金、款21諸収入について質疑を願います。

横田委員 事項別明細書のページで言うと29ページ、あと、あらかじめいただいていた資料ですと12番になるのですが、款14使用料及び手数料の中で、事業系一般廃棄物の受け入れ量と手数料の推移についてお伺いいたします。

この受け入れ量が毎年コンスタントに減っていると思うのですが、その理由はどのような理由で、ずっと長い間、減り続けているのですが、それをお聞かせいただければと思います。

環境経済部参事兼総合クリーンセンター所長 端的に申しますと、やはり事業者自体のリサイクルに対する考え方自体が、ある程度高まっているというような形で理解をしております。実際、従来事業系のごみ自体も、本来リサイクルできるものもまとめてクリセンのほうに搬入した経過がございましたけれども、要はリサイクルできるものについては別な形で、有償になるか、逆有償になるか、ちょっとその辺は定かではありませんけれども、そういった形で、クリーンセンターに持ち込まないで、そういうリサイクルに向けた形で各事業者がそういった業者の方に出していると。したがって、クリーンセンターに持ち込まれる量が減っているということで、こういった量が減っている。蛇足ですが、それに伴って手数料自体も減っているというふうに認識しております。

横田委員 市民の中でリサイクルに対する意識が大分高まっているという

形でとらえて。

環境経済部参事兼総合クリーンセンター所長 今ご配付いたしましたのは事業系の一般廃棄物ですので、とりあえず基本的には確かに市民のリサイクルに対する考え方も高まっていることも事実でございます。ということで、ご理解いただきたいと思います。

横田委員 続いて、この関連なのですけれども、報告書の24ページです。粗大ごみの手数料についてちょっとお伺いしたいのですけれども、持ち込み分と戸別収集分というのがあると思うのです、この粗大ごみ。その件数と金額をちょっと教えていただければと思うのですけれども。

環境経済部参事兼総合クリーンセンター所長 平成21年度につきましては、いわゆる持ち込み分が件数が4万8,490件、委託収集7,597件という状況でございます。

横田委員 持ち込みが4万8,490件で、戸別収集が7,597件ということですね。戸別収集ですと、要はお宅に行って収集するということだと思えるのですけれども、その1件の料金と、あと事業コストと申しますか、こちらの行政サイドのほうで1件収集するのにどのくらいコストがかかっているのかなというのをちょっとお聞かせいただきたいのですけれども。

環境経済部参事兼総合クリーンセンター所長 まず、粗大ごみの料金につきましては、基本的には条例に基づいて決めております。そして、事業コストというお話ですけれども、やはり結論から言うと、実際に、例えば大きなたんすにしても1,000円ぐらいの話なのです。

だから、それを一般の業者がそれをとりに行って運ぶという話になると、とてもそれではおっつかないかと思うのです。ただ、その反面、その金額というよりも、やはりリサイクルに向けてとか、その市民に対するリサイクル意識を高めるとかということに重点を置いておりますので、そのコスト的に、はかりにかけてしまいますと、なかなかこれがやはり、特にクリーンセンターのほかの奨励、いろいろな形、事業ございますけれども、リサイクル関係については非常にコスト的に考えるとなかなかちょっと難しいかなというのは素直な感想でございます。

〔(委員長、議事進行) という人あり〕

委員長 野口委員。

野口委員 今のは単に客観的な手数料とコストを聞いているので、そういった客観的な数字についてお答え願いたい。その後、どう言うかというのは委員の質疑、委員の考え方であって、まず聞いているのはコストを聞いているので、コストをまずお聞かせくださいということをお願いします。

〔(ちょっといいですか) という人あり〕

委員長 金澤委員。

金澤委員 それこそ議事進行でいいですか。基本的に議事進行は、言うのであれば委員長に対して言っていただいて、そのような形の答弁を執行部にしてくださいというふうに委員長に言ってください。議事進行は言っていただきたいというふうに思います。委員長、お取り計らいをお願いします。

委員長 基本的には、横田委員とクリーンセンター所長との質疑応答と  
いうことにいたします。ただ、クリーンセンター所長のほうも、  
今の野口委員の意見も配慮してご答弁願います。

環境経済部参事兼総合クリーンセンター所長 ちょっとお時間をいただけ  
ますか。今計算しておりますので、今の関係につきまして。

委員長 わかりました。

暫時休憩いたします。

午前10時05分 休憩

午前10時05分 再開

委員長 会議を再開いたします。

環境経済部参事兼総合クリーンセンター所長 粗大ごみの委託料、これは  
1,406万1,600円、それを件数7,597件で割りますと、1件当たり  
1,850円という状況になります。

以上です。

横田委員 わかりました。

料金と事業コストを考えると大分マイナスという形にはなると  
思うのですけれども、市民サービス向上という面で多分やられて  
いるのかなというふうに理解をします。

金澤委員 よろしく願いいたします。

まず、私も今、同じような内容、関連になるのですけれども、  
報告書の24ページになりますが、今ほど言った廃棄物処理手数料  
及び粗大ごみ処理手数料なのですが、今、横田委員の質問で、ち

よっと私もよく理解できなかつたのですけれども、要するにこのそれぞれの一般家庭、50キロ超えるものとか、約1億5,000万円ですか、納入金額ありますね。それぞれ、要するに市民の負担割合という考え方ですね。先ほど事業のコストという考え方でいくと、例えば住民票などでは半額を考えます、50パーセントを負担としますというような考え方で行革で見直しをしましたけれども、要するにクリーンセンターにおいては、この実際の手数料ですね。たしか条例に定められていますけれども、トータルとして実際にこれぐらいかかって、そのうちの何割を市民に負担をお願いしていくというふうにトータルではどのような割合になっているか、計算を持たれていますか。

環境経済部参事兼総合クリーンセンター所長 出しておりません、今現時点では。

金澤委員 そうなってくると、今まで定めている事業系については、トン1万5,000円ですか、についての是非とか、高い、安いというもの、やっぱり根拠というのがどこにあるのかなという気がするのですが、その裏、視点を変えて、事業系含めてその金額の根拠というのはどのように説明されているのですか。

環境経済部参事兼総合クリーンセンター所長 この条例の制定時の話になるかと思うのですが、やはりトータルコスト、今、資料、申しわけありませんが、ございませんけれども、若干想定の部分があるかもしれませんが、やはり実際近隣市町村の状況等をまた踏まえながら、あとは、当時コスト的なものを含めた形でこういった形

で条例制定に至ったのではなかろうかと理解しております。ちょっと答弁になっているか、わかりませんが。

金澤委員 急な話で、昔の過去のことにさかのぼっての話ですので、何が何でも今すぐというふうには申し上げませんが、決算特別委員会ですので、その行政が示したコストの根拠というのはやっぱり大事だというふうに思うのです。近隣市を参考にとおっしゃいましたけれども、市によって処理量が違う、また行革によって人件費も違うということで、入間市のクリーンセンターさんはすごい努力されて、ここ5年ですか、本当に経費削減に努力されているのを私もよく存じ上げているのです。そういう意味でも、しっかりと根拠は明確に、それこそ3年置き、5年置きに手数料の根拠というのは、やっぱり計算式を出して明確にしていきたいと思います。その数字をしっかりと今後出していただきたいと思いますが、いかがですか。

環境経済部参事兼総合クリーンセンター所長 今のご意見を踏まえまして、今後研究、検討させていただきたいと思います。

金澤委員 では、その点をお願いするとして、続きまして報告書の27、28ページの諸収入のうちの資源物等売払代金に移りたいと思います。これについては、先ほどのご説明で、確かに一時的な、特に紙、あと鉄の単価が若干落ちついてきたというような話があります。それはわかるのですが、かなりこの分、下がっています。ことが売払代金の合計が5,400万円ですね。平成20年度は1億円あったのです。それが半分になりましたと。平成22年度の今年度の予

算では、これがさらに下がって、1,000万円下がって4,400万円まで下がっているということで、はっきり言って、かなり財政的には頼みにするところが大きかったのも、非常に残念なのですけれども、そこでお尋ねしたいのですが、この売り払い先の入札関係についてどのように取り組まれているのか、その点についてまずご説明をお願いしたいと思います。

環境経済部参事兼総合クリーンセンター所長　こちらにございますように、資源物、複数種類があるわけですが、平成21年度でいきますとペットボトルと焼き鉄くず、この契約につきましては、いわゆる半年契約ということで、上下（かみしも）に分けて途中で再度また入札を行っております。そのほかにつきましては、いわゆる年度契約という形で、また契約書の中には実際に価格変動等、著しくそういったこと事態があった場合については、双方で協議の上、単価を見直すことができるという条文を設けております。それに伴って、我々としては情報紙というものを参考に、当初のその契約自体が相当開きがあるかどうかというものを確認しながら、あった場合については、先ほど申しましたように協議で改正のお話を進めていくというようなことになるかと思えます。

以上です。

金澤委員　ペットボトルと焼き鉄くずについて半年ごとの入札だというふうにして、それ以外は1年に1回だと。ただし、大幅な価格変動があった場合にはお互いが不利益にならないように調整をします

というようなご答弁だったと思うのですが、なぜそのペットボトルと焼き鉄くずだけ半年ごとの入札で、ほかが行えていないのか。それと、特に缶系アルミと破碎系スチールとこのペットボトルは金額も大きいわけですよ。正直言って、事業者のほうからは自分たちが不利益になるようなことの申し立てはなかなか言わないのが当たり前の話で、市のほうから、市況が戻って上がってきているのだから、これはもっと高く引き取ってくださいよという交渉の基準はどこにあるのかと、基準が明確になっているのかと、あともう一つは、先ほど言ったように入札の状況で、入札の業者の選定と入れかえの方法について、ちょっとご教示いただきたいと思います。

環境経済部参事兼総合クリーンセンター所長 まず、1点目のペットボトル、焼き鉄くず、なぜ上下（かみしも）分けてというようなご質疑だと思いますが、これにつきましては情報紙が、月刊マンスリーというのがあるのですけれども、そういった、ほかにもインターネット等で確認はしているのですが、なかなかそのペットボトルについて言いますと、流通経路によって相当数字が開きがあるということで、こういった統一したデータのものが出ていないということがございまして、そんな意味で、いわゆる上下（かみしも）に分けて、そこで新たに入札行為を行っているという状況でございます。

それと、2点目のアルミ等について、ほかの契約に関連して、その辺の著しい開きとはどの程度、そういった基準を持っている

のかというご質問かと思いますが、これについては明確な基準は持っておりません。

3点目の入札業者につきましては、これにつきましては、物によって部内の小規模指名委員会とか意見をいただきながら決裁等で業者の選定をして指名をしているという状況でございます。

以上です。

金澤委員 今ご答弁でちょっと気になったのが、変動基準がないというところですね。やっぱりこれはルールづくりは、例えば5パーセント動いたら、きちんと申し入れをすると、こちらからですね。下がったら向こうが言うまで黙っているということで、これはしようがないと思うのです。そういうようなことで、私は基準は大事だというふうに思います。その点について、基準を早速つくっていただけるかどうか確認をしたいと思います。

環境経済部参事兼総合クリーンセンター所長 この点につきましては、基準、確かに大切なものと思います。これにつきましては、基準づくりに早目に取りかかりたいと思います。

以上です。

金澤委員 では、先ほどご答弁の中の後段の入札についてなのですが、クリーンセンター、ちゃんと入札はしているのですよね。していないと言っているわけではなくて、それこそ一番高かった前年度の入札の業者をしっかりと、いろいろな他市の情報、近隣市の情報を踏まえて、安く入れている業者で入れかえていくという、やっぱり新陳代謝をきちんとやっていくという、そのルールは守られ

ているのかどうか、その点はいかがですか。

環境経済部参事兼総合クリーンセンター所長 基本的には、その業者自体を選定するに当たりましては、例えば前年度の実績とかを踏まえた形で、できればそういった業者を入れるような形で、それではかの業者をシャッフルするとかというような考え方で、ここ数年やっております。

以上です。

金澤委員 ちょっと今の明瞭ではなかったのですが、私がお話ししているのは、他の私の一般質問でもちょっと別の部署であったのですがけれども、新しく入札に入れかえた業者が一番その年の高い札を入れていると。何でそんな業者入れてきたのという話とか、その高く入れた業者を2年も3年もそのまま、また入札に参加、指名しているという例がほかにあったので、そのようなことはクリーンセンターにおいてはいいですねと。一番高かった入札の業者は必ず外れてもらいますよというようなルールはきちんと守られていますかということを確認しているのですけれども、いかがですか。

環境経済部参事兼総合クリーンセンター所長 一概に、例えば今のおっしゃられていることは、新規の参入業者、その市自体の仕事を取りたいというような考え方のもとに、最初指名したときに割と無理して札を入れるというようなこともあるかと思いますが、基本的には、例えば同じ業者を翌年入れたとしても、結果として背伸びしているわけですから、その翌年度のその入札については、逆に同じような単価を入れるということはないかと考えております。

したがって、前年度、ある程度一番いい値で入れてくれたところについては基本的には入れて、先ほど申しましたように、ほかの業者を入れながら見積もり合わせ、入札をしていくというのが一つの形として、望ましいかはちょっと定かではありませんが、今のやり方というのは問題ないかとは思っております。

金澤委員　ちょっと質問と答弁かみ合っていないのですけれども、私は先ほど、何回も繰り返したくないので、言いませんけれども、ルールが守られているかどうかということと、先ほど業者が背伸びして入れるのは当たり前の話で、それがだめとか、いいということ自体は、それを否定すると入札を否定してしまうことになるのです。ただ、ごみの収集運搬委託のように、無謀な入れ方をして、市内の他の中小の回収委託業者が、もう仕事が立ち行かなくなるような、そのような独占的な形になるのかどうか、いいかは別にしても、もう一度明確に、私の先ほど前回の質疑にご答弁いただきたいのですけれども。部長はわかりますか。

環境経済部長　お答え申し上げます。

資源物の売払代金につきましては、より高い入札をしたところを落札するわけでございます。一例で新聞をとりますと、その紙を一番高値で入れるということでございますが、市内の業者をなるべく入れる形で、まずやっているということの現状がございます。他市の高い札を入れる人を入れれば、もっと高く売れる可能性は高いわけでございますが、市内業者育成という観点もとらえながらやっております。

過去何年かで余りにも安い値段を入れたところについては排除しております。でございますので、そのようなルールといいますか、ことは守ってやっております。

以上でございます。

委員長 よろしいですか。

金澤委員 はい。

横田委員 今のちょっと関連して、報告書の27ページ、28ページ、資源物の売払代金についてなのですけれども、その中で、その他の家電と携帯電話、特にこの2つなのですけれども、これは希少金属であるレアメタル、この回収が目的なのかなというふうに思うのですけれども、この選別はどのような形で選別しているのか、お伺いいたします。

環境経済部副参事（管理業務担当）兼宮寺清掃センター所長 クリーンセンターの堀口と申します。よろしく申し上げます。

携帯電話等につきましては、不燃物で出されたものから手選別により選別しております。

横田委員 その手選別というのは、ほぼ100パーセント手でやっているわけなので、100パーセント、漏れるとか、そういうことはないのでしょうかね。

環境経済部参事兼総合クリーンセンター所長 基本的には、その流れていく中で作業員が3人ぐらい手選別でやっている話ですから、100パーセントに近い形でその辺は回収できていると。その流れている中から取り出すことができているということでご理解いただきました

いと思います。

横田委員 これだと、確かに、さっきのコスト的なところを考えると、この金額だとちょっといろいろ大変なのかなというところを感じるのもあるのですけれども、やっぱりこの希少金属はとても大切というか、世界的にも何としても使うような形をとらなければいけないかなというふうに思うのですけれども、できるだけ市内のものを回収できるような形をとっていかないと、これからいけないのかなというふうに思うのですが、そのために回収ボックスみたいなものとか、あとは市民の皆様にもそういうのをできるだけ出してくださいというような、そのようなことは考えているとか、やっているか。

環境経済部参事兼総合クリーンセンター所長 基本的には携帯電話自体は、やはりメーカー自体の回収というものが基本ということで、市としては考えておりますので、それでその辺、メーカーに出せない方自体が出すものについてというような、どちらかといえば副次的というか、そんな意味合いで市のほうとしては受け入れているという状況でございます。積極的にすべて市のほうにというようなPRはしてございません。

以上です。

横田委員 もう一点、最後の硬質プラスチックの売却なのですけれども、32.3トン、2万7,730円、これを資源化するとか、あと最終処分場の延命というか、そういうためには結構重要なことかなと思うのですけれども、やっぱりこれは手選別でやられていると思うの

です、これも。これだとコスト的にちょっとどうなのだろうと思うので、そのコストをまた教えていただければと思うのですけれども。

環境経済部副参事（管理業務担当）兼宮寺清掃センター所長 業務委託の中でやっておりますので、この硬質プラスチックについてどうのこうのということでは費用はかかっておりません。

環境経済部参事兼総合クリーンセンター所長 今、堀口が申ししたのは全体委託の中でというお話なので、これに関していかほどというデータは持っていないということでご理解いただきたいと思いません。

以上です。

委員長 よろしいですか。

横田委員 はい。

委員長 ほかに質疑ございますか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ、次に歳出についての質疑に入ります。

以降は、歳出に関連する歳入の質疑についても許可いたします。

ここで休憩いたします。

午前10時27分 休憩

午前10時40分 再開

委員長 会議を再開いたします。

繰り返しのなりますが、以降は歳出に関連する歳入の質疑につ

いても許可いたします。

まず、款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費、項2環境衛生費、目3環境保全費、目4公害対策費についての質疑を願います。

山本委員 何点かお伺いいたします。

まず、環境課です。瑞穂斎場組合負担金の関係で、施設の運用についてお伺いをしたいと思います。決算報告書の111ページになります。市民の方からお話があったり、我々も訃報に接する等々の中でちょっと気になっておったのですが、斎場の利用に関して、市民から混雑しているのではないかといったようなお話、予約がとりにくいといったご指摘もいただいております、現状の施設の運用の中で、最長でどのぐらい待たされるケースがあるのか、把握されておれば、まずお答えをいただきたいというふうに思います。

環境課長 現状は、年末年始、あるいは春の大型連休、昨年の場合には秋にも大型連休がございましたが、こういうときに限りまして、大体最長で10日前後、待たされる方がいるという話を聞いてございます。

ただ、待たされる内容につきましては式場のみと。斎場ですね。そちらのほうの待ち日数が長いというお話でございます。

以上です。

山本委員 要するに、お葬式をやる場所が順番待ちになると。その後に来るご遺体の処理の部分はどうなっているのですか。

環境課長 焼却のほうにつきましては、瑞穂斎場組合のほうで言うのには、  
大体最長でも二、三日、あるいは長くても、年末年始休日があり  
ますので、三、四日程度の待ちだというお話は聞いております。

山本委員 基本的なことでもちょっと教えていただきたいのですが、  
お葬式開く場所が10日待ちで、ご遺体、だびに付すのが二、三日  
ということは、先にだびに付してしまっているということになっ  
てしまうのですか。

環境課長 大変申しわけございません。基本的な式場、斎場を使うとき、  
瑞穂斎場組合の中でやりましょうというときにそのケースが生じ  
るものですから、例えば市外に斎場がありまして、そこで一通り  
営みをしまして、それからだびに付すといったときには、そんな  
に待ち時間はないのです。ただ、瑞穂斎場組合の中で式場、お通  
夜とか葬儀を一通りやってからだびに付しましょうというときの  
日数が、こちらの斎場のほうで式場のほうの日数が多いもので  
すから、それがだびに付す、こちらのほうの日数はそうでもないの  
ですが、そんな回転に差があるわけです。ですから、だびに付す  
ほうの回転は速いのですが、斎場組合の中の式場の回転が、季節  
によっては遅いと。ですから、民間の施設を使っただけならば、  
比較的、それほど長い待ち時間はなくご利用できるという形には  
なっております。

以上です。

山本委員 ということは、民間の葬祭場等々をお使いいただくことで流れ  
ていると。平たい話、ご遺体が2週間ぐらいそのままになってい

るような話は生じていないという理解でよろしいわけですか。実際の流れの中です。瑞穂斎場でどうしてもやりたいという話になったら10日ぐらい待たされるということになって、そこから順番に流れていくと、ご遺体、最長で2週間ぐらいはずっとだびに付されないままあるということになりますよね。そういう部分は、よそでやってくださいと、ご葬儀に関して。という形で、きちっと振り分けがされているのか。あるいは、どうしても斎場しかあいていなくて、10日ぐらい、安置しておかなくてはいけないような状況になっているのか。その辺の現実の状況というのはどうなっているのですかね。

環境課長 基本的に振り分けをしていないと思います。あとは、それぞれ待ち日数につきまして、葬儀屋さんが間に入るわけなのですが、そちらのほうで瑞穂斎場組合のほうと待ち日数、それと施主のほうとの関係で、今、年末年始のある特定の時期をとらえますと、比較的多くなっている、待ち日数なるのだけれども、民間の使うのか、瑞穂斎場の一点に来るのか、そういったところの相談で決めているのではないかというふうには考えております。ただ、実際、瑞穂斎場組合で、今回多いので、もう閉じますよ、ほかのところご利用くださいということは一切していないという認識ではあります。ですから、民間のほうにやってくださいという話はない、瑞穂斎場組合そのものはですね。

山本委員 ただ、10日待ちということは、これは現実にオーバーフローしているケースが、例えば連休明けとか、要するに斎場のお休みの

期間があけると、どかんとたまっているという状態ですよね。それでいて、現実にオーバーフローされている状況があるというご答弁になりますよね、10日ぐらい待つケースも出てくると。10日先まで埋まっていると。必然的に埋まっていますと行った時点で、他へ振っているのと同じことですよ、その部分でいくと。そこでできないわけだから。その部分、あとは組合議会でやってもらわなければいかんのかもしれないけれども、要するに慢性的に込んでいるとかいう状況が見受けられて問題が生じているということであれば、これは今の状況では厳しいですけども、投資ふやししてでも斎場ふやさなければいかぬとか、葬儀場ふやさないといけないとかいうケースがあるのかどうか、見きわめなのですけども、その辺、ご所見いかがになりますか。

環境課長 その辺のところにつきましては、瑞穂斎場組合のほうでは、余り組合のほうで施設をつくってもいかがかというのは、いわばもうここには民間のほうの斎場をつくる余力もあるでしょうし、そういったところをもう少し見きわめていきたいというふうな見解ではございます。

以上です。

山本委員 その点のご答弁、了承したいと思います。

話、変えてよろしいですか。

委員長 はい。

山本委員 そうしたら、次に野犬と狂犬病の予防対策費、これ決算事項別明細書137ページですけども、るるご努力をいただいていると

ということで了解させていただくのですが、基本的なことではちょっとご教示いただきたいのは、野犬、野良犬の捕獲の状況ですね。苦情、ご相談等、市役所に年間どのくらい来ているものか、ご教示いただけますか。

環境課長 苦情としましては、特にカウントしていないのですが、おおむね60件程度は来るであろうというふうに見ております。

それから、野犬の捕獲につきましては、基本的にそういう話は来ますが、市のほうではこの捕獲はできませんので、今は狭山保健所のほうに通報していただきまして、保健所のほうで捕獲に当たっていただいているという状況でございます。

山本委員 動物愛護法の関係で、市に権限がないのは承知をしていますので、保健所と連携してやっただいただいているということで、年間60件内外のご相談なり苦情なりが役場に入っている。それ全部つないでいただいているという理解でよろしいわけですね、保健所のほうへ。

環境課長 基本的に連携というよりも、むしろ保健所のほうからそういう野犬のほうについての、要は放し飼いの部分ですね。保健所のほうに送ってくださいというふうな形が前からお話がございまして。ですから、とりあえず市としては保健所と、そういった意味では連携はしているのですが、苦情が入れば、申しわけないのですが、保健所のほうにまたお願いしますという話は伝えてございます。

山本委員 ワンストップになっていないということですね、この部分につ

いて。かけ直してくれというお返事を今されているということですね。役場でお受けして、保健所にこんな話があったから、あと頼むという話にはなっていないという理解をさせていただいてよろしいわけですか。

その点は、もうちょっとうまくやっていただいてもいいのかなと思いますので、これはもう答弁は結構です。

横田委員 事項別明細書135ページ、款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費の中で衛生自治会の補助金についてなのですが、726万1,690円の補助金が出ていると思うのですが、要はこの補助金の算出の根拠を教えてくださいなと思います。

環境課長 こちらのほうの団体には、運営費並びに衛生協力員、これは本部役員だけですが、それと各地区衛生自治会の補助、この3つの内容で成り立っております。

横田委員 その3つの内容で、その金額を出す根拠というか、式と申しますか、何かそのようなものがあつたら。

環境課長 運営費補助金につきましては、定額というふうな形で146万3,000円を、それから衛生協力員補助としましては2万円掛ける8人を、それから各地区衛生自治会補助金といたしましては世帯割と均等割を設けてございまして、世帯割は単価110円、均等割につきましては3万円ということで積算しております。

横田委員 そうしましたら、全国で衛生自治会というのが設置されていないところも結構自治体の中にはあると思うのですが、その

辺はどのような状況になっているかというのがわかりましたら。

環境課長 当団体の上部組織としましては埼玉県があり、その上に全国がございます。

〔何事か言う人あり〕

環境課長 大変申しわけございませんでした。全国のほうの状況は特に把握はしていないのですが、埼玉県のほうにおきましては6市か7市が加入している状況になっております。

横田委員 ありがとうございます。

今度ちょっと変わるのですけれども、報告書の112ページ、目3の環境保全費について環境の保全及び創造に資する助成事業、この中で住宅用太陽光発電システム、これの設置補助金についてちょっとお伺いしたいのですけれども、補助件数が平成21年度で62件ということだったのですけれども、これ実際申し込みは何件ぐらいあったのですか。

環境課長 冒頭、概要説明で申し上げましたが、当初で20件、申し込み件数なのですが、当初に受け付けをしたときには受け付け件数、先着順で受け付けたものですので、実際の申し込みの実数は把握できておりません。

それから、補正のほうで受け付けたときには抽せん方式をとりましたので、応募が63件ございました。

以上です。

横田委員 済みません。先ほどちょっと説明いただいたのだと思うのですが、けれども、当初が40件でしたっけ。

環境課長 当初が20件。補正が40件。

横田委員 40件に対して63件。わかりました。

この設置業者なのですけれども、できれば市内の業者を優先したほうがいいのではないかなと思うのですけれども、その辺はどうなっているのかなというのをちょっとお伺いしたいのです。

環境課長 住宅太陽光発電システムの制度を導入したときには、業者まで指定をして行う補助システムではなくて、むしろ各市民の方が自発的な行為の中で自発的発展可能な社会づくりの一端として、市民の方がお一人お一人が地球温暖化対策に取り組んでいただくという側面で制度導入いたしましたので、特に市内業者云々という部分では、特に検討してございませんでした。

横田委員 その市内業者を優先しようというような考えとか、そういうものはないのでしょうか。

環境課長 これにつきましては、制度の中に、例えばこれから新たに入間市民になる方も対象になってございます。あるいは新築のケースもございますので、その方たちが市内の業者を使うかどうかというのは、やはり施主の考え方になりますので、今のところ、環境課としては市内業者を取り入れたものを設置したところというのは、今のところは考えてはございません。

横田委員 では、もう一点お伺いします。

報告書の113ページなのですけれども、目4の公害対策費、その中で公害関係調査分析関係費について、またそれとあわせてといますか、入間市の環境調査概要というのをいただいているの

ですけれども、その40ページのところなのですけれども、地下水汚染調査の評価が環境基準を超過している地点がありましたという記載があったのですけれども、その場所と原因、今後の影響とか対策等があったら、ちょっとお伺いしたいのですけれども。

環境経済部副参事（環境保全担当） これにつきましては、平成10年度、11年度に実績調査を行った箇所が基準を既にもう超過していましたので、その追跡調査ということで、ずっと調査を行っているわけなのですけれども、それが先ほどご質疑にもありましたとおり、環境調査報告書のほうの31ページのほうに平成12年度から21年度までということで、最終的に5カ所ということで計上しております。

これにつきましては、自然的な部分の中で報告には超過しているということになっておりますけれども、平成22年度も既に調査を行っておりまして、こちらについては基準値を超過しておりません。ですから、地下水が変動して、当然水も変動しますので、そういう部分の中で箇所別に自然増で超過する場合もあるということで、去年度につきましては超過したと。1カ所、豊岡地区で超過しましたということで報告になっております。

以上です。

横田委員 その原因というか、そのあたりはどんな。

環境経済部副参事（環境保全担当） 原因につきましては、先ほど説明させていただきましたけれども、自然的な部分ですね。要は、原因が明確にわからないような形なので、毎年追跡調査をしていると。

ただし、それが年度によって超過しているときと超過していないときがあるという形です。著しく超過しているわけではございませんので。

以上です。

横田委員 自然増ということですね。

もう一つ、平成21年度の悪臭の苦情件数、これが27件で、市内で2業者、5地点を測定したということですが、これは苦情が入ってきて、苦情が多いところに対して調査をしたのか。その辺をちょっとお聞かせいただければと思います。

環境経済部副参事（環境保全担当） 当然苦情が多かった2業者につきまして行ったということになります。場所につきましては、1件が工業団地内、1件が調整区域、宮寺地区になろうかと思えます。

以上です。

横田委員 苦情があったところということなのですが、それ以外というか、市内全部で、ある程度広い範囲で悪臭があるところというような把握みたいなのはされてはいないのでしょうか。

環境経済部副参事（環境保全担当） 去年のことなので、特に悪臭、要は悪臭もございまして、それに伴う産業系の中間処分、武蔵工業団地内にあります。あるいは、狭山台土地区画整理の中に工業系用途地域がありますので、そこに進出している事業所につきまして、廃掃法における許可を取得して中間処分として処分業を行っている業者の中から悪臭が発生しているところもございまして。ただ、それにつきましては、悪臭防止法の中で基準値を超えているかど

うかというのは基準になりますので、その中で去年行った2業者につきましても、1業者につきましても基準値を超過しております。当然それにつきましても指導も行っております。現在も指導中でございます。

以上です。

横田委員 では、それに対してはしっかり指導していただいているということで、指導中ということなので、1件は改善はまだされていない。指導はしているけれどもというとらえ方でよろしいのでしょうか。

環境経済部副参事（環境保全担当） 1件につきましても確かに改善をしておるといことで、ただ、それにつきましても、まだ苦情が出ている、いわゆる苦情者のほうがございますので、そちらとの関係がありますので、継続中という形になっております。もう一件につきましても、ここでは是正勧告もしておりますので、業者はちょっと申し上げられないのですけれども、宮寺の業者につきましてもここでは是正勧告を10月1日付で行っております。それにつきましても、当然完了期限がございまして、完了期限を定めて現在指導中ということなんです。

以上です。

横田委員 もう一つ、今度ダイオキシンのところなのですけれども、市内の4カ所を選んで調査をしているということなのですけれども、見ると平均値が環境基準を大きく下回っているのです。ずっとこれは何年もそういう状況だと思えるのですけれども、これは法律で多分

決められていると思うのですけれども、必要性みたいなところに関してはどうにとらえていらっしゃるでしょうか。

環境経済部副参事（環境保全担当） 確かに基準が年々下がっているということで、ダイオキシンは過去にいろいろ報道等されまして、追跡調査をしているという形になっておりますので、今後につきましては、また部内なり課内なり検討するような形をとりたいと思います。

以上です。

委員長 よろしいですか。

横田委員 いいです。

安道委員 同じく公害対策費なのですけれども、事業所排水調査の実施というふうなことで毎年行われていると思いますけれども、昨年、一昨年と大型店からの排水流出事故が発生して問題になったわけですね。そのときには一般市民の方が発見したというふうな状況だったのですけれども、市ではいろいろ指導等々、県とも連携して行ったと思うのですが、その後、どのようにこのところについては経過がなっているのか、お願いしたいと思います。

環境経済部副参事（環境保全担当） こちらにつきましては県の事務の範囲内ということで、ことしにつきましては県と市でその後に立入調査を2回ほど行っております。水質につきましては、一応基準内に守られている状況です。

以上です。

安道委員 そうしますと、立入調査を2回というふうなことで言うと、こ

こについては特別にまた調査をしているというふうな形でとらえていいのですか。

環境経済部副参事（環境保全担当） はい、そのとおりでございます。

委員長 よろしいですか。

安道委員 はい。

委員長 ほかに質疑ございますか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ、款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費、項2環境衛生費、目3環境保全費、目4公害対策費についての質疑を終結いたします。

次に、款4衛生費、項2清掃費についての質疑を願います。

吉澤委員 一般の家庭ごみの分別についてなのですけれども、数年前からビデオ、カセットテープと、靴などもでしたかな、燃えるごみに変わったと思うのですが、これで変わった直後なのですけれども、市民の方からちょっと違和感があるというような意見も出されまして、分別に対する混乱であるとか、あと、ちょっと何年か経過して、周知もできてきたかとは思いますが、逆に分別に対する意識、プラスチックも燃えるごみでいいのではないかというような、そういう分別に対する意識を低下させてしまうのではないかというような懸念もあるのですけれども、現状どういった状況になっているのか、お聞かせください。

環境経済部参事兼総合クリーンセンター所長 特に切りかえまして、それなりにクリセンとしても、そういった情報提供してきたわけ

ですけれども、その後、電話等で照会があったことは事実でございます。その都度ご説明申し上げ、おかげさまで、ある程度理解していただいたのかと思いますが、そういった照会件数も徐々に減りつつあるというような状況でございます。

吉澤委員 では、この分別が変わったことで、逆に不燃ごみが焼却ごみに入ってしまうようなケースというのは、さほど多くはないということですかね。

環境経済部参事兼総合クリーンセンター所長 そういうご理解でよろしいかと思います。

委員長 よろしいですか。

吉澤委員 わかりました。

山本委員 まず1点目、報告書130ページ、事項別明細書143ページ後段になりますけれども、市民清掃デーの実施事業のうち実施団体補助金317万6,400円について、衛生自治会また自治会の衛生部にそれぞれ出されているかと思います。121ありますので、1件当たりそれなりの金額だと思うのですけれども、これの各団体さんでの使途、どういうふうにお使いになっているかという部分について、ある程度把握されておられるものなのかどうか。

環境経済部参事兼総合クリーンセンター所長 その点につきましては把握しておりません。

山本委員 衛生自治会の補助金等含めて、自治会で勘定を持っているはずですよ。それは取りまとめされていらっしゃるのでしょうか。

衛生自治会の補助金とあわせて、衛生自治会なり自治会の衛生部

で受けているかと思うのですけれども、このいただいた補助金についても。当然その決算収支、決算状況については、補助金出しているわけだから報告書の提出は受けているわけですね。

委員長 それは市民部のほうの範囲になると思いますので。

山本委員 わかりました。では、それはそのときお伺いしましょう。わかりました。それはちょっと置いておきましょう。

あと、報告書134ページ、最終処分場の用地取得の関係で、先ほどのご答弁の中で、21年度ですべて借地が解消されたというご説明だったかというふうに、全部の土地の買い取りがこれで終わったということですね、最終処分場について。では、確認させていただきます。

環境経済部参事兼総合クリーンセンター所長 先ほど申しましたのは埋立用地については、いわゆる公有地化がすべて図られたということでご説明させていただきました。あと残り、いわゆる焼却残渣等を持って行って、その上へ覆土するのですけれども、そういった覆土のストックヤード的なものは借地で借りております。基本的には埋立用地のみはすべて終わったということでご理解いただきたいと思います。

山本委員 わかりました。

これ埋め立ての部分の余命といいますか、その部分が、あと三十七、八年でしたか。要するに何が聞きたいかといいますと、これ埋立部分、ここで全量買い取ったと。埋め立て部分について市の土地になりましたと。あと何十年かはもつでしょうという話だ

と思うのですけれども、その先の展開はどうなるのか。掘り返し  
てずっと使うつもりなのか。それとも、また違う土地を用意しな  
いといけないとすれば、積み立てなり何なり、また考えないとい  
かぬということになるかと思うのですが、埋め立ての場所につい  
て今後の展開がどうなるのか、基本的な方向性があればお示しい  
ただきたいと思うのですけれども。

環境経済部参事兼総合クリーンセンター所長 今、容量的、過去の議会で  
もご答弁させていただいたと思うのですが、基本的には容量的に  
は53パーセントぐらいの今埋立率になっているかと思います。こ  
れも議会の中の、さきの議会でもご質疑、ご質問等ございました  
けれども、基本的には、いわゆるクリセンで出た焼却残渣等につ  
いて、再利用等の絡みが非常にリンクしているわけなのですけれ  
ども。

ちょっと蛇足になるかもしれませんが、基本的には再利用  
に向けて、我々としては予算をとっていくというような形、そ  
んな形で答弁させていただいたかと思うのですが、最後どうなる  
かという話になってしまいますけれども、再生利用のボリューム  
にもよるのですけれども、35年説、41年説という形でご説明して  
いただいているのですが、基本的には一たん埋めたもの自体を掘  
り返して、また別なところに持っていくという話になると、これ  
はまた相当な費用が当然かかるということになるかと思うので  
す。

さらにまた、では別の話として、新たな場所自体を選定してと

いう話になると、場所の選定やら環境問題とか市民対応とか、また非常にボリュームが、そういう意味でのボリュームが発生するかというような、これなども推察されるかと思うのですけれども、そういうことからすると、1つには、詳細についてはまだ詰め切っていないのですけれども、その分自体をすべて再利用に回してしまったほうが、市として見れば持ち出しが少ないのではないかと、トータル的にですね。そんな考え方もあるかと思うのです。

先ほど申しましたように、こういう考え方、いけないのかも知れないのですけれども、少しでも再利用に向けて平成41年まで、おおむね過去の1,500トンぐらい再利用に回せば平成41年ぐらいもつというような試算をしておりますので、まだその辺について細かく詰めているという状況ではございません。

以上でございます。

委員長 よろしいですか。

山本委員 わかりました。

安道委員 ごみ処理費のほうなのですけれども、報告書の135ページ、市民のほうでもリサイクル意識とか、非常に高まってきているかと思えます。この生ごみ処理機なのですけれども、生ごみ処理機については、コンポストのほうは去年は27基で、ことしが31基と微増しているのですけれども、電気式のほうですと去年は32基であったのが、ことしは15基というふうな形でとどまっているのですが、これが減少している要因というのは何なのでしょうか。

環境経済部参事兼総合クリーンセンター所長 確かにこの補助金自体、年

々勢いがなくなっているということは事実だと思います。ただ、この辺、直接この関係について市民から、例えばこの補助金等について非常にご意見とか苦情とかという、そういった情報自体も正直なところつかんでおりません。結論から言いますと、この減った理由というのは、申しわけございません、つかんでおりません。

安道委員 この電気式の処理機というのは、固定したメーカーが決まったものなのですか。それとも、市民がいろいろ希望して、こういったものでも、どんなものでも市民がお願いすれば受けているのですか。

環境経済部参事兼総合クリーンセンター所長 基本的にはメーカーの指定をしておりませんので、いろいろなメーカーを購入されて、これを申請される方も多いかと思います。

安道委員 そうしますと、これはそのまま申請件数というふうにとらえていいのですか。

環境経済部参事兼総合クリーンセンター所長 そういうご理解でよろしいと思います。

委員長 よろしいですか。

安道委員 はい。

金澤委員 ちょっと多岐にわたりますので、もしほかの方があれば、途中、3件ぐらいをめでに切りかえたいというふうに思います。

では、報告書の129ページ、お願いします。この入間西部衛生組合負担金なのですが、一番下、下段の処理量を見ていただきました

いのですけれども、今年度が生し尿で1,362キロリットル、浄化槽汚泥で1万2,379キロリットルで、対前年比で確実に減ってきています。これは、本下水の効果も含めて減ってきているのですが、2年、3年間を見ていると、例えば平成18年で言うと、生し尿では1,362キロリットルに対して1,986キロリットルなのです。かなり減っているということなのですが、この負担金の割合なのですが、日高市と負担金の割合が、上段の表を見ていただくと約73.28パーセント対26.72パーセント。つまり7対3になっているわけですね。これはいろいろと西部衛生組合の議会のほうで議決事項というのは重々存じ上げているのですけれども、入間市のほうがどんどん、どんどん、し尿処理含めて浄化槽汚泥が処理量が減ってきているわけです。これは当然入間市として努力しているわけですから。それにもかかわらず、この負担割合がほとんどと言っていいほど変わっていないというのは、これはやっぱりしっかりと入間市として西部衛生組合のほうの議会に対して意見を表明するべきだというふうに考えるのですが、その点についてのご見解をお伺いいたします。

環境課長 ただいまの負担金の割合につきましては、今のところ組合規約のほうに定められてございますので、今おっしゃられたとおりに、両市の正副管理者並びに組合議会等でご審議になるべき案件であろうかというふうには理解しております。ただ、前段としましては、事務方でこちらのほうを一度俎上に、テーブルに出してみるような心づもりではおります。ご理解いただければと思います。

今後の取り組みということでお願いいたします。

金澤委員 その点、よろしくお願ひしたいと思ひます。

では、次に移らせていただきます。クリーンセンターに移りたいのですけれども、まず概論から言つて、市民の中からクリーンセンターについての苦情をお聞きするのは、やはり繁忙期にすぎない並んで行列ができて待たされるのです。これは確かに、毎日、毎日ではないのはわかっています。しかし、クリーンセンターとしても大体季節柄とか、土曜日とか、連休明けとか、わかるところですよね、込むというのは。それも含めてやっぱりしっかりと、行列ができてもしようがないではなくて、そう思っていないでしょうけれども、いかに早く行列をつくらないかというご努力をやっぱりしていただきたいのですが、今まで過去、行列をつくらないための業務の効率化という点でどのようなご努力されているのか、それをお伺ひしたいと思ひます。

環境経済部参事兼総合クリーンセンター所長 金澤委員がおっしゃられるように、土曜日また年末年始、非常に渋滞があるわけですがけれども、例えば年末年始を例にとりますと、全員職員自体が、通常、例えばプラントの中に入っていくその受け付けのルート自体を職員をふやしまして、2班、3班とかというような形をふやしてやるとか、あと、例えば粗大絡みで、通常は第2計量で出ていくわけですがけれども、そういったもの自体を南側に出入り口があるのですけれども、そういった別なところから出ていっていただくような形とか、そういった人的、またその搬入された方の中のルー

ト自体を少し工夫をしながら、処理が少しでも短時間で済むような対応というのは従来もっております。

ただ、私が思うには、やはり今の段階で、同じ施設の入る、捨てる場所も限られている中で、例えば人だけどんどんふやしたら対応できるのかとかという問題というものも、なかなかこれは難しいのかなと思います。確かに40分、50分とか、例えば土曜日なんかにしても400から500台ぐらい来る日もあるのですけれども、年末はそんな比ではないですけれども、年末年始は。

その辺について、あとは、待たせる解消にはならないのですが、部の中で応援を求めたりして、また外の仕事になりますけれども、そういった協力体制というものもとったりして、今、正直言って、これ以上、今の段階でその辺を解消する施策というのは、今の施設の何か人的なことだけでも解消できないので、非常に苦慮しているというか、ちょっと限界かなというふうに個人的には感じております。

金澤委員 限界と言ってしまうと先に進まないのですけれども、基本的には、市民に込むときを避けて来てくださいと言うのは、これは当たり前前の話で、これは市民側としてもやっぱり自分自身で努力しなければいけないのですが、なかなか仕事、共働きの関係とかで、どうしてもやむを得ず土曜日という場合があるというふうに思うのです。そういう意味で、例えば今現在、午前中で打ち切っていますよね、土曜日なんかは午前中で。それを、例えば若干受け付け時間を延長するとか、特に一番込む受け付けの部分ですよ。

受け付けの部分でもっと処理効率を上げる何か工夫をするとか、もっともっとこれは改善すべき点があるというふうに考えますので、これは今後改善に期待したいと思います。要望にとどめたいと思います。

次に、クリーンセンターの維持管理費についてなのですが、そのうち事項別明細書では145ページの維持管理費に当たると思うのですがけれども、特に取り上げさせていただきたいのが燃料費なのですがけれども、クリーンセンターさんは燃料を重油ですか、ずっと同じ業者で固定されてきましたよね。その点、間違いのないですよね。

環境経済部参事兼総合クリーンセンター所長 そのとおりでございます。

金澤委員 これについては私も議会で取り上げさせていただいて、市内の組合で同じ単価であるならば、同じ業者に固定する理由というのが、やっぱり根拠は見当たらないだろうということで、後ろ指を指されないように適正なローリングが必要だろうというふうに考えて提案させていただいたのですが、その後の検討の経過はいかがですか。

環境経済部参事兼総合クリーンセンター所長 今の関係につきましては、市として考えるということで、いわゆる総務、管財課のほうで、その辺の取り決めについては検討しているところだと思います。それまでの間は基本的には従来どおりというような指示もございまして、今のところ、その指示を待っているような状況でございます。

以上です。

金澤委員 これについては原課としても積極的な発言なり対応をお願いしたいというふうに思います。

それと、続きまして、いいですか。

委員長 どうぞ。

金澤委員 続きまして、報告書の131ページの監視業務委託なのですが、ごみ不法投棄監視のうちの監視対策業務委託料があります。今年度が234万7,800円で、前年度が273万円ですので、前年度に比べて下がっているのです。1割強、下がっています。これの下がった理由というのはどのような理由で下がったのか、お知らせください。

環境経済部参事兼総合クリーンセンター所長 この委託業務の契約内容に入るわけなのですけれども、やはり雨の日とかというものの自体はそういった回収に行かないというような、いわゆるこれについて実際の稼働率をもって支出しているということもございまして、その辺の差につながっているということでございます。

以上です。

金澤委員 今の説明でわからないのですけれども、もうちょっと詳しく説明していただけますか。

委員長 暫時休憩いたします。

午前11時30分 休憩

午前11時31分 再開

委員長 会議を再開いたします。

環境経済部参事兼総合クリーンセンター所長 実施可能と思われる場合、いわゆる実施できる日、その辺、天候不順とかありますから、その辺については、いわゆるあらかじめ市のほうと協議をなさいよと。市のほうで、実際にこれでは無理だろうとか、そういう指示をするわけなのですがそれで年間を通しまして、当初の契約なのですが、それを基本的には実際の実働日数に基づいて変更契約をするという形の契約になっております。そういったことから、その年の回収作業日によって差が出たということでご理解いただきたいと思います。

以上です。

金澤委員 ちょっと基本的なことで恐縮ですけども、今のご答弁によると、要するに日給払いということで、これは委託で請負で出していて、そういうでき合いで、それは可能だということですね、法的にね。

環境経済部参事兼総合クリーンセンター所長 委託内容からして、その辺は問題ないという理解で今進めております。

金澤委員 では、その点は了承いたしました。

次に、同じく報告書131、132ページのごみ収集運搬委託事業費なのですが、そのうち1から4まであるうち資源ごみの収集運搬業務委託料、約1億900万円についてなのですが、これについては以前も議会で取り上げさせていただいて、特に紙などの契約単価ですか、の見直しを頻度を上げてくださいねというふうに提案

させていただいているのですが、その後の経過はどうなっているでしょうか。

環境経済部参事兼総合クリーンセンター所長 この関係につきましては、いわゆる基本的には平成19年度から5年間同じ業者でと。この前段としてはちょっとあれですけども、過去の合特法の絡みとか、いわゆる収集するに当たっての会社としてのパッカー車の台数とか、人的なものとか、そういったものを踏まえまして、平成19年から5年間については、いわゆる同一業者にこの業務を基本的には発注するという一つの形で動いているわけでございます。平成24年度から、新たにそういった業者について、またさらに指名をいたしまして契約を締結していくという考えでおります。

金澤委員 なぜこれ取り上げているかといいますと、市が出しているお金の資源ごみの処分を業者に任せているために、市況が上がっているときにはその業者が差益がすごい膨らんでいて、年間1,000万円近くなっているという指摘を以前させていただいたのです。ところが、逆に今は、先ほどの質疑でもありましたけれども、市況が下がってきたというような中で、またコストである燃料代も上がってきたとか、いろいろな面で、逆に業者から苦しいよというような申し立てもあったと思うのですけれども、その点についてはいかがでしたか。

環境経済部参事兼総合クリーンセンター所長 特に業者のほうからは、そういった申し出のほうは来ておりません。

以上です。

金澤委員 これは、ということであれば、これだけ市況が下がってきているにもかかわらず、申し立てがされないということは、かなりの営業努力をされているか、もともとの契約がかなり甘かったのか、どちらかと考えるのが自然なわけですね。どのようにお考えですか。

ついでに、重ねてお聞きしますけれども、では具体的にお聞きしますけれども、平成19年当時の、例えばそれこそ資源ごみ、古紙、古新聞などのトン当たりの単価と現在の単価の違いはわかりますか。市況でですよ。

環境経済部参事兼総合クリーンセンター所長 単価の変遷ということでございますが、平成19年度が6,000円、平成20年度が8,000円、平成21年度が4,000円というような変動がございます。

それで、もう一点、先ほどのご質疑に関連して、ちょっと私の説明がいけなかったですけれども、ご承知かと思うのですが、5年間云々という話で、同じ業者に同じ単価でやらせているということではございません。毎年、基本的には、いわゆる見積もりをとって、その辺の額も当然変えておりますので、その点だけちょっと、私の説明不足がちょっと誤解を生んだかもしれないので、補足をさせていただきます。

金澤委員 ちょっと聞いているほかの委員の方もよく理解できていないと思うのですが、結局、平成19年当時、1トン当たり6,000円でいいですよといったものが、実際には市況にその業者が持っていくと2万円近くで売っているのですよね。売っていたのですよ。

つまり、1トン当たり1万4,000円は業者の丸々差益になっていたわけですから。2万円で卸には売って、そのうちの6,000円を入間市に払っていたと。だから、1万4,000円、業者の手元に残っていたということをご指摘させていただいたのです。

先ほど市況についての、あくまでも6,000円、8,000円、4,000円という推移は、市が業者に1トン当たり払ってくださいによってお願いしている金額であって、市況ではないですよね。その市況との乖離について把握されていますかということをお聞きしているのです。

環境経済部参事兼総合クリーンセンター所長 実際、乖離ということもあるかと思えます。そういった意味を含めまして、新たに平成24年度から業者を、また同じ業者になるかわかりませんが、いわゆるシャッフルして新たに決めていくと、そんな考えであります。乖離はあるかと思えます。

金澤委員 繰り返しの件なので、この件についてはこれまでにとどめますけれども、1年間で最大、年度によっては1,000万円以上、市が本来入るべき利益が遺失していたという点を重々理解して、今後にかかしていただければというふうに思えます。これは要望にとどめます。

続けて大丈夫ですか。

委員長 ほかに質疑の方いらっしゃいますか。

野口委員 金澤委員ほど勉強していないので、特に新聞等の回収の契約関係なのですけれども、これはこの資源物売払代金のこのお金とい

うのは、実際問屋が買ったお金ではなくて、業者が6,000円で払いますよというか、そういったお金なのですか。つまり業者との関係で決めているお金なのですか。素朴に考えれば、ここに歳出のほうで資源ごみ収集運搬業務委託料あるので、これを問屋まで運んでくださいよと。これだけ払いますよと。問屋が払ったお金は公会計へ入りますよと、普通そういうふうに自然と思うのですけれども、私、不勉強なので。入間市は運搬業者が代金を契約によって年間6,000円なら6,000円払っていくのですか。ちょっとそこだけお聞きしたい。

環境経済部参事兼総合クリーンセンター所長 基本的には収集運搬業務委託ということで、業者は市内の資源物自体を回収して、それを処分して、そのお金については市のほうに入ってくるというような基本的な考え方です。

野口委員 その有価物としてお金を運搬業者が払うのですか。それとも、最終的に市場の値段によって問屋が払ったお金が市に入ってくるのか。あらかじめ1年間、業者に1トン当たり8,000円ですよとかいって、それが入ってくるのか。

委員長 ここで休憩いたします。

午前11時43分 休憩

午前11時44分 再開

委員長 会議を再開いたします。

環境経済部参事兼総合クリーンセンター所長 基本的には、今言った収集

業者自体が問屋に卸して、そのお金自体を市のほうに振り込んでいただくということになっております。

〔何事か言う人あり〕

環境経済部参事兼総合クリーンセンター所長 繰り返しますけれども、委託は委託で収集委託として、そういう委託契約を結んで、いわゆるその業者が市内の資源物を集め、そのもの自体を問屋に売り、その売ったお金自体は市のほうに入ってくるという形です。

〔(回り……) と言う人あり〕

環境経済部参事兼総合クリーンセンター所長 そうですね。それと、関連して、ちょっと前後してしまって申しわけないのですが、この関係につきましては、過去の議会でも質問があったように記憶はしているのですが、いわゆるその収集委託料等、この資源物の売却する単価、この辺自体が、結論から言うと収集委託料本来であれば、もう少し高くなっているところ自体を、先ほどの利ぎやの問題もあります。そういったもの自体で収集委託量自体が圧縮されているという状況もございます。ただ、これがいいのかどうかという話自体は、決して好ましい問題ではないと理解しております。これにつきましては、先ほど、5年が切れる、その段階で新たに見直していきたいと、このように考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

環境経済部長 今、吉田所長のほうからご答弁したところで、ちょっとニュアンスが違っているのではないかと思いますので、訂正させていただきます。

収集業者から納入される、例えば紙の代金につきましては、それを幾らで買うという一応入札をしまして、その金額が入っているわけでございますので、金澤議員が言うように、業者が幾らで、いわゆる紙問屋さんへ売っているのかというところまではつかんでいないわけでございます。したがって、その差益が非常に乖離があるのではないかというご質問のわけでございます。そのようなことを防止するために、平成24年度からはそれは改めようというこの今方針が決定してございます。

以上です。

野口委員 その改めるといのは、やり方自体がどっちがいいのか。つまり、問屋からの代金はスルーで、そのかわり委託費は保障しますよという方法をとるのか。それとも、入札のあれを時価に近づけるという努力なのか。どっち、どういう見直しかというのをもう一度確認したいので。

環境経済部長 紙問屋からじかに代金を納入していただく方法に持ってきてほしいということでございます。

委員長 よろしいですか。

野口委員 わかりました。

金澤委員 続けて、恐縮です。

次に、報告書の133、134ページになります。その中で、分別の関係で、容器包装リサイクル法に基づいたプラスチック類の資源化を図っているということで、入間市は大変優秀であるというふうに私は理解しているのですが、その点について何かご見解あれ

ば、ご所見を伺いたいと思います。

環境経済部参事兼総合クリーンセンター所長 今回の拠出金のお話かと思うのですけれども、基本的には昨年が4,100万円で、平成21年度分も3,800万円ですか、昨年度より下がるのですが、同じような形で拠出金も入るような形になっているかと思います。我々としてみれば、当然、さきの議会でもこれもご答弁させていただいておりますけれども、やはりこれからも拠出金がもらえるような形で、品質等について市民に対するご協力等をまた改めて求めていきたいというような考え方でおります。

以上です。

金澤委員 大変控え目な答弁で、誇るべきは誇っていただいていた方がいいというふうに私は思っていますので、もっと積極的に答弁していただければと思います。これはこの点だけにとどめたいと思います。

次に、報告書で134ページから136ページまでの最終処分場用地取得事業です。先ほど山本委員も触れましたが、このごみ最終処分場については、資料の借地の11番の2ページを見ていただくとわかるのですが、この中のうち、先ほどセンター所長からご答弁あったように、すべてが買い上げたわけではないということで、借地がまだまだ残ってしまっていて、かなりの金額を毎年、毎年払っている。今後はやはりまだまだ、10年、20年延命化をして図っていくのであれば、これはトータルで見れば買い上げたほうが安く済むだろうというふうに考えるのですが、残地の、残っている借地の買い上げについての検討とか方針があればお示しいただき

たいと思います。

環境経済部参事兼総合クリーンセンター所長 おっしゃられるとおり、借地、覆土用地がメインになるかと思うのですけれども、その辺について長く、平成41年まで仮に延びたとすれば、今の単価、いわゆる地価の状況からしてみれば、確かにおっしゃられるように買い上げたほうがトータル的には市として有利という考え方も出るかと思います。ただ、今の段階でその辺について購入についての考え方は持っておりません。

以上です。

金澤委員 単年度の予算的な問題もあると思うのですけれども、この点については相続の時点も含めて、やっぱりトータルコストを下げるという意味では、買い上げの方向に早期に踏み込んでいただければなというふうに思います。

1点お聞きしたい。その中で、後番の4番です。廃プラスチック減容施設については、機械を撤去した後、いろいろなものの、はっきり言って今物置になっているわけですよね。現状の利用方法と今後のあり方についてご見解があれば、お伺いしたいと思います。

環境経済部参事兼総合クリーンセンター所長 今おっしゃられましたように、減容施設、容器自体を溶かして圧縮するという、そういった設備があったわけでございますけれども、今は稼働しておりません。今は、いわゆるみどりの課でチップにする、そういった機械が1つと、あとあわせて、うちのクリーンセンターとして、いわ

ゆる市内の家電品の不法投棄、その辺の一時ストックヤードとして活用している状況でございます。当面、なかなかそういった、仮にストックヤードとしても確保できないということもございまして、今の形態を当面まだ続けていきたいと、このように考えております。

以上です。

金澤委員 あくまでも市の土地ではなくて、年間90万円払っているお金がかかっている土地ですので、あるべき姿ですね。今の姿がだめということではなくて、もっと有効な活用方法があるのではないかと、いうふうに思いますので、検討を要望したいというふうに思います。

続きまして、ちょっと戻って恐縮なのですが、133から134ページの、先ほど出た焼却灰の再生処理の話なのですが、平成21年度、22年度は確かに財政的な問題で、突発的な例とか考えるのですが、今後財政的に、また突然の世界的経済不況などの折に財政上の問題で、またこの再生処理業務が中断するとか、というようなことがあり得るのか、ないのか、その点についてはいかがですか。

環境経済部参事兼総合クリーンセンター所長 この辺につきましては、我々のほうで予算の割り振りをするセクションでございませんで、我々としては、当然再生利用につきましては強く担当部局のほうに要望していくということのみになるかと思っております。

以上でございます。

金澤委員 部長のご見解はいかがですか。

環境経済部長 担当部長としては、半分と言わず、全部やりたいという気持ちは持っております。しかしながら、これは市全体の財政支出のバランスで財政を決めているわけですので、その点をご理解いただきたいと思います。私としては、なるだけ多い量を再生利用していきたいと今後も考えております。

以上です。

金澤委員 これは名前出してはいけないのかもしれないのですけれども、例えば加治丘陵のさとやま自然公園の購入をストップして、財政的に苦しいからストップするというのであればまだしも、最終処分場の延命の話ですので、これを財政上の問題でとめてしまって、何年もとめてしまうと、これは5年後、10年後、後からきいてくる話ですけれども、大変な騒ぎになるわけですね。市挙げての大騒ぎになると思うのです。やっぱりこれについては部を挙げて、この予算は死守していただくというような決意を持っていただきたい。これ以上は要望にとどめたいと思います。

それと、最後に報告書135ページのごみ減量化・資源化事業なのですが、資源再利用奨励補助金、これですね。これ議会でも取り上げさせていただきましたが、今から振り返って、ことしの頭の奨励補助金の減額の仕方は、よかったのか、悪かったのか。反省すべき点があったのか。今から振り返っていかがですか。

環境経済部長 今のご質疑は平成21年度の決算についてでございますので、平成22年度の話でしょうか。

金澤委員 実際に平成22年度に絡むのですけれども、それ自体、取っかかったのが、ことし平成21年度中の、ことし平成22年の頭の話ですよ。

もうちょっとわかりやすく言いますと、各自治体などがそういうふうな再資源化ということで一生懸命みんなで協力をして、古新聞等を集めて、それで市に届け出をすると奨励補助金がもらえたと。1カ月、1回当たり1,000円のお金をもらえましたよと。そういうのを1カ月1,000円もぶった切ったし、単価も切ったわけですよ。そのときのやり方というのが、きちんと自治会なら自治会連合会に十分な説明もなしに突然やったわけですよ。私はその当時の自治会長、何人かの自治会長さんと話をして、説明も何も無いまま、いきなり切ったよというような話を聞いていますので、そのやり方がよかったか、悪かったのか、今後反省すべき点、生かす点があるのか、ないのか、それを確認したいと思います。

環境経済部参事兼総合クリーンセンター所長 今回の金澤委員の、まさに同じ質問、過去にされているかと思いますが、その点は、たしか部長答弁だと記憶しているのですが、その辺については反省すべきところは反省し、いわゆる今後そういったものについて、こういったことがある場合、あらかじめそういった情報提供については積極的に進めていきたいというふうな形でご答弁させていただいていると記憶しております。

以上です。

金澤委員 それで、最後に、これについてはちょっと数字、単年度の数字だけは並んでいますので、今後この決算報告書の書き方として、3年間ぐらいの数字を比較した表形式の書き方に改めていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

環境経済部参事兼総合クリーンセンター所長 ほかの経年、ほかの分野にも影響しますので、その辺については研究、検討材料として受けとめさせていただきたいと思いますが、いかがなものでしょうか。

その1項目だけではなくて、すべてこういった資料については……。

環境経済部長 今の点につきましては財政課と協議いたします。財政課のほうでよろしいということであれば、載せるような形にさせていただきたいと思います。

金澤委員 そんな難しい話ではない。例えば、前の報告書の132ページあたりから見ていただくと、ごみ排出量、管理業務委託料含めて前年度比等が入っていますよね。だから、その比較表、前年度とか3年ぐらいの数字の推移を表として出していただけないかという、その書き方にしていただけないかと言っているだけなのですけれども。

環境経済部参事兼総合クリーンセンター所長 部長が答弁したのは、基本的にはこの辺については我々の所管ではなく、向こうの意見というものの自体が相当反映されるということで部長答弁しました。

それで、要は当然、環境経済部以外、他の部分の関連もござい

ますので、それとの整合ということも図る必要があるかと思うのです。ですから、その辺については、また担当部局のほうとも調整をした上で対処、対応させていただきたいと、このように考えております。

金澤委員 結構です。

小島委員 借地と貸し付け状況の中の5番目、ちょっと確認なのですが、入間市総合クリーンセンター及びペアーレ埼玉駐車場用地というふうに出ていますけれども、ペアーレ埼玉は運営は個人的な運営していますよね、個人に売却してありますから。それをこれに関しては、その部分はその個人のペアーレの経営者の方から差額はもらっているのでしょうか。

環境経済部参事兼総合クリーンセンター所長 この関係につきましては、当時ペアーレ入間の時代ですよね。その辺自体、その前ですと、要はクリーンセンターをつくるときに地元の対策協議会、地元の要望として、あの中におふろの施設とかというものもあったわけですが、1つには、やはり財政上、いわゆるおふろも含んで形、あの敷地の中にですね。そうすると莫大に費用もかかって。端的に申しますと、いわゆる一つの協定に基づいて、いわゆるペアーレ入間が埼玉に移ったわけですが、入間市、これは企画サイドが窓口になっておりますけれども、そちらの協定によって従来から、基本的には誘致したということがあつたわけですよね。そういったことからして、ペアーレの駐車場については市が借地代を払って、クリセンとペアーレ利用者の用に供するというよう

な形、協定に基づいた形でお貸ししているというか、両方で使っている。そういう形でご理解いただきたいと思います。

委員長 よろしいですか。

小島委員 はい。

永澤委員 決算書の145ページなのですが、これ以前にもお聞きしたので、もしかして二重になってしまうのですが、監視員を6カ月、緊急雇用で置かれたかと思うのですけれども、実際、紙単価も下がっているのです、成果ということでは難しいかもしれないのですが、この半年間と、今年度の9月までの半年間でどういった成果、要するにどのぐらい監視の中でそういう方を阻止できたのか。また、成果というのはどのようにとらえていらっしゃるのか、お伺いしたいと思います。

環境経済部参事兼総合クリーンセンター所長 今回の緊急雇用、県の補助を受けまして、その資源物の抜き取り、そういったものを防止する意味で委託をしているわけでございますけれども、経年からいくと、平成19、20、21年度で申しますと、市民からの通報ということで聞いていただきたいのですが、平成19年度が26件で、平成20年度が23件、平成21年度が17件と徐々に、通報だけなので、何ともちょっと、これですべて減っているのかということにはつながらない、ちょっときついかないかと思っておりますが、そういった市民からの通報というのは減っている状況から申しますと、やはりこういった対策という成果が出ているのではなかろうかと、こういう形で理解しております。

永澤委員 この実際、監視員が発見したというか、見つけた、2人1組でしたっけ、4人1組でしたっけ、行ったその中で実際に発見したとか、そういうことはあったのですか。

環境経済部参事兼総合クリーンセンター所長 基本的には、日報、週報という形で、そういった報告が上がっております。その中で、やはり車両のナンバーとかというものの自体を記載されているということございまして、ただ、実際につかまえるという話というのはなかなか、この緊急雇用で委託する前、我々職員でも実際3人編成で市内資源物の回収早朝パトロールやっていたわけなのですが、なかなか実際に、私が初めて行ったとき、1件はつかまえたのですけれども、残りというか、その後、逆に、当然抑制する意味ですから、車にもパトロールと張って回るのでありますが、彼らは彼らで、その辺、我々とわかると物すごい勢いで逃げていくというような状況もございまして、一つには、なかなか現行犯逮捕ということもあったりして、その辺でシルバーの方がそこまでやられるというのは、なかなか難しいのかなと。ただ、我々としては、そういった車両ナンバーとか、できる範囲で写真とか、そういうデータで把握して、なおかつ、頻繁に発生する場所、つい最近もあったのですが、これは警察の方が張り込んでいて、それで実際に逮捕したという事例もございまして。なかなかその辺が、シルバーの方にどこまでという話がなかなか難しいところがあるのですが、基本的には今回の委託業務というものは抑制につながっているという形で理解しております。

野口委員 ちょっとそういうことを聞くと、また聞きたくなる性分で。市の人がつかまえたということどういうことなのですか。本当に現行犯逮捕で、現行犯だったら市民でもつかまえられるのですか。本当にそういう意味なのですか。

環境経済部参事兼総合クリーンセンター所長 表現がちょっと申しわけございません。要は、実際にそこでとった現場を我々自体が押さえて、それでその場で110番通報して、あのときは、蛇足ですが、パトカー3台ぐらい来て、お巡りさん来て、それでその人自体を狭山署のほうで事情聴取してというような。ただ、実際はそれを起訴するというのは、ご承知かと思えますけれども。

野口委員 それはまた向こうの問題。

環境経済部参事兼総合クリーンセンター所長 金額的なこともございまして、あれなのですが。

野口委員 状況はわかったのですけれども、別に逮捕というのではなくて、被害届を出すと。それで、いわゆる被疑者らしいというか、ナンバーを書いて、捜査するかどうかは警察のあれで、被疑者とするかどうかはね。被告とするかどうかはまた別として。被害届を出すということは、ナンバーがわかっているならばやってもいいのではないかなと思うのですけれども、そういったことは。

環境経済部参事兼総合クリーンセンター所長 先ほど申しましたように、基本的に現行犯ということがございますので、資料の要求としては、我々としてみれば、こういう車が頻繁に、市の財産であるもの自体を盗んでいるということが情報としての提供はしているの

ですが、基本はそれだけをもって警察が逮捕して事情を聞くということまでは、あくまでも現行犯逮捕ということですので、非常にその辺が歯がゆいところではないかと理解しています。

野口委員 警察はそういうふうに行現犯逮捕でないと対応しませんと言いつ切っているのですか。

環境経済部長 持って握っている量だけです。こちらに積んである量は、もう過去にあったのはだめです。ですから、十何円の損失を出す。ですから、それらしき車を見つけても、そういう情報は、今言ったように警察へ所長のほうから送っているということはしていますが、それは捜査に加担しているとか、そういうような形になっているというわけではございません。

委員長 よろしいですか。

野口委員 はい。

委員長 ほかに質疑ございますか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ、款4 衛生費、項2 清掃費についての質疑を終結いたします。

ここで休憩いたします。

午後 0時08分 休憩

午後 1時00分 再開

委員長 会議を再開いたします。

次に、款5 労働費についての質疑を願います。

横田委員 事項別明細書の147ページ、報告書で137ページなのですがけれども、労働諸費の中で、シルバー人材センター補助金についてお伺いしたいと思います。

このシルバー人材センター、来年から公益法人化するか、社団法人化するかというふうに迫られていると思うのですがけれども、その点を絡めてと伺いますか、積立金の状況は今のようになっているかをお伺いしたいと思います。

商工課長 まず、公益法人か、一般法人か、今ここで日本中の特定法人がその切りかえに向かって勉強会をしております。それで、例えばの例ですと、入間市でもう一つ管理しているサービスセンターというのがあります。そこは一般法人に向けて移行をしていく措置を固めております。シルバーさんにつきましては、今、勉強の段階で、公益に進むか、一般に進むか、まだ確定をしていない状況であります。1カ月後ぐらいにも先生を招いて、公益法人と一般法人の違いを勉強会をする予定になっております。

それと、もう一つの質問は、その積立金は、特に公益、一般に関する積み立てではありません。活動センター建設積立資産として8,200万円、記念行事積立資産として1,000万円、独自事業立ち上げ積立資金として500万円、財政調整積立資産として800万円、合計1億500万円の現在シルバー積み立てがあります。

大きな2つの項目があります。活動センター積立金が8,200万円ほどあります。これは、シルバーは高齢者事業団として発足以来、ことして30年を迎えております。当初から事務所は2回ほど

引っ越しをしております。かねがね、シルバーとしては自前の事務所を持ちたいと強く願っておりました。市にも土地をどこか提供してくれないかという、いろいろ事前相談が前からあります。そのかねがねの目的であります活動センターを自前で持ちたいということで、毎年積み立てをしております、ここで去年の決算では8,200万円の積み立てができたのが現状であります。

それと、もう一つ、記念行事事業積立資産として1,000万円ほどあります。これは、ついこの間の9月18、19日の土日で、彩の森公園でやりました。シルバー人材センター30周年記念式典を行いました。1,000万円の、実際には予算的には1,200万円ぐらいの予算でやりましたけれども、主な内訳は式典費が310万円、記念誌の作成料が315万円、記念品代が400万円、これでおおむね1,000万円になってしまうのですけれども、この1,000万円の積み立てに関しては、この30周年記念で使わせていただいております。

以上です。

横田委員 その公益法人化するか、社団法人化するかなのですけれども、それで市が関与できるというか、補助金出しているわけなのですから、その辺が何か変わってくるとかということはあるのですか、どちらを選ぶかで。その辺は全然。

環境経済部長 お答え申し上げます。

まず、社団法人としてシルバー人材センターは1個の人格を持った法人でございますので、市と対等の立場でございますので、その内部的な決定に市が口を挟むことはできません。補助をでき

るか、できないかは、公益社団法人であろうと一般社団法人であろうと区別はございません。補助できることになっております。

以上でございます。

横田委員 その補助金なのですけれども、平成20年度で1,200万円、平成21年度で1,000万円というふうに年々下がってきているかなと思うのですけれども、これの拠出する基準というか、算定基準というか、そのようなものはあったら教えていただきたいのですけれども。

商工課長 計算上の算定基準は設けておりません。ただ、近隣市の状況、また財政の状況、その辺を総合的に加味して、なおかつシルバー人材センターの営業というか、収益を加味して、毎年少しずつ下げていく現状であります。

横田委員 ということは、毎年、そのシルバー人材センターの状態がよくなっているから徐々に徐々に下げていっているという理解の仕方よろしいですか。

商工課長 はい、そのとおりです。ただ、今のところ、ゼロにするつもりは、まで行くつもりはありません。

横田委員 ちょっと気になることが、補助金が出ているわけなのですけれども、先ほどのお話で、自分のところの事務所ということで積み立てをずっとしているということですよ。積立金が大分たまってきているということで、自分の事務所をつくるため、ビルか事務所かあれなのですけれども、その辺にちょうど市からの補助金が当たってしまっているなんていうことはないのでしょうか。そ

れだけちょっと気になるので。

商工課長 シルバーの年間の予算というか、事業費、実績が約8億円になっております。市からの補助金も、その中に組み入れてやっております。ですから、直接市の補助金が積み立てにいったとは言い切れ、何と申しますか、8億円の予算の中に組み入れて、その事業費やって、残りが積み立てにっておりますので、市の補助金イコール積み立てとは解釈上はしてないつもりです。

委員長 よろしいですか。

横田委員 はい。

安道委員 そうしますと、今のシルバーさんの総事業費が8億円というふうなことで今出されましたけれども、かなり大きく展開しているというふうに認識したのですけれども、そうしますと、今後こういうふうな形で一定の金額、市から助成していく。今後も続けますというふうなことですけれども、順調にいつているのであれば再検討という余地もあるのではないかと申しますが、この補助金のあり方についてはどのような検討がされているのでしょうか。

環境経済部長 お答え申し上げます。

まず、このシルバー人材センターは、昭和55年に高齢者事業団から発足したところをご存じだと思いますが、あくまでもその事務員の給料とか、諸経費を賄うために補助金を支出された経緯がございます。

今現在、プロパーの人が10人ぐらいいるのだけかな、8人で

すか、8人いて、その人の給料以上に補助している実態はございません。したがって、今後、そのシルバーが一般社団法人を選ぶのであれば、その利益をもって、その経費を賄える状態と判断すれば、補助をどんどん低減していくと。それは自立と言え、自立という形になるでしょう。ただし、公益を選びますと、どうということになりますかといいますと、やはり公益の事業はかなり限定されますので、今の仕事の大半が、いわゆる労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律というのができておりますが、いわゆる労働者派遣法ですけども、これが成立しますと、できない事業がほとんどになってきます。ですから、一般を選ぶか、公益を選ぶのか、我々は口は出せませんが、どちらになるかによって、それは判断していきたいと、こういうふう考えております。

安道委員 そうしますと、この法人をどちらに選定するかというのは、これはいつまでに決定というふうになっているのでしょうか。

商工課長 平成25年の、たしか11月の末が締め切りです。ただ、それは、それまでに締め切りまでに結論。認可を得るわけですから、最低、それより半年ぐらい前には申請書を出さないと間に合わなくなる。そういう順番になっています。

安道委員 そうしますと、いずれにしましても、平成25年度には確定というふうな形になるというふうなことでいくと、今どの程度進んでいるというふうなことなのでしょうか。

商工課長 シルバー人材センターの大もとであります埼玉県シルバーの組

合があるのですけれども、そこでも勉強会を、もう去年の段階で開催しております。それで、独自で来月、ちょっと日程がまだ確認していないのですけれども、来月も独自で先生をお願いして勉強会を開く予定になっております。その勉強会以降、結論というか、方向づけが出ると思います。

安道委員 県内の他の自治体では、動向としてはどちらの方向とかというのはある程度出てきているのでしょうか。

商工課長 埼玉県では公益法人を進めております。県内のシルバー人材センターを公益を進めております。それで、まだほかの県内のシルバーさん、全部自分たちでの方向づけの決定はまだしておりませんけれども、県では公益を進めている、そういう状態になっていきます。

委員長 よろしいですか。

安道委員 はい。

金澤委員 まず、先に、私もちょっとシルバー人材センターの先ほどの横田委員の答弁に関連して、ちょっと確認したいのですけれども、補助金がどんどん下がっているのはシルバーの経営がよくなっているからだというようなご答弁されましたよね。よくなっていると。どこがよくなっているのですか。ことしの事業収入が11.6パーセント、1割も減っているのです。平成20年度は6.9パーセント減っているではないですか。全然よくなっていないではないですか。何でよくなっていると答弁するのですか。おかしいではないですか。もう一回ご答弁ください。

商工課長 現実には少しずつ積み立てが行われておりますし、それと去年の段階では自主事業としまして、自前の費用で小学校の美化運動に、自分の会員さんをシルバーさん自分の予算で雇って、それで小学校の美化運動の事業、これもたしか2,000万円ぐらいをシルバーさんの予算で組んでおります。その辺の実例からして、経常的にはよくなっていると一応判断したところです。

金澤委員 全然かみ合っていないのですけれども、実際問題、リーマンショックの関係で、どんどん、どんどん減っているのですよね。単価も下がって、減ってきている。困っている声が私どもに本当に届いているのですけれども、担当課として、経営がよくなっていると本当に思っているのですか。実際、今の自主事業にしたって、あれはシルバーとして少しでも市に貢献したいという思いで、自主事業としてお金を出して貢献しているのではないですか。全然別な次元の話ですよ。もう一度ご答弁ください。本当に経営がよくなっていると思っているのですか。

環境経済部次長 シルバー人材センターの事業費につきましては、受託量、金額とも大幅に減少しております。これは金澤委員から指摘あったとおり、リーマンショック以降、企業さんからのシルバーへの委託業務は相当減っております。また、各企業以外のサービス部門におきましても、かなり経費削減の折から、シルバー人材センターに対する受託料の値下げや、あるいは受託して労働する従業員、受託する会員の仕事量が減らされている、人員も減らされていると、そういう事実がございます。ですから、前年、さらにそ

の前につきましては、最高期10億円近い事業実績ございました。間違いなく事業は減っておりますが、内部努力によりまして相当経営というか、経営のほうは赤字を出さないような形で頑張っております。この部分につきましては、労働基準法の適用を受けないというような観点から、最低賃金のところすれすれで仕事をさせていただいているということで、何とか他の企業さんとの競争力を維持して、受注は下がっておりますけれども、業務を遂行しているという状態でございます。

金澤委員 今の次長のご答弁がそのとおりだというふうに思うのです。だから、補助金の減っていることが、シルバーがどんどんもうかっているから減っているというわけではないですよ。それは、あくまでも市の財政的な問題も含めて、いろいろなあらゆる角度から減らさざるを得なくて減らしているということで、このシルバー人材センターさんの1人当たりの市の補助額というのは、近隣市に比べて入間市は本当に低いのですよね、実態として。だから、これが単純に運営補助なのか、しっかりと市内で働くこれからの高齢者の雇用の確保という点でどう考えるかという問題が、ちょっと今、要するに端に置かれて、単純に金額の多い、少ないだけで論じられているのかなという気がするのですが、その点、ちょっと部長のご答弁、ご見解を伺いたいと思います。

環境経済部長 今、金澤委員さんのご指摘のとおりでございます。高齢者の発生率といいます、要するに高齢者の割合というものも年々ふえていく一途でございます。4人に1人というような超高齢社

会になっておりますので、ただ、60歳以上の方はそれだけふえてくるのですが、会費を払ってそのシルバーの会員になる数というのは、さほど急にはふえていない状況でございます。しかしながら、今現在の会員にすべて希望される方に仕事を与えられる状況かということ、非常に厳しい状況であることは間違いございません。その意味で、先ほどもありましたクリーンセンターの仕事の委託の中にはシルバー人材センターに相当の件数を委託してございます。そのようにして、市と一緒にしながら労働機会、雇用機会の拡大を図っているところでございます。

今後も単価云々よりは、雇用機会の拡大というようなことを主に置いて、市のほうでは業者との間の連絡等もいろいろ行ってきたい。というのは、ことしに入って、大きなスーパーさんがシルバーとの契約は一切切りたいと、このような話の申し入れが来ております。これは、先ほど言いました労働者派遣法に触れそうだと。だから、企業としては、大きな企業ですから、もうそういう違法状態続けたくないということで、切りたいということで申し入れがあります。しかしながら、それは市で工事を出して請け負っている工事業者とどう差があるのと。要は、監督者の命令に従って労働すると派遣になるわけなのでございますが、市だって現場へ行って、監督がいて、監督のところに言いつけて直させているのではないかと、こういう話もございまして、その辺はもう少し研究の余地があるなということで、そのスーパーさんにもいろいろ検討していただけないかというような話も私のほうからして

いるところでございます。したがって、今後、雇用を確保していくところに市のほうも最大限の努力をしていきたいと思いません。

以上でございます。

金澤委員 本日に部長がおっしゃるとおりで、これからの団塊世代が定年を迎えた後に、やっぱり生活のために年金がなかったり、本当に少なかったりで、働かないと食っていけないという意味で、生活費を稼ぐために働かれる方と、まだまだ自分が元気だから体を動かしたいから働きたいという方と、本当に二極化していると思うのです。やっぱり市として、自治体として力を入れていかなければいけないのは、両方本当は必要なのですけれども、生活のためにまだまだ働かないと本当に食っていけないという方に対して、どこまで高齢者雇用施策を打っていただけるかなと思いますので、この点については補助金の問題だけではなくて、あらゆる施策を打っていただきたい。これは要望にとどめさせていただきたいと思えます。

続けさせていただいていいですか。

委員長 関連質問ありますか。

野口委員 今部長は、あるスーパーでの意向、つまりシルバーとの契約を打ち切りたい。それは偽装派遣というか、請負との関連だと思うのです。これは程度問題で、どの程度、請け負っているほうが指示できるか、現場で指示をしないか。つまり、現場で少しぐらい、契約したほうが指示することは可能なのです。すべてできないと

ということではない。ただ、ほとんど現場の人によって動いているということになれば、これは偽装請負なのです。ですから、そこから辺をクリアにしないで、ただ高齢者の職場というか、仕事の確保というのは大事なわけけれども、そういうことを整理せずに、ただ現状維持ということは危険だと思うのですけれども、もう一度、部長、何か今のままで大丈夫だということをおっしゃっている根拠というか、はっきりつかんだ上でしないと、これは市が積極的に偽装請負を進めているというのはよくないので、やっぱり法的にきちんと整理した上でのご発言かどうか、確認したいのですけれども。

環境経済部長 今おっしゃっていることは重々承知でございまして、今スーパーさんとかは全面的に契約を切りたい。要するに、継続したくない、解除したいという申し入れに対して、中のその業務が幾つもあるのですが、そのうちの業務の中で継続できる業務もあるのではないかと。だから、そこを何とか継続してくれないかという要望を差し上げているというふうに理解していただけますでしょうか。

ですから、おっしゃるとおりで、ほぼずっとご指示をいただかないとやれないような仕事に対しては、もうこれは完全なる派遣法に触れますので、その部分はやめさせていきたい、そういうふうな指導をしております。

ですから、では、どこが境かというのは非常に難しいですけれども、大まかに言って、そういう契約の中で請負に近いという形

のものについては、なるべく継続の形態をとれないかと、こういうような話を差し上げているところでございます。

野口委員 関連で、一般社団法人か、公益法人かというところで、ちょっと言葉のところで、同じ労働諸費にのっている勤労者福祉サービスセンター補助金というサービスセンターですね、これが一般社団法人になるということをおっしゃったので、それはそのとおりでよろしいですか。

商工課長 そのとおりです。

野口委員 これは昔のことで、はっきりしないのですけれども、2億円の出捐金を出したのはこの財団でしたかね。それを確認します。

商工課長 そのとおりです。

野口委員 つまり、ここになる、いわゆる普通の社団法人であれば、どうか、普通の株式会社は出資金というか、あれですけれども、この2億円しかない中で、一般社団法人にした場合、市だけは2億円出した状態で、法的にこれ別に支障ないのですか。それだけお聞きしたいのです。

環境経済部長 今言われているのは勤労者福祉サービスセンターのほうですよね、2億円の出捐金を出している。

野口委員 私、勘違いした……。

環境経済部長 シルバー人材センターには出捐金は出しておりません。

野口委員 ごめんなさい。そうではなくて、最初断ったではないですか。

勤労者福祉サービスセンターが一般社団法人化するということは本当ですかと最初に聞いているではないですか。社団法人化する

と言うから、それに対して出捐金との関係はどのようなのですかと、関連質問で言っているだけで、シルバーのことはもう終わっているのです。

委員長 シルバーの関連だと思ったのだよ、今。

野口委員 だから、関連でと言った。一般社団法人化するというので、一般社団公益ということで聞いてよろしいですかということ。ごめんなさいね、ちょっとついでに言ってしまっ。

環境経済部長 委員長、よろしいのですね。関連と認めるわけですね。

委員長 そうです。

環境経済部長 そうでしたら、お答え申し上げます。

勤労者福祉サービスセンターの出捐金に関しましては、現在、その一般社団法人へ移行するための評議員の選定の前段階まで来ている。要するに、評議員が決まって、それから理事が決まってという役員選定の段階に入っております。要するに、会社で言えば定款ございますね。定款をつくる前の今段階でございます。そういうふうに進んでおります。

野口委員 実は、この関連の関連で言ってあれなのですけども、今まで公益性のある法人が一般化、そのまま公益法人化ということに関連して、今答弁で、勤労者福祉サービスセンターが公益法人である財団法人から一般社団法人をとる道を選びましたということを知ったもので、そういうことについて関連して、市との関係に関連して、出捐金2億円はそのままにしてよろしいのかと聞いていただけです。

環境経済部長 今回の財団法人ですね。

野口委員 そうです。

環境経済部長 今社団法人と言いましたけれども、財団法人……

野口委員 社団法人化を決定したと言っているのではないですか、こちらは。

環境経済部長 一般財団法人化するのです。

野口委員 同じことです。でも、今商工課長、一般社団法人とおっしゃったから、私、そう言っているのもあって、それが一般財団法人化でも一般でしょう。公益法人がとれるわけではないですか。ですから、そういう意味で2億円の出捐金は……。

環境経済部長 いずれにしましても、出捐金の行方について今どういう状況になっているかということでしょうか、ご質疑の趣旨は。これから決めるわけですけども。

野口委員 法律的に支障がないのかと聞いているわけで。ですから、シルバーについては補助金自体は社団法人になっても別に影響ない。ただ、額については公表するというご意見でしたから、その財団法人、サービスセンターについては法的には支障があるのかと聞いている。それを端的にお答えいただければいいのですよ。だから、私の言っていることは、法的に言えば、すんなり。これは法廷だったらすんなりいく質問をどうしてここではこれだけ言いわけしないといけないか。もっと人の意見、質問を的確にとらえてくださいよ、本当に。

環境経済部長 出捐金は財産でございますので、一般財団法人へ移行する際、その財産については処分しなければいけないことになってお

ります。

環境経済部次長 一般の中に社団と財団がございます。今回財団から、また一般財団に移行します。そこに財産、前に出捐した2億円があるのではないかと。この2億円については新しく一般財団になった中で、その財産の取り扱いについてまた決定をいたします。そのときに、さらに出捐金の変更等、理事会等で議決をして、その最低限の出捐金で運営していこうではないかと、いや、もとある2億円を生かしたまま運営していこうではないかと、いろいろな議論がされると思います。新しく一般財団法人になった財団の中で、その財産の取り組みについて決定がされます。

そして、仮の話なのですけれども、もしこんなに要らないよと。財団法人法の改正によりまして、300万円から財団形成することができますので、300万円で行っていいのではないかと。では、この市から出捐いただいた2億円どうしようかというところは、また理事会の中で決定していただいて、もしかすると市へ寄附しようかと、そんな例も出てくるかもしれません。一応そんな形で、今後その今ある2億円の出捐金をめぐっては、今後の運営、財産の運営をまた議論されるようになります。

野口委員 では、確認します。法的に言って、この一般財団法人化したサービスセンターの出捐金、もともになるお金が市の出資金だけでも、それは法的に構わないと。それについては構わないと。ただ、法制度変更して300万円以上なら。前はもっと2億円以上とか、だから満額出したわけで、減ったと。その最低限度が減っ

た分については検討していくということですね。ですから、そういう法の内容、許容性及び変更点を、こっちは全くの素人ですから、言っていただければ、こっちは納得するので、全くそういうことについてはこちらに情報がなくて、初めて聞くので、生徒に聞かせるような形でよろしくお願ひいたします。情報入ってこないもの。

金澤委員 私の方も、シルバー人材センターについては終わらせていただいて、先ほどの続きで、勤労者福祉サービスセンターに私も移りたいのですが、まず勤労者福祉サービスセンターの責任者ですね。責任者の方、いらっしゃいますね。設立当初から市の定年退職された方が責任者につかれて、ずっとつかれていたと思うのですが、その経緯についてちょっと教えてください。

商工課長 責任者と言われたのは、多分事務局長だと思います。あそこはプロパーが2人、パートさん1人、事務局長1人という形式になっております。歴代事務局長は市の職員のOBが行っております。以上です。

金澤委員 国で言えば、そういうの天下りと言うのですよね。入間市の場合は何と言うのですか、これは。

環境経済部次長 今、天下りという言葉があったのですが、予算的にも、この勤労者福祉サービスセンターの予算の中で人件費が全部含まれております。そして、なおかつ、やはり市の業務、補助金も国から市に受け入れ、市からサービスセンターへ市の補助金を加算して交付しておりますので、こういった業務にも精通した

職員が、また市との仕事の関係上、内部の事務の処理、こういったものにたけた方がつかれるということで、再任用の職員の方を現在事務局長としてお願いしているわけですが、金額的には非常に、やはり市の再任用の person 費と同じ額、非常に低い額で雇用をお願いしている状態でございます。

金澤委員 私、給料高いと思っていないのです。よく存じ上げているのです、公民館の館長さん含めて。そういうこと言っているのではなくて、確かに市の業務に精通している方が悪いというわけではないのです。ただ、これもプロパーの方も含めて、これは市の指定席ではなくて、公募も含めて、あらゆるところからよりよい勤労者福祉サービスのあり方というのを提言できる方を公募しても全く問題ないと思いますし、ただでさえ、この勤労者福祉サービスセンターのこれからというのは大変な話になってきますよね。前例踏襲の考え方ではなくて、どれだけのサービスを拡大することによって利用者の減少傾向に歯どめができるか、大事な今過渡期、分水嶺だと思っているのですけれども、そういうような観点から、いわゆる市の指定席だけではなくて、公募というのは考えられませんか。いかがですか。

環境経済部次長 退職されます市の職員の再任用先とか、いろいろな部分も正直言って後ろにはあるかと思いますが、こういったご提案があった、積極的な意味でのご提案があったことを市の人事のほう、人事担当者のほうにもお伝えしまして、そういう提案があった、アイデアがあったというお話をお伝えしたいと思います。

金澤委員 切実な話として、再雇用先、これはわかります。わかりますけれども、やっぱり市民の目から見るとどうなのと。月々20万円でも、25万円でも、定年過ぎてもらえる職場が保障されているって、うらやましいよねという声があるのも事実ですから、これはよくよく考えていただきたい。これ以上はやめておきます。

それで、そもそもこの勤労者福祉サービスセンターの今後のあり方についてなのですけれども、会員数がやっぱりこれ減少傾向にあるというのは事実だと思います。以前議会でも一部ありましたけれども、市の職員が入っています。これはたしか非正規でしたっけ。加入して、ふやしていますよね。この勤労者福祉サービスセンターに対して。それで、もう一度その経緯と人数等についてお知らせください。

商工課長 済みません。今、細かい数字は用意していないのですけれども、市役所に勤めるパート職員、嘱託職員、総数、たしか500人ぐらいだったと思います。その方々がまとめてというのもおかしいですけれども、サービスセンターの会員になっております。

金澤委員 うがった見方ですけれども、減少傾向が続いているので、市として何らかのてこ入れをしたいというような形で直接入れたというようなうがった見方ですけれども、ありますけれども、それはどうかは聞きませんが、実際問題、本当に厳しいと思うのです。ハイウエーカードのうまみ、メリットがなくなった以上、この勤労者福祉サービスセンターの生き残る道というのですか、正直言って私難しいと思うのです。その点、どういう分野で生き

ていけばいいのかという、その検討というのは市のほうとしても助言をしたりすることはあるのですか。

商工課長 勤労福祉センターで扱っている品物は多種多様になります。その有料道路のペイカードだけではなくて、例えばゴルフの打ちっ放しのまとめ券、1万3,000円ぐらいするやつをまとめて50、100買うので1万円にしてくれということで1万円で購入して、会員さんに同じ額で配ったり、あと、西武園遊園地の入場券なんかが多いのですけれども、普通なら三千幾らするところが数百人分まとめ買いをすると、たしか500円か1,000円ぐらいでできるのです。そういうところのいろいろな種類の、会員さんが有利になるような買い物をして、会員さんに買っていただいている。

あと、市がどこまで入れるか、その辺が、例えば1,000円で仕入れたものを950円で会員さんに売りますと、売れば売るほど50円ずつ単価が赤字になってしまいます。1,000円で仕入れたものを1,100円で売れば、100円ずつプラスになっていきます。ただ、1,100円にすることによって、今度は会員さんが割高のイメージがついて、売れなかつたりすることがあります。その辺のバランスを相談に乗ったりしているのが、今の現状であります。

以上です。

金澤委員 これ以上は自分自身、一般質問にさせていただきたいと思っているのですけれども、今、このサービスセンターに加入を促されているような中小零細商店街のお店です。小さなお店ですよ。皆さんというのは、ゴルフのチケットを安く買いたいとか、西武

園のチケットを安く買いたいとか、そういうことを私望んでいるのではないと思うのです。まずはお客さんがふえて、自分の店の品物が売れることが先だというふうに思っていると思うのです。

そういう意味で、ここに1,900万円、平成22年度、1,500万円です。そこにお金を使うのではなくて、もっと物が売れるように、市内の品物が動くように。例えば、例のプレミアム付商品券もそうですけれども、そのようなばらまきのものではなく、福祉的なものではなくて、もっと正面から商店街の皆さんや中小零細企業の人喜んで、その税金の使い方、いいねというような方向に方針転換をすべきと考えますけれども、部長、いかがですか。

環境経済部長 おっしゃっている意味はよくわかるのですが、勤労者福祉サービスセンターに入られている会員をよく分析しますと、いわゆる1人2人というような、本当に家族従業員でやっているような方というのは入会しておりません。それより若干多く、300人未満、中小企業という基準がございますので、300人未満の企業の、どちらかといえば市内で中堅的な企業の方の社員さん、もしくは経営者の方が入っているという現状でございます。こんなこと言っただけでは失礼ですけれども、本当の零細小規模の方というのはこういう会費すらも払えない、今状況なのではないかと思えます。ですから、なかなかそこら辺が難しいところでございますが、一月700円が高いか、安いかわかりませんが、この会費を払っていただければ、その方たちには、要するに人間ドックを受診できるとか、健康増進のいろいろな形の事業を受けられるだとか、チ

ケットサービスのものではなくて、いわゆる基本的なものの健康診断を受けるとか、そういうものにもすべてこの事業からお金が出ますので、その辺の事業をよく理解していただくような努力が今後必要になるのかなと思います。

なかなか商工会の役割とここのかかわり合いは非常に区別が難しく、今言われているようなことについては本当は商工会がもっと力を入れてやっていただきたいのかなと。私はそのことに後押しとしてこちらが応援するというような形であれば協力できるのかなと、このように考えております。

金澤委員 けさか、きのうかの朝刊ですね。事業仕分け、ある自治体があったところ、この勤労者福祉センターが必要ないというような判定がされました。その判定がいいかどうかわかりませんよ。でも、確かに部長がおっしゃるように、商工会の事業とかなりダブっているわけですね。先ほど言った人間ドック、素晴らしいです。でも、入間市は国保として人間ドック補助事業やっていますよね。かなり部分でかぶっているの、これは今後、しっかりと見直して、商工会なら商工会に一本化して、きちんと生きたお金の使い方をしていただくように、私は要望したいと思います。

これで終わります。

吉澤委員 報告書の137ページ、勤労者住宅取得対策事業なのですけども、81件融資ということなのですが、これは新規では何件あったでしょうか。

商工課長 ご質疑、勤労者を対象とした住宅資金ですね。平成21年度末が

81件、おっしゃるとおりであります。平成21年度の申請の新規はありません。平成16年度に1件の申請があったのみです。ですから、もうこれは五、六年、新規の申請はないということです。

以上です。

吉澤委員 これは、たしか以前は利子補給か何かあったのですか。とりあえず、今後マンション購入も可能な現制度の周知を行っていきまうということで、制度を存続して、利用を拡大していきたいという意向なのかなと思うのですが、今後のあり方はどのように検討されているのでしょうか。

商工課長 この利子補給も含めて、入間市で勤労者のための補助、幾つかあります。これは銀行さんにもこの利率でということで話しております。ただ、最近、銀行さんのほうの利率のほうが低い負担が多くて、そちらに流れているのが現状です。なおかつ、また最近の不況で、新しい住宅を建てる件数も減っているのも原因の一つかなというふうには思っておりますが、これはまだまだ、これからまたどう変わっていくかわかりませんので、この制度自体は残しておきたいと思えます。また、81件の利用が30年ローン終わるまでは、この制度は残しておくつもりであります。

以上です。

吉澤委員 わかりました。

決算書の147ページで、労働相談・労働講座開催事業なのですが、けれども、若年者の就労相談のほうで、この間の利用人数、始めた当初からどのように変化しているのか、お聞かせください。

商工課長 労働相談につきましては、毎月第3木曜日午後、行っております。その平成21年度の相談件数は17件でありました。内訳としては、労働条件が11件、給料の未払い関係が2件、その他として4件でありました。今ご質問のは若年者の相談ですよね。若年者は、毎月第1水曜日に開催して、平成21年度は11回実施いたしました。相談件数は22件でした。

以上です。

吉澤委員 傾向として、例えばこの景気の悪さで相談がふえているとか、あるいは相談に来られる方は同じであったりするけれども、なかなか対応が難しいような状況とか、何か中身で変化はあったでしょうか。

商工課長 相談の一覧表を見ますと、前回の続きというのが3つほどあります。ですから、全くの新規だけではなくて、やっぱり1人で何回かというの也有ります。内容につきましては、就業に関すること、あと面接の受け方、履歴書の書き方、自分に向いている仕事、この辺がちょっと多いのかなというふうに見ております。

以上です。

委員長 よろしいですか。

吉澤委員 はい。

山本委員 先ほど来、質疑に出ていましたけれども、勤労者福祉サービスセンターの関係で補足的に何点かお伺いしたいと思います。

先ほど金澤委員からご質疑ありましたけれども、市の嘱託パートの方が、これは特別会員で入っていただけるかと思うのですけれ

ども、その数については先ほどご答弁あったのですが、これはいつから、どういう経緯で入られたのかについてご答弁なかったので、その点についてご答弁いただけますか。

商工課長 申しわけありません。一応市のパートさんが入られたのは、もう5年以上前の話になります。ですから、そのときのいきさつ経緯、申しわけありません。今、手元にその資料はございません。

山本委員 この点は、ちょっとまた後でいただけますでしょうか。委員長、お取り計らいをお願いします。

委員長 では、そのようにお取り計らい願います。

商工課長 では、後で資料をお届けします。

山本委員 では、質疑を続けます。

その市のパートさん、嘱託さんなのですけれども、これ福利厚生ですよ。本来的には市の職員共済でお受けされるべき事柄だと思うのです。市の正規職員さんの組合あるわけですから。それで、あえて外へお出しになっていることについて、コスト・プロフィットというか、選択された結果、行かれているのだと思うので、どういう経緯があったのかという点について、あわせて後でお伺いするようになってしまうのか。何かご答弁いただけること、今あれば。

環境経済部長 この勤労者福祉サービスセンターへパートの職員を入れるのは、こちらの意思ではなかったのです。要するに、サービスセンターとしては、そういう人が入ってくるなんて夢にも思っていなかった。どちらかというと、職員課さんから、こういうことで

入れますかという相談を受けて入ってきたという事情でございます。そして、これは山本議員もお気づきかと思えますけれども、共済で処理するよりも、こちらの勤労者福祉サービスセンターへ払ったほうが負担が少ないと、こういうことだと思います。

山本委員 なるほど、そういうことですね。わかりました。

あと、次の論点に移りますけれども、先方の法人さんの主な事業って、クオカードだったり、バスの共通券であったりしている部分の分化販売ですよ。これ団体さんの貸借対照表等拝見していて、ちょっと確認させていただきたいのですが、この余暇事業ですか、その部分について構造的に逆ざやが出ているのではないかという気がするのですけれども、その辺の会計上のご認識はいかがですか。

商工課長 逆ざやというのは、先ほどちょっと私触れました、1,000円で仕入れたものを1,100円で会員さんに売る。実際にプロパー2人、事務局長1人、パート1人。4人でやっておりますので、その分がどうしても必要になってきます。市の補助金で今のところやっておりますけれども、これからまた補助金下がったりすると、その分の逆ざやといいますか、少し収益を上げるようにしていかないとサービスセンター自身はやっていけないので、その辺、いろいろ努力、工夫をしているところであります。

山本委員 ご答弁、了としたいのですが、いろいろこれクオカードとか、バス共通券とか、単価4,900円で仕入れて4,500円で割っていますよね。その部分で構造的に赤字がたまっていくようになっている

という状況ということで、相当厳しいということで認識させていただきますけれども、こういった部分も踏まえてなのですが、これは先ほど来、部長からもご答弁ありましたが、あえて一般財団のほうを選択されるということで、公益性の認定は難しいということなのですかね。そういうことなのだろうというふうに思うのですけれども、この件に関して、この当該法人さん管轄されているの、県の福祉課のほうですよ、たしか。商工課なのかな。

〔(サービスセンター) という人あり〕

山本委員 サービスセンターの関係、県ですよ。

商工課長 シルバーのほうは高齢者支援課ですけれども、サービスセンターは違う部署であります。

山本委員 済みません。失礼しました。そういうことですよ。

〔(勤労者福祉課) という人あり〕

山本委員 勤労者福祉課になるのかな、県の。いずれしても県のほうであれされていると思うのですが、この当該法人の財務会計のことについて、県と当該法人との間でやりとりありますか。何か意見があったとか、何かそういった部分について状況どうなっているのでしょうか。もしおわかりになれば。

商工課長 済みませんでした。埼玉県では勤労者福祉課というところが担当しております。県内サービスセンター、たしか7つぐらいあるのですけれども、そこは県と協議の上、全会、全所が一般を選ぶことに決定しております。その公益というのが、公益法人に向かうには公益事業が半分以上でないといけない、金額的になのです

けれども。その公益というのは、本当にだれでも相手にする。今回、サービスセンターは、会員約二千四、五百人います。会員二千四、五百人に対するサービスを今行っております。これは公益ではないらしいのです。幾ら2,500人多くても公益ではないらしい。ですから、公益事業半分というのは非常に難しい判断でありましたので、一般に移行する方向に進めた経緯であります。

山本委員 大体わかりました。

商工課長 申しわけありません。先ほど住宅融資に関するご質疑のときに、利子補給の話をしました。住宅融資に関する利子補給制度は、平成17年度に廃止しておりました。先ほど答弁で違ったことを言ったのを訂正させていただきます。失礼いたしました。

委員長 吉澤委員、よろしいですか。

吉澤委員 はい。

金澤委員 ちょっともう一回、再確認ですけれども、勤労者福祉サービスセンターについての今後のあり方については、生きる道を探るために、入間市の勤労者福祉サービスセンター、広域化をして、さらにスケールメリットを追求して、経費を抑えていくというような話だったと思うのです。そのときに、入間市として市の補助金はどうされるのですかと、私、以前にどの場所、タイミングか忘れましたけれども、それでも今後国、県が切れても、入間市としては出していくのですよという答弁を以前いただいたと記憶していますが、では、今現在になってみると、それはもう方針は転換したというふうに考えていいのか。それとも、まだ今後もやっば

り出し続けるというふうに、それだけ確認させてください。

商工課長 国の補助金は、このできてから10年で時限立法といいますか、10年で、もう国の補助金はなくなると。それが今年度までです。来年度からは国の補助金はありません。ただ、サービスセンターの性格上、2,500人の方に対する勤労者の福利厚生事業ですので、市としては今後も続けていきたいという方向で今進んでおります。ただし、今までどおり国の分まで市が補助金を出すのは、非常に高額になってしまいますので、その辺は内部努力で、先ほどの1,000円で仕入れたものを950円で売っていると、どんどん赤が多くなってきますので、1,000円で仕入れたものは最低1,000円で売るか、または1,050円で売って、少しでも人件費の足しになるようにして、補助金下がったとしても対応できるような工夫を今現在調整をしているところであります。

以上です。

金澤委員 やっぱそういうことになりますと、先ほど言ったように、せめて安いのが入るから、つき合いで700円払って会員になるかと言っていた企業が、それではもういいですよとってどんどん抜け落ちていくとしますよね。会員が減っていくとしますよね。どこまでいったら、これはもう存続が支援できないなというふうに見きわめ、その基準はどこら辺にあるのですか。例えば1,500人とか、1,000人とか。どのようなお考えですか。

商工課長 その見きわめの線というのが非常に今の段階では何とも言えないところがありまして、人数とも限らないと思います。先ほどの

1,000円で仕入れたものを1,050円で売ったのがうまく軌道に乗ってくれば、人数が少なくても、3人の従業員と1人のパートさんの人件費が出るような方向であれば、ずっと存続をしていきたいと思えます。それは、今後ちょっとどうなるか、自社の努力、内部努力のほうを見守っていききたいなと思っております。

金澤委員 ちょっと揚げ足をとるようで恐縮なのですが、職員の人件費が出るのだったら事業を続けるって、それは本末転倒なのですよ。市の税金、補助金を入れて、職員を養わせるためにこの事業があるのではないのです。例えば、仮に組合員の数が、利用者数が1,500人になって、まだ1,500万円の補助金出したら、1人に1万円配ったほうが早いではないですか。そのほうがよっぽどメリットがあるのではないですか。ちょっと揚げ足をとるようで恐縮ですが、今のご答弁はいただけないなと。あくまでも1,500万円なり1,000万円強の補助金を出す乗数効果というのですか、そういうものが期待されてこそ、初めの福利厚生事業であって、職員の給料払えるからというのはちょっといただけないのですけれども、もう一度ちょっとご見解をお伺いいたします。

環境経済部長 おっしゃる意味は十分理解しております。会員がこのまま、平成21年度がここにお示しはしていなかったかな、2,406人でございます。この数というのは、どうしても労働者数がパートの人も入っているものですから、3月になるとぱたっとやめて、4月になるとぱっと入ってくるというような状況がありまして、3月末とやると、ちょっと少なくなるのです。4月になったらまたふ

えるというような現象がございまして、もうちょっとの数おられますが、いずれにしましても、これが先ほど言いました1,500がいいのか、1,800がいいのか、ちょっとわかりませんが、一般法人化された段階では、その収支の中で事業の効果が生まれないと判断される事業をどんどん切っていくざるを得ない部分が出てきます。そのようなことをやっていきますと、やはりスケールメリットを生かした事業といえども、会員さんに評価を得られないようなことが出てきます。そうなったときには、本当にこの事業そのものを見直す時期に来るのではないかなと思います。

その象徴と言っては何ですが、埼玉県で七十何市町村あるわけですが、実際にできているのは9団体しかないということです。それがこの団体の意味合いだろうと思います。ですから、存続したい気持ちもございまして、やはり金澤委員言うように、目指すものが本当に薄くなってしまえば、それはそのときとどうか、それまでに考えざるを得ない。これが本心でございまして。そのようにまたなっていくだろうと思います。財団ですからね。その財団の利子だけで運営しているのが実態でございまして、非常に苦しい状態であると。いずれにしても、方針としてはそういうふうに関後推移を見守りながら決定していきたいと、こういうふうにおもっております。

金澤委員 これでは最後にしますけれども、やっぱり福祉というのは、だれも反対しないのですよね、福利厚生というのは。ただ問題は、その引き際というのですか、撤退の時期ってなかなかこれは難しく

て、ある程度の政治的な判断というのが必要になってくると思いますので、そういう意味で必要なのが、どこまで行ったら市は撤退するとかという、その基準というのをしっかりと今のうちからつくっていくことが大事ではないかなということを提言して終わりたいと思います。

委員長　ほかに質疑ございますか。ございませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長　なければ、款5労働費についての質疑を終結いたします。

次に、款6農林水産業費についての質疑を願います。

金澤委員　説明書151ページになります。2点あるのですが、1点目が地域農政推進事業のうちの市民農園整備推進事業なのですが、これも随分以前に一般質問で私取り上げさせていただいたのですが、これも市民農園に対する要望、市民体験農園も含めて多いと思うのですが、今までのご答弁聞いていますと、現状以上に広げる気持ちがないのか、予算がつかないからあきらめているのか、どっちだかわかりませんが、この市民農園の平成21年度における市民の反応とか、応募状況等はどうなっているか、まず確認したいと思います。

農政課長　市民農園の応募の状況につきましては、昨年度は東町と藤宮の市民農園を終わりました、そこで実際には応募は105パーセント増でございます。それで、市民からの要望としては、やはり実際には行いたいというところがありますが、現状的にはその間にやめていく方も、人事異動とか転勤の関係でございます。それで、

応募状況を100パーセント満たすということも必要かと思いますが、実際にそこで需要と供給のバランスの中で、実際にはそれを賄うと、中でも利用者の方で年間通じて利用ができない状況がありますので、こちらとしても市民農園巡回しながら、雑草のほうが出ていくということで、その辺は利用者の方に指導している状況ですので、応募が多いからといってそれを満たすと、今度農政の職員のほうの草取りが日常の業務になるような状況も考えられますので、こちらとしては応募と、ちょっと不足ぎみかなというところで対応していきたいと思っております。

以上でございます。

金澤委員 確かに今おっしゃられたように、市民農園の中だけは、畑のうねだけは頑張っているのだけれども、周りは、特に歩道との境なんかは草ぼうぼうだというような話は、私も健康福祉センターの近くの市民農園なんか見ていると思うのです。確かにわかります。だから、そういう意味で市民農園の利用者については共同で、交代制でもグループ制にして、周りの草取りをやっぱり最初の段階、契約の段階で義務づけるというような考え方も、市の負担を抑えながら市民ニーズを取り込んでいくというような考え方があるのですが、いかがですか。

農政課長 おっしゃるとおり、議員さんのおっしゃるような形で、年度当初募集してから、公共の場所、例えば自分の圃場の前のところは、申しわけないけれども、雑草の駆除をお願いしたいとか、そういうことはお手紙であらかじめ、利用の心得というわけではありま

せんが、そういう形でお願いしております。ですから、自分の区画以外の公共の施設、例えばトイレ等の紙の補給とか、そういうものについても何かありましたら、こちらに直接……

〔(当番……) と言う人あり〕

農政課長 当番を指定して実際にやっております。

以上でございます。

金澤委員 ということは、今のご答弁では、お願いはしているけれども、なかなか守られていないのが現状だということで理解していいわけですか。

農政課長 そのとおりでございます。

金澤委員 それは残念なことで、利用する側にもやっぱり、ある一定以上の最低限の責任とか義務というのはやっぱり必要だと思うので、何か有効な手だてをもう一度さらに検討していただいて、利用者を、例えば半年に1回、3カ月に1回は集まっていたいただいて、市から1対nではなくて、皆さんで話し合っていたかというような形も含めて、いろいろと検討していただきたいと思います。

ちょっと話変わりまして、同じく151ページの農地費のところ、県営金子地区土地改良組合補助金の2,580万円なのですけれども、これはちょっと説明がなかったと思うのですけれども、財源も含めてご教示いただけますか。

農政課長 この事業におきましては、実施時期が昭和60年から平成4年度に採択された事業でございます。主に金子の農用地区の農道整備とか水路、そのような整備に充てております。

予算につきましては、国、県、市のもので対応してございます。

〔(市の分は償還金……) と言う人あり〕

農政課長 失礼しました。市の部分については償還金ということでございます。総事業費が20億4,400万円でやっております、国が2分の1、市が4分の1ということでなっております。先ほど言いましたように、市のほうは償還分にこれが当たっております。

以上でございます。

金澤委員 ちょっとわからなかったのですが、要するにこの土地改良事業そのものの総額が、何カ年かわかりませんが、20億円だということで、単年度当たり今どう、ということは単年度で1億円ということで、20年間の事業ということですか。今、市が4分の1ということは、逆算すると。それでいいですか。

農政課長 少々お時間下さい。

委員長 暫時休憩いたします。

午後 2時10分 休憩

午後 2時11分 再開

委員長 会議を再開いたします。

農政課長 平成4年で事業は完了しております、その費用の償還に今当たっております。それで、償還が終了する年度が平成29年度でございます。

以上です。

金澤委員 では、了承いたします。平成4年に事業は終わっていると。だ

から、先ほど償還金という言い方をされたわけですね。そうやってきたときに、ということは終了している事業であれば、昨年問題になった新政権の土地改良事業に対する予算の削減というのは、これは影響はないというふうに考えていいわけですか。

農政課長 影響はございません。

山本委員 何点かお伺いいたします。

1つが、決算報告書140ページの関連で、農業委員会の関係でお伺いをします。1点目として、決算報告書の評価の欄の最後段のところになりますが、改正農地法の周知について取り組みをされたということで記述がございますけれども、具体的にどのような形でその改正農地法の周知にお努めになられたのか、その概要をお示しいただきたいと思います。

あわせて、どのぐらい周知がなされたかどうか。その自己評価ですね、その部分についてもあわせてお示しいただけますか。

農業委員会事務局長 周知の方法につきましてですが、まずは農業委員さんに対しまして、改正法のポイントをまとめました小冊子、これを2種類ずつ用意させていただきまして配付をさせていただきました。また、総会の終了後に改正点についての研修会ということで、2回ほど開催をさせていただき、委員さんのまず理解を深めていただいたというのがございます。また、その委員さんに理解を深めていただいた上で、近隣の農業者の方々にその知識を周知させていただくというような依頼をさせていただいています。

また、年1回、農業委員会だよりというようなものを発行させ

ていただいて、農業関係者の方々に配付をさせていただいているのですが、そこにそうやって研修を積まれた農業委員さんの中から編集を担当する方をお願いしまして、特集記事を設けさせていただきまして周知をさせていただいたというようなことがございます。

その効果についてということですが、大変難しいところがございます。すぐに反応があるか、ないかというようなものでもありませんので、なかなかつかみづらいところがあるのですが、改正後は、例えば端的に申し上げますと、相続等があった場合、相続を受けた農地については届け出をしなくてはならない。これは新規の規定の中に盛り込まれていることなのですが、それが最近といいますか、今年度、ぼちぼちという言い方は変ですが、件数のほうはちょっと把握しておりませんが、今の段階で大体20ぐらいは来ているのかなというようなことがございますので、周知も完璧とは認識しておりませんが、それなり、表現は悪いですが、周知のほうも浸透しているものと考えています。

山本委員 その点は了承したいと思います。引き続きご努力いただくことになろうかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

この関係でもう一点、農業委員さんの報酬の関係なのですが、半分は議会自身で判断しないといけないことだとは思いますが、議会推薦の委員さんの報酬について、これは先日監査委員の関係でもお伺いをしたのですが、1点として、要するに議員報酬とっている。特に、うちの場合は今議員の互選になっていますか

ら、市議会議員が就任をしているという前提でお伺いしますけれども、農業委員会の報酬は付加して支給されていると。二重取りではないかという市民の方のご批判が上がっているかどうか、事務局でお受けになっている例があるかどうか、お聞かせください。

農業委員会事務局長 お答え申し上げます。

ただいまご質問にあったような内容について、市民の方からの問い合わせ、あるいはご質問を受けたような経緯はございません。

山本委員 その点は了解をしたいと思います。

関連してお伺いをするのですが、公選の委員さんと、私自身も2年ほど農業委員やらせていただいたので、それでお伺いをしますけれども、公選の委員さんと議会推薦の委員さんと業務量が違いますよね。農地転用等の手続に関して、実地の調査に行かれるのは公選の委員さんだけだというふうに理解をしておりますし、その辺の部分、これは農協と共済の推薦の方もそういう形になるのだと思うのですが、業務量というか、受け持ちの仕事量が違う中で報酬同額になっていますよね、今のところ。この部分についてのご認識はいかがになりますか。

農業委員会事務局長 ただいまご質疑にありました内容、議会推薦の方につきましては業務量に選挙の方と多少の差があるのではないかとというようなご質疑ですけれども、基本的には、もちろん総会への出席、それからもろもろ研修会への出席等、特に特別な差はございません。ただし、農地転用等の申請があったときに、現地の調査というのを農業委員さんのほうにさせていただいているのがご

ございますが、具体的には各地域に点在している農業委員さん、いいことにいらっしゃるわけなのです。総会が間近なときに、より地域のことをご存じの方というような形で、優先的にそのような方々をお願いをしてしまっているというのは事実でございます。ただ、それは特に議会推薦の委員さんだからやらないというような意味合いのものではありません。

具体的に、例えば農地パトロールというのがございますけれども、議会推薦の委員さんについても同様にご一緒願って、調査のほうをお願いしているような状況がございます。

以上です。

山本委員 私も2年ほどやらせていただいたので、あらかた、あらまはは了解しているわけですがけれども、恐らく3条転用、5条転用で、実際農家さんに行かれる、聞き取りをしてこられる作業が恐らく一番手間かかるのではないのかなという認識がありまして、これは農協、共済の方の関係もあるので、その点、また、あとは議会運営委員会なりで協議させていただく話だと思っておりますので、ご答弁もって了承したいと思えます。

あと1点だけ続けていいですか。

委員長 はい。

山本委員 事項別明細書の151ページですが、有害鳥獣駆除事業なのですが、細かいことで恐縮なのですが、これについて具体的にこの当該年度において顕著だった動物というのはどういう動物だったのですか。被害状況等を把握されているところで状況をお示

しいただければと思いますが、いかがでしょうか。

農政課長 実際には鳥害ということで、カラスとかキジなどが挙げられます。農作物のスイカとか、そういう農作物を突っついている状況がありますので、それを保護するためにナイロンテグス等の購入の補助に充てております。

近年では、ハクビシンとかアライグマも本年度は進出しているということで、それによっては農協のほうと調整しながら対応策等考えていきたいと思います。

以上でございます。

山本委員 大体了解しました。

ただ、ご答弁にありましたように、ハクビシンだとかアライグマだとかといった話、最近の新聞報道等でも顕著に出ていますけれども、トレンドとして増加傾向にあるのでしょうか。その辺のトレンドだけちょっとお聞かせいただいていいですか。

農政課長 増加傾向でございます。これについても農協のほうからも会合等で話の中で出ております。

以上です。

委員長 よろしいですか。

山本委員 はい。

委員長 ほかに質疑ございますか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ、款6 農林水産業費についての質疑を終結いたします。  
暫時休憩いたします。

午後 2時22分 休憩

午後 2時35分 再開

委員長 会議を再開いたします。

次に、款7商工費について質疑を願います。

横田委員 事項別明細書の153ページ、報告書144ページ、款7商工費、項1商工費、目2商工業振興費について、中心市街地活性化事業補助金についてですけれども、この補助金を出したことによる事業の市街地活性化の実際の効果を詳しく教えていただければと思います。お願いします。

商工課長 中心市街地活性化事業としては、3つの大きな事業に分けております。

1つ目が空き店舗対策としての扇町屋の茶房&スペースの家賃補助を行いました。

2つ目は、駿河台大学が行っております入間活性化プロジェクト運営費の補助であります。アイポット2階に駿河台大学がふれあいハウスを設置しまして、そこを拠点としたボランティア、ITサポート活動をしております。具体的には、8つの活動を大学連携してやっております。特徴的なものは、中国語や韓国語、ドイツ語などのしゃべり場を留学生がそれぞれしゃべり場講座をやっていたきまして、5回から15回開催しております。また、小学生のパソコン教室を開催したり、まちおこしイベントの企画、運営をして、お灯笼まつりやアポポのサマーフェスティバルに参

加しております。総事業費約700万円のうち、ふれあいハウスの管理費のおよそ半分の120万円を補助しております。

3つ目が、夢チャレンジ事業補助金であります。100万円であります。具体的な内容は、中心市街地活性化事業として、アポポ商店街が実施する新規イベント事業及び既存の拡大発展型の事業であります。具体的に言いますと、クリスマスイルミネーションをしてもらったり、夕市やコンサート実施、専門店マップの作成、花の植えかえ事業などがこの中心市街地活性化事業のおおむね3つの事業であります。

今のが中心市街地の事業の内容であります。ご質疑ではその効果を言われております。効果、数値的なものはわかりませんが、現実にお祭りをしたときにたくさん集まって、私も見に行きますけれども、大勢の方が集まってきております。アイポットの2階のふれあいハウスでも大勢の方が来ております。こういう事実を見ますと、効果は十分にあるのではないかなというふうに想定をしております。

以上です。

横田委員 もう一点、プレミアム付商品券のほうなのですが、補助事業で、先ほどの最初のお話だと大分効果があったということだったので、市内の業者、どのようなところがどのくらいかというか、その効果をもうちょっと詳しく教えていただければと思います。

商工課長 プレミアム付商品券、ご説明させていただきます。

平成20年度の繰越明許事業でありました。それで、商品券発行事務の経費として500万円、それと2億2,000万円分の発行に対するプレミアム部分として2,000万円を補助したものであります。このプレミアム付商品券には1割のプレミアム部分とは別に、地元の21団体もの方から、お楽しみ抽せんの賞品を234点提供いただきました。これにより人気が一層高まり、3日間ぐらいでほぼ完売するほどの盛況でありました。

実際に終わりました集計を見ますと、2億2,000万円分の商品券は市内小売店で約1億3,600万円、ですから62.2パーセントが使用されました。当初は、大型店でほとんど使われてしまうのではないかと想定をしておりましたが、その予想に反して、市内の小売店で半分以上が使われておりました。これは実によかったのかなと思っております。

また、実際にアンケートをとりました。効果ありと回答していただいたところが123店の47.7パーセント、どちらとも言えないという店が115店、44.6パーセント、効果なしが20店の7.8パーセントでありました。ほぼ半々。ただ、効果ありと答えた方のほうが少し若干多いというところになります。また、自由意見の中には、フリーの客がふえましたと。また、商品券を持って、わざわざ来店してくれましたという意見もありました。そして、この事業に対して各小売店では、独自の特典として特別割引やルマチップの3倍から5倍などを追加したり、ちょうど1,000円の1,000円メニューをつくり出すなど創意工夫が行われ、この事業を盛り上

げていただきました。経済不況下にあつて、商店街や小売店の不振が続く中、約半数の方が効果ありと答えていることは、この事業が市内経済への刺激を与え、効果があつたのではないかと推察しております。

実際に小売店でどういうふうな店で使われたかという明細を少し言わせていただきます。小売販売店では、約1億9,000万円、飲食店で約1,000万円、サービス業でも1,000万円、理容美容業で190万円、その他の業種で275万円。

以上です。

横田委員 今のお話で、大分プレミアム付商品券を使うことによって、その後につながるかなというような雰囲気の回答をたくさんいただいているということだったのですけれども、その後どうかなんていうのはわかりますか。

商工課長 申しわけありません。その後の調査はしておりません。

横田委員 多分いいほうにいつているのではないかなと思うのですけれども。

続いて、事項別明細書155ページ、報告書で148ページなのですが、目3の観光費、これで観光協会補助金の700万円、これについてお伺いをしたいと思います。観光協会がほかの団体に補助金を出しているということなのですが、どの団体にどのくらい出しているのかというのをちょっと教えていただきたいと思ひます。

商工課長 大変お待たせいたしました。

観光協会から補助金を出している総額、決算では昨年度決算427万2,916円になります。その中で大きなものは、西武の8月15日に行われております花火大会、これに240万円を補助しております。それと、5月3日に行われております鍵山の茶まつり、これに150万円を観光協会から補助しております。

以上です。

横田委員 市から直接ではなくて、観光協会を經由して補助金を出しているというところの意味といいますか、どういう理由でそういう経由になっているのかというのをちょっとお伺いできればと思うのですが。

商工課長 市からの補助金と観光協会からの補助金の違いは、その目的が観光に関するものであって、観光協会からの補助金のほうが適しているという判断をもとに過去からこのことでやっております。

環境経済部次長 観光協会は市の知名度を高め、あるいは市に多くの方に来ていただく、あるいは市の名所、いろいろなものをご紹介するという役を持っております。その観光協会に対して市が700万円補助をいたします。しかし、この観光協会そのものは任意団体でございまして、多くの会員さん、企業さんからの支援を受け、寄附などを受けまして、そして運営されております。そして、市で最も多くの人を集めたり、内外からもお客さんが来られるような事業に対しまして、観光協会としてその理事会等の決議を受けまして、持ちまして、それぞれの事業団体へ観光協会から補助をしているものでございます。ですから、市としては、あくまでも

観光を担っていただく観光協会へ補助金を700万円補助いたしまして、そしてその目的に沿った、会費を含め、観光協会総予算の中から事業費を観光協会ですべてにつくっていただいて、いろいろな団体へ補助しているという形になっておりますので、直接、全くトンネル、スルーという形ではないというふうにご理解いただければと思います。

委員長 関連してですか。

野口委員 ですから、今の答弁がやっぱり答弁になっていなくて、ほかの祭り等とか、あと商店街がやっている催し物等で市が直接、名称はあくくりだとしても、補助しているものが多いわけではないですか。観光目的なら観光協会を経由していいという、それは一つの基準であって、市が直接100万円、大金ではないですか。二百何万円、150万円。それについては、市が直接補助していい事業だったら市が補助するというのがやっぱり普通だと思うのです。それをあえて観光協会を通すという意味は何なのかということを知っているわけで、意義を知っているだけではちょっと納得できないので、その点やっぱり説明責任というのがあるわけで、きちんと説明していただきたい。

環境経済部次長 先ほど述べましたとおり、観光協会の判断に観光行政の補助事業、これをゆだねて決定してお願いしたわけでございまして、市がどこどこは幾らのために補助金という形で700万円を交付したわけではございませんので、ご理解いただきたいと思いません。

野口委員 観光については質疑はここで終わります。

委員長 今の件につきまして。

金澤委員 観光協会の、私は別にトンネルでも何でも構わないと。盛り上げればいいと。人が来ればいいと。ざっくばらんにそうだと思うのです。ただ、一つちょっと気になるのが、鍵山茶まつりなのですけれども、これについては確かに若干補助金減りましたね。この鍵山茶まつりのあり方については、何回か私、2回ほど今まで触れさせていただいているのですけれども、どのような点で改善があったのでしょうか。改善という言い方あれですね。変化があったのか、お聞きしたいと思います。

環境経済部次長 鍵山の茶まつりにつきましては、5月3日、この日につきましては連休の真ただ中がございますけれども、ちょうど入間市の主要産業でありますお茶のシーズンでございます。これができる限り内外にPRしたいということを中心に、また鍵山地区の商店街の方々がちょうどこの時期にお祭りを、あの地区に大きなお祭りが無いということもありまして、創造されて20年ぐらいたちますけれども、こういったお祭りに、この時期、ちょうど休み、ゴールデンウイークの時期に多くの方もまた集まるというようなこともありまして、補助を行ってきております。

ただ、その茶まつりという名前と現地のお祭りの状況をなるべく、というよりも本来茶まつり、入間市全体のイメージの茶まつりに少しでも印象づけるということで、お茶の新茶をまいていたいたり、あるいは野点をしていただいたり、あるいはお茶屋さ

んに出店いただいたりということでいろいろな工夫をしておりますが、ちょうどゴールデンウイークの休みでもございますので、多くの子供たち、家族連れがかなり集まるということもありまして、それを対象にしたイベント事業というものが、地元の商店街を中心に、これは実行委員会方式で実施されますが、いろいろ提案されまして、その形が定着してきたような形になってきております。

市といたしましては、補助金につきまして、それを年々減額をしてきているのが実情でございます。観光協会ですね。観光協会としては、補助金を年々減額をしてきております。

以上です。

金澤委員 ちょっと私の質疑の仕方が悪かったかもしれないのですが、私はまず気になったのが、着ぐるみですか、あれに毎年かなりの金額を払っている。縫いぐるみ。あれは必要性はどうかということ、たしか廃止になったと思うのですが、その点、変化があったのか、なかったのか、もう一度確認したいと思います。

環境経済部次長 子供に人気の何々レンジャーショーとか、そういったたぐいでなくて。

〔(それじゃない) と言う人あり〕

環境経済部次長 着ぐるみですか。ちょっと私も、かなりあの祭りに出ておりますが、着ぐるみは少なかったように思うのですが。

〔(動物の) と言う人あり〕

環境経済部次長 動物の。済みません。ちょっとそういった着ぐるみのパ

レードやショーというのが、ちょっと記憶に薄いもので、申しわけありません。それはなかったような気がいたします。ちょっと見過ごしたのかもしれませんが。

金澤委員　なくしたのでしょうか。

委員長　　暫時休憩いたします。

午後　２時５２分　休憩

午後　２時５３分　再開

委員長　　会議を再開いたします。

金澤委員　済みません。改めてお聞きします。

その中で、まだ一つ私が気がかりなのが、去年、所管委員長ということで出席させていただいたのですが、そのやぐらの上から新茶まきますよね。新茶まつりだから新茶配ってもいいと思うのです。でも、このご時世で、市長やら議員が新茶パック配って、それに市民が飛びついて群がるという構図は、私は今のご時世で神経として配れないから、いつも私、配らないで一番後ろに下がって見ているのです。例えば、それが宗教行事としてのおもち配ったり、豆まいたりというのだったらわかるのですが、それについて、実際税金使われた新茶、お金に色はないので、新茶を投げて配って、それを群がってとるといふあの構図はどうかと思っ  
ているのですけれども、部長、どう思われますか。

環境経済部長　突然振られまして。実は鍵山茶まつりは、私は一度も参加しておりません。というのは、私は茶まつりの趣旨が余りちょっ

と賛同できないので、ちょっと出ていない状況でございまして。これは私的見解なので、申しわけありません。市としては祭りを応援しなければいけないのですが。

やぐらでお茶をまくのはどうかということですが、お茶をまくという行為は、お茶をつくっている人からすれば、ちょっと神経を逆なでするような行為ではないかと思えます。私も小さいころからお茶をつくっているほう側でいますので、製品になるまで、かなり日にちと人手をかけてやっていることですので、今後は、まくという行為はちょっと、配布するというような、手渡しするというようなことはいいのではないかと、そのように考えております。

金澤委員 貴重なご意見として、今後、祭り、観光協会に対して市としても言っていなければなというふうに思います。今、部長がおっしゃったのは、お茶をつくっている人の気持ちを考えてほしいという視点だったのですが、私が申し上げているのは、税金を使って、さあ、もらってくださいと、飛びついて群がる、そういう使い方というのが、何か正直言って、やぐらの上から配っているわけですから、上から目線で配っているなというような気持ちで、私はいたたまれない気持ちで見ているのです。それを当たり前だと思って、それが伝統だと思っている方にはわからないかもしれませんが、私はそういう時代ではないなというふうに思っているのですが、次長、いかがですか。

環境経済部次長 茶まつり実行委員会の方々の意向がどうであるか。多分

いろいろ考えてそういった形をとられたのだと思います。私個人的に茶をまくというイメージがいいか、悪いかという判断、非常に私今つきません。ただ、正直言いまして、新茶を配ると、これは大いに結構なことかというふうに思います。

金澤委員 では、観光協会については終わらせて、次に移りたいと思います。

ちょっと戻りまして、報告書の144ページです。商業振興事業補助金に触れたいと思います。説明の内容のところの説明の一番最後の行に、市内街路灯維持会に対し、街路灯電気料の一部補助を行いましたと書いてあります。この一部補助について、現状お聞かせください。負担、補助割合について中心にお答えください。

商工課長 大変お待たせして済みません。

街路灯維持会、市内にたしか十数カ所あるのですけれども、条例上では25パーセントを上限として電気代の補助をするということになっております。ただ、現実に予算の範囲内でもあるという表現になっておりますので。済みません。13の街路灯維持会があります。現実的に平成21年度決算では約19パーセント、条例上では25パーセント上限となっていますけれども、現実的には約19パーセントの補助しかできませんでしたということです。

金澤委員 予算上の制限があるので、約19パーセントという数字がいいのか、悪いのか、それは判断の分かれるところで、今本当に市内の、特にこの街路灯維持会で頑張っている商店街の方々を応援する意味でも、上限の25パーセントにしていただきたいという要望はあ

るのですけれども、問題は何お聞きしたいかわかりますよね、これね。商工会を通して補助しているわけですけれども、何パーセント補助という形を今までとっていましたか。

商工課長 申しわけありません。何パーセント補助、ちょっと申しわけありません。もう一度お願いします。

金澤委員 説明が悪くて済みません。もっと簡単に言うと、今まで市の補助率は25パーセント上限と、25パーセントを名目上、立たせたいために本来商工会から上がってくる街路灯の電気代の総額を抑えていたという事実はありませんか。

商工課長 一応街路灯、商工会さんから補助金の交付申請書が出ております。実施団体の負担金、総額が920万円で、市からの補助金は230万円になっておりますので、各団体の1年分の決算書もついております。ですから、特に市からその額を下げる、上げるの話は来ておりません。

金澤委員 その総額が本当にその額かどうか、ご存じではないのですか。実際にはもっとかかっているけれども、25パーセント補助、満額は出しているように商工会のほうであうんの呼吸で抑えてきたというのをご存じではないのですか。それとも、ご存じなかったですか。

商工課長 一応先ほど申し上げました、現実的には約19パーセント。ですから全体の電気代の25パーセントに満たないというのは、うちのほうでは理解をしております。

金澤委員 ちょっとかみ合わないのですけれども、これはこれ以上取り上

げませんけれども、どうですか。今後、市内の中心市街地活性化も大事なのですけれども、市内に点在するやっぱり零細な商店街の市内全体の活性化という意味で、この街路灯の維持管理に対する補助金、25パーセント満額に向けてのご努力という点では、部長、いかがでしょうか。

環境経済部長 金澤委員の質疑の前段の部分について、ちょっと補足させていただきますと、電気の商店街の維持会をつくらせて、そこに補助しているわけですが、そこが実際にかかった電気代を丸々申請書に書いていないというようなことですよね。それはそういうことはあると思います。4分の1以内の予算の範囲内という規定になってございますので、商工課としては、出されたものを総額的に見て、予算の範囲内で配分しているという状況でございます。できるだけ多くの予算を確保できるよう、今後努力していきたいと思えます。

金澤委員 その点は要望にとどめさせていただきたいと思えます。

今、横田委員から最初に出ましたプレミアム付商品券なのですけれども、これについて、もうちょっとしっかりとした事後検証が必要なのかなと。私自身も商工会のほうにお願いをして、商工会に加入しているお店でも、このプレミアム付商品券を取り扱わなかった店と取り扱っていただいた店で同じような規模のお店で、このプレミアム付商品券の取扱期間中の決算、売り上げの増減を比較する資料を出していただきたいというふうをお願いしていたのですけれども、そのような意味でのしっかりとした検証、

今後につながるような検証というのは、先ほどのご答弁だとお持ちではないような感じだったのですが、その点いかがですか。確認させていただきます。

商工課長 一応今回のプレミアム付商品券の事業で利点といたしますか、よかった点がもう一点だけあります。それは、商工会が勧誘、このプレミアムやるために勧誘を2,000件くらい電話をしたということです。具体的に2,000件の電話をして、何件、新しく会員になったか、そこまでは聞いておりませんが、その2,000件に電話することそのものはプレミアムの成果の一つかなと思っておりません。

金澤委員 おっしゃられるのは、課長さんおっしゃられたように、今回のプレミアム付商品券を取り扱いたいために、今まで入間市商工会に見向きもしなかった大型店、名前は出しませんが、大型店が何件も入っていただいたのです。それは大変ありがたいことで、やっぱり商工会の基盤づくりという意味では、一歩も二歩も前進したと思っています。それはそれとして、それは商工会のご努力の部分なのですけれども、入間市として税金を出している以上は、この使った税金がほかに使わずに商品券に使ったということは、先ほどもちらっと言いましたけれども、乗数効果がしっかりと検証しないともったいないのかなというふうな思いでいるのですけれども、その点について改めて今後検証していくお考えはありますか。

商工課長 一応商工会さん独自でアンケート調査を行いました。それと、

現実的に2億2,000万円という現金が市内の商店街、動きました。ですから、これを調査的にはここまでかなと。今後、ちょっとどのように調査をしたらいいかは、今のところ考えておりません。

金澤委員 私、お願いした商工会でとったアンケートですね。いわゆる商工会の売り上げにどれだけつなげたか。加入しなかったお店と比べて、今回プレミアム付商品券を取り扱った店がどれだけ売り上げに貢献したかをしっかりと検証することによって、今後、第2弾、第3弾のプレミアム付商品券の発行の原動力になるというふうに思うのですが、その点、ご見解いかがですか。

環境経済部次長 プレミアム付商品券につきましては効果があったという、一つ結論が出ております。そして、現在も国内の幾つもの商工会あるいは商工会議所を中心にプレミアム付商品券が発行されております。これも人気もかなり高いものであります。こういったことを踏まえまして、まず入間市の商工会にもう一度、これから検証をもう一度しようではないか。これからどうしていこうというところを一緒に考えていきたいというふうに申し入れるとともに、商工会にその辺のイニシアチブというのでしょうか、これをとっていただいて研究を進めてみたいというふうに考えます。

金澤委員 最後になりますけれども、今回は事務経費は500万円上乗せして払ったわけなのですけれども、今後はこの分は商工会の自助努力ということで、商工会さん自身も少なくてもいいですよというふうなお話もいただいていますし、私もいただいていますし、そちらでも執行部として、当然そういう打ち合わせはできていると思う

ので、他市に負けないように、入間市としても商工行政、特に商店街、シャッター通りを防ぐ意味でも、先ほど言った、ほかにある中心市街地活性化事業補助金とか、TMO活動推進補助金が無駄とは言いませんけれども、もっともっとしっかりとこういう目に見える効果のあるところに使ってこそ、説明責任が果たされるのではないかと思います。いかがですか。

環境経済部次長　しかと承りました。

金澤委員　よろしく申し上げます。

野口委員　中心市街地活性化事業補助金で、補足というか、余りにもいいことづくめのご答弁だったので、確かに事業をやることはいいこととして、人が集まる効果があるということだけけれども、実際、この空き店舗対策事業の茶房に関しては、これいつ店を閉めたのですか。ちょっと答弁の全体として。

商工課長　空き店舗対策事業として、扇町屋の茶房&スペース町屋、家賃補助を行いました。区域内の空き店舗を借り上げて、1階部分は地元の狭山茶を中心にした喫茶店として再生しました。また、2階部分は、市民を中心にフリースペースとして貸し出して、文化や情報の発信基地として活用いたしましたが、経営が困難な状況になり、平成21年8月末をもって喫茶事業を終了しました。その後、扇町屋商店街の組合員により事業を縮小して営業を継続しましたが、3月末でそれもやめることになりました。

野口委員　そこで、検証で、この扇町屋の商店街の人、一生懸命やっているのだけれども、市も一緒に何が問題があったのか。つまり、こ

それはイベントとか、それに近いアイポットの駿河台みたいに、定期的であっても、そういう何かやるという、そういうイベントとは別に日常的に人が集まる場所をつくったという、それはかつ、空き店舗対策という二重の意味での初めての試みであったわけで、やっぱりなぜ継続できなかったのか。補助金がなくなればできなかったのか。補助金をさらにできなかったのかを含めて、検証しないといけないと思うのです。

ですから、ここではちょっとまだ扇町屋商店街の意向、研究もしていないと思うのですけれども、市も一緒になって検証していただけますか。市が扇町屋と一緒に、なぜこれがだめだったのかということをちゃんと認識していただきたいのです。それはイエスかノーかで。

商工課長 一応やっていけなくなったお話は、扇町屋商店街とお話ししております。駐車場がなかったこととか、集客魅力が総体的に少なかった。また、2階では定期的に寄席を開催して、それには結構大勢来ていただいていたのですけれども、やっぱり継続的な費用の面で、扇町屋商店街さんの決算を見ますと。うちのほうの補助金は家賃の4割ですので、残り6割は商店街さんの負担なのです。喫茶店も、たしか2人雇っておりますので、その人件費、それを全部決算しますと、どうしても持ち出しが毎年100万円単位で、たしか決算。それでどうしてもやっていけなかったのが現状であります。

野口委員 ですから、こういった面で商店街ということで商工課だけでや

っているのですけれども、これからは空き店舗対策は福祉的な要素も含めてやっていただきたいと思うので、これは要望にとどめておきます。

以上です。

山本委員 今回の関連で、ちょっと追加でお伺いしたいのですけれども、これ去年も常任委員会でお伺いしたかと思うのですけれども、これ結局のところ、いろいろご努力はいただいているけれども、中心市街地活性化事業のメニュー等々拝見していても、これカンフル剤だと思うのです。根本的な構造改革やらないと、これいつまでもこのまま続けていても多分じり貧だと思うのですけれども、申しわけないけれども。地元の商店街を含めて、もう一度きちっと、はっきり言って本気で自分のところ商店街再生する気あるのかどうか、言い方悪いですが。やっぱりこれもう一度意思統一して、構造的に改革していくメニューつくらないと、多分このまま続けていってどうなるのかなという気するのですけれども、その辺ご認識いかがですか。

商工課長 実は3月をもって閉めさせていただきました。ですから、今年度事業では……

〔(茶房じゃない……) と言う人あり〕

山本委員 関連というか、もうちょっと広い話ですがけれども。

商工課長 済みません。では、ご質疑は中心市街地としての活性化を根本的に見直すということですね。

山本委員 はい。

商工課長 一応毎年続けるのも、継続的に続けていって発展するのもよし、  
逐一少しずつ改良して、より集客を多くするのもよし、根本的に  
見直すのもよし、その中で、うちのほうも内部でもう少し検討し  
まして、根本的な見直し策やるかどうかを検討したいと思います。

山本委員 ご答弁、了としたいのですけれども、要は、今、野口委員から  
福祉的要素という話もありました。先ほど茶房の閉鎖要因として  
も駐車場の問題だとか、集客がどうも、要するに差別化が図れな  
いとかいうことだと思うのです。希少性がなければお金落として  
もらえませんから。その部分、これ商店街として構造的な問題で  
はないですか。その部分をきっちり盛り込んで対策、2年、3年  
練らないと、単発の事業でやることに短期的には意味があるかも  
しれないけれども、需要の先食いになってしまっていたり、切れ  
た途端にリバウンドが起こったりするようなことでは、これは根  
本的な解決策にならないと思うのです。

決して額として少ない額ではないので、やっぱり長期的に検討  
していただかないといけないし、これはもう都市計画の問題にも  
多分なるのだと思うのです。都市計画マスターの切りかえも、そ  
ろそろ来るはずですから、全庁的に検討していただいて、やは  
り本気でやるならやるで、資金計画を含めてきちっと練ってやら  
ないといけないだろうし、めどが立たぬという話だったら、それ  
はもう、金澤委員おっしゃったように、別の商店街のほうに振り  
向けたほうが良いという話もあるかもしれないですね。やっぱり  
これは分かれ道に来ていると思うので、全庁的に、ここだけとは

いう話であれば、もう一段、きちっとプランつくっていただかないといけないのかなとも思いますので、その点、要望しておきたいというふうに思いますので、その点、お願いしたいと思います。

続けていいですか。ほかにあれば。

吉澤委員 商工費です。市内の小売業の売り場面積に占める大型店の売り場面積の割合、何パーセントか。最新の数字と大型店が占める割合は県内で何位か、教えてください。

環境経済部長 シェアについては、今、大型店舗が入間市全体の店舗面積の何パーセントかというのは、多分時間かければ出ると思いますが、県内の順位というのは、もう統計を県があきらめまして、やっておりますので、出しようがないというのが事実でございますので、今後は出ないと、このようにご認識願いたいと思います。統計項目でそれがなくなってしまいまして、集計されておられません。

商工課長 先日の一般質問でお答えした後、調査をしておりませんので、うちのほうで出せる資料は、先日の一般質問のときと同じ数字になります。

吉澤委員 何割、何パーセントか、数字がそのときの。

商工課長 済みません。その数字を持ってきておりませんが、一応数年前の最終的な県の調査に三井アウトレットパークの面積を足して、それで出したものが、この間の一般質問に答弁したもののなのです。きょう記憶で言いますと数字ずれてしまいます。きょうはちょっとその資料を持ってきていないので、申しわけありませんが。

吉澤委員 わかりました。

県の統計もとっていないということで、ちょっとこの辺は私も知らなかったのですけれども、たしか人口1,000人当たりでの大型店のシェアで言うと県内4位だったのです。これは県の資料で出てきたのですけれども、そういう状況で、かなり入間市、その大型店のシェアが大きいということで、ちょっと今後、今中心市街地の話も出ましたけれども、やはり市内の商店街、商店含めて、どういうふうに入間市として地域経済を活性化させるのかという方向性がやはり見えてこないのかなと思うのですが、その点についてはどうでしょうか。

環境経済部次長 先ほどの中心市街地活性化、山本委員さんの質問にもちょっと関連するかもしれませんが、実はここに私の手元に、埼玉県の小売業の実態調査2009年度の、これは帝国バンクニュースが調査したものでございますけれども、リーマンショック以来、やはり商業も大きな痛手を受けているのは事実でございます、その中でやはり売り上げを上げておりますのは、大型小売店、郊外の小売店がやはり伸びております。ご多分に漏れず、市内にも中心市街地デパートございますけれども、やはり売り上げを大幅に落としておりますが、これは全国的な傾向でもございます。そういう意味で、今後の商業のあり方につきましては、まず中心市街地につきましては人が住まうという都市計画的な観点からの抜本的な、商業ではなくて都市計画の人が住まう中心市街地という観点からのまちづくりが必要になってくる。これとあわせた商業

の形態が再構成されると思います。

一方、町村合併の歴史によります小売店、商店街が10件ほど、商店街と名前のつく区域があるのですが、そのうち本当に商店街らしい活動をしているのは3地区か4地区でございますので、この地区につきましては地元の特色、あるいは進む高齢化、あるいは福祉、こういったものを組み合わせた商店街のあり方などを模索する必要があるかというふうに考えます。

一応、郊外の大型店に関しましては、地域貢献というものをやはりもっと表に出して、地元の商店街へどういう、逆に情報提供や商品購入について協力ができるかと、こういうような具体的な策でお互いに郊外の大型店も、また地元の商店街も、中心市街地も共存共栄、ともに栄えられるような方策が考えられればというふうに考えます。これがこれからの入間市の小売商業の方向性というふうに考えております。

吉澤委員 わかりました。

入間市に大型店ができ始めたのは、ここ最近だけではないです。以前からの傾向で、例えば消費動向調査などでもいろいろな動向は見えてきていたと思うのですが、ただ、やはり余り根本的な対応をしてきたのかなという部分で、ちょっと疑問が残るので、そういう点でやはり具体的にこれからどう進めるのかという点で、いろいろな面からも調査なんかも今後必要ではないかと思うのですが、その点はいかがでしょうか。

商工課長 根本的対応が必要だということで、その基礎調査も必要では

ないかという質疑だと思えます。一応それも、うちのほうも同感しております。去年も空き店舗を実際に歩いて調べたり、あと今後どのような活性化をしたらいいか。例えば昨日の行田市で行われたB級グルメを見てきたり、あと、先月の初めに北本市のまち観フェスタに参加したり、少しでも入間市の商店街に何か取り入れるものがあるかどうか、今、事務局では模索しているところでもあります。

一応来月にも、加須市のB級グルメ大会、羽生のゆるキャラサミットを一応見てきて参考にしようかなと思っております。

以上です。

山本委員 今、ゆるキャラの話が出たので、観光費の関係で、こちらでよろしいかどうか、ちょっとあれなのですが、お伺いしたいのは、ホッタラケの関係なのですけれども、市内のあちこち、当該の地区を中心に皆さん一生懸命やっていただいている、それなりの効果は出ているのだろうというふうに思うわけですが、駅のホームであったり、いろいろなところにキャラクターの絵が出ていたり、いろいろなところで使われていて表に出ているのですけれども、ここの費目になるかどうか、ちょっとわかりませんが、まず、あれ著作権発生していると思うのですけれども、版権の負担はどのぐらいになっていますか。

商工課長 今おっしゃるとおり、例えば駅の自動販売機、そこの主人公の遥さんの等身大の絵がかいてあります。これは西武鉄道がしているものなので、それについての版権はわかりません。入間市、テ

オという着ぐるみは無償で今拝借しております。ここで正式に契約をして、もう話の中では著作権は無償です。結論から言いますと無償になります。ただし、それは公益的な目的で使って、有料配布でないもの、無料配布のものに載せる分については無償だという契約をこれから正式に結ぶ予定で今進んでおります。

山本委員 著作権がかからなかったという点については、その点で了解したいと思います。有効に使っていただくべきことなのだろうというふうに思います。

あと、ゆるキャラの話が出たのですけれども、羽生でゆるキャラサミットがあったというのは、ことしの話ですけれども、こちらが所管になるかどうか、わからないですが、うちのゆるキャラは今後どうなっていくのですかね。テオ、そのまま使うのですか。方向性だけお聞かせください。

商工課長 11月28日に羽生でゆるキャラサミットがあります。ゆるキャラは、その地方公共団体がつくる、その地区の特産なり、思い入れを込めてつくり上げるものがゆるキャラであります。ですから、テオはゆるキャラではありません。ですから、テオは参加いたしません。

以上です。

環境経済部長 この当委員会でお答えすべきではなくて、企画のほうだと思っておりますけれども、知名度アップ委員会というのがございまして、その知名度アップ委員会で今そのゆるキャラに関しては協議してございますが、将来においてもゆるキャラをつくっても受け

る可能性は非常に少ない。金をかけた割には受けない。例えば、お隣の狭山市の、七夕にひっかけたゆるキャラがあるのですが、知っている人だれもいないという状況でございます。

そういうような状況なので、テオのほうがかえっていいだろうということで、テオを観光大使に任命して、観光大使として外に向いて活動していただくということで、今後市内だけでなく、市外へテオを連れて行って宣伝をしていこうと、こういう考え方で今進んでおります。

以上でございます。

山本委員 所管外だと思しますので、この程度にしておきますけれども、今、深谷市はかなり力を入れてつくったそうですから、余談としてとどめておきます。

話変えます。特定工業地域の設置事業の件なのですけれども、工場の新設等々で補助金の総額4,600万何がしということで、これ総括でもお伺いしたかもしれないのですけれども、地域に土地が残っていなかったかというふうに思うのですが、今後の企業誘致みたいな部分について、これ土地がない中でどうされていかれるのか、方向性、ちょっと確認をさせていただきたいのですけれども、いかがでございましょう。

商工課長 参考までに、決算上での工場の設置、移転、用地の取得に対して、一定の補助を3年または5年行う。この中で3つの項目に分かれておりまして、それが4,624万4,129円の決算であります。

今後なのですけれども、空き地調査を行いました。狭山台工業

団地では12カ所で1万5,600平方メートルあります。武蔵工業団地では5カ所、7,804平方メートルになります。合計で17カ所の2万3,404平方メートル、坪で言いますと7,100坪ぐらいなのですが、地元の不動産屋さんも入っております。現実、市としても埼玉県に空き地の状況のお知らせを出していただいております。ですから、積極的にどこの会社にぜひ来てくださいという誘致的にはできないのですが、これだけ今あいていますという情報発信はさせてもらっております。

ただ、この面積が平均しますと、ちょっと計算できないですが、そんなに工場としては普通の面積なのです。ですから、大きい会社を誘致するまでには、とても至らない状態なので、なかなかちょうどいい大きさの会社が目につけてくれるというのは、今のところちょっとない。ただ、ぼちぼちと、貸し倉庫だったのが、隣がつぶれてしましまして、貸倉庫があいてしまったのですが、3カ月後にはその逆のほうの会社が借りてくれるという移動はありますので、そんなに悲観はしていないというのもおかしいのですが、多少動きが残っているということは、まだ多少は経済的にはまだ少しあるのかなという感じです。

山本委員 いろいろ動きがあって、いろいろまだこの補助金に関して使い方があってというふうに認識をさせていただくのですが、結局、土地の総量決まっていて、あらかじめ使っておられても、余りまとまった、2万3,000平方メートル全部一固まりで残ってあれば相当大きい会社呼べるのでしようけれども、実際にはばらばら

になっている状態ですよね。これ今おっしゃられたように、おやめになったりして、あいた分という部分で動きがあるというご答弁ですけれども、これ集約するなり何なりという方法はとれないのですかね。やっぱりある程度、土地固めないとな分入ってきてくれないと思うのですけれども、いかがですか。

商工課長 気持ちはよくわかります。確かに1カ所にまとめてやれば、大きな面積で誘致ができるのですけれども、現実的にもいろいろな会社が建物建っておりますので、ちょっとそこは厳しいかなという気がします。

山本委員 わかりました。結構です。

委員長 ほかに質疑ございますか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ、款7商工費について質疑を終結いたします。

次に、款8土木費、項3都市計画費、目3公園費、目6緑化推進費、目7緑の基金費についての質疑を願います。

横田委員 事項別明細書の165ページ、報告書ですと160ページなのですが、目6の緑化推進費、これについて、その中で加治丘陵対策事業についてお伺いします。

これはボランティアによる管理が大体24万平方メートルと、大体委託の8万6,000平方メートルの大体3倍ぐらいになっているのですけれども、すごいボランティアの方がこれだけ3倍やってくれるというのは本当にありがたいことだなと思うのですが、このボランティアの団体というのはどのくらいいるのか、教えてい

ただければと思います。

みどりの課長 ボランティア団体、いわゆる山林管理のボランティア団体  
ということで、平成22年度末現在、3月末現在で12団体という形  
でございます。人数は合計で374人ということでございます。

横田委員 これだけいろいろな団体があつて、374名いらっしゃるとい  
うことで、そうなると加治丘陵の管理をいろいろやっていると思う  
のですけれども、その活動内容にばらつきとかが出てきてしまう  
のかなと思うのですけれども、その辺はどのように考えていらっ  
しゃるのか。

みどりの課長 これは、実は最初の山林管理グループが発足した当時は、  
確かに一定の管理という、基本的なルールというものはありません  
でした。ですから、そういう意味では、思い思い加治丘陵の中  
で楽しんでいただくというような形での措置だったのですけれど  
も、ここで、いわゆる植生管理計画というものを平成22年度に専  
門家の方々にお集まりをいただきまして策定をいたします。その  
内容につきましてご審議いただくわけですけれども、どういう植  
生の管理をしていくのかというようなことを決めさせていただい  
て、それに基づきましてその山林管理グループのほうにお話をし  
ながら適正な管理をしていきたいという形で考えております。

委員長 よろしいですか。

横田委員 はい、いいです。

野口委員 この委託による管理とボランティアの管理、2つあつて、今、  
NPO法人加治丘陵山林管理、知っているのですけれども、そこ

は2のほうに入れているのですか。2のボランティアの管理に入れているのですか。委託による管理は市が直接委託して契約結ぶから、そういった内容というのはしっかりしているのだけれども、要はボランティアの管理というのは、やっぱりボランティアだから、きちんとどういう形で意思統一しているのか聞いているのだけれども、ちょっと何かそこら辺があいまいです。

環境経済部副参事（加治丘陵担当） NPO法人加治丘陵山林管理グループにつきましては、いわゆる年間の委託契約を4月当初に結びまして、下草刈り、あと枯損木等の伐採をお願いしていると。それ以外に、加治丘陵山林管理グループにつきましては、自主的に1カ所の活動地でボランティア活動をやっているというのと。ですから、普通は山林管理の市からの委託をメインでやっているのですが、1カ所はそういった活動地を持っているということでございます。

〔(両方) と言う人あり〕

環境経済部副参事（加治丘陵担当） ですから、両方入っております。

野口委員 状況わかりました。言葉の意味がちょっと不明だったので。

金澤委員 加治丘陵の関連でお伺いしたいのですけれども、報告書の160ページにある加治丘陵さとやま自然公園ですね。この整備なのですが、これだけ財政状況厳しい中で、平成20年度ですか、さとやま自然公園のあり方については見直しがありました。見直し済みでしたが、今後、つまり用地買収は、これは相続の問題でやむを得ないと思うのですけれども、箱物について今後どの

ような計画の見直し含めていかれるお考えなのか、お伺いしたい  
と思います。

環境経済部副参事（加治丘陵担当） 平成20年の7月に加治丘陵さとやま  
自然公園の見直し計画を15名のワークショップの方にいろいろご  
議論いただきまして見直しをしたわけなのですが、その中では、  
施設整備につきましては当初の計画の13カ所の施設整備につつま  
しては、そのまま整備をしていくということだったのですが、事  
業費を大幅に見直しまして、最初の計画では34億6,000万円に対  
しまして、現在の計画では4億7,300万円というような計画にな  
っております。

具体的に平成21年度から、山仕事の広場というところの整備に  
2カ年をかけまして実施をするわけなのですが、残りの12施設に  
つしましては、まだほとんど全体の用地が整っていないというこ  
とで、その中では1つだけ、桜山展望園地というのが桜山展望台  
のすぐ南側にございますが、その整備については一応来年度、再  
来年度で実施をしたいと。ですから、残りの11施設については今  
後用地取得の状況を見ながら実施をしていきたいというふうに考  
えております。

あと、ちなみに用地取得につきましては、現在、さとやま自然  
公園の区域につきましては、110.2ヘクタールのうち、平成21年  
度末で39.2ヘクタールの取得が完了したということで、こちらの  
ほうにつきましては35.6パーセントと。補助金を活用いたしまし  
て年間に3ヘクタールほどの用地取得を実施しておりますので、

全体の用地取得が完了するには、まだ相当期間がかかってくるというふうな認識でございます。

山本委員 今の山仕事の広場の関連でちょっとお伺いしたいのですけれども、当該年度で472万5,000円の設計の業務委託がかかっていると思います。成果物、出ていると思うのですけれども、具体的にこの山仕事の広場の中に炭焼き小屋があったと思うのですが、これのスペックはどうなっているのか。ちょっと細かくて恐縮なのですが、概略お知らせいただけますか。

環境経済部副参事（加治丘陵担当） 炭焼き広場につきましては、今年度の山仕事の広場の整備につきましては、具体的には造成工事が主な状況になりまして、あと配水系の構造物を設置したり、あとちょうど北側の斜面がかなり急峻ながけ地になっておりますので、そちらのほうに転落防止さく等を設置するというふうな状況になります。

具体的に炭焼き施設につきましては、とりあえず上屋をつくるような形でちょっと考えておりまして、また炭焼き施設につきましては、特にさとやま探検隊等のボランティアさんと今後、今はドラム缶でとりあえずつくるというふうな予定にはなっていますが、具体的な機種等についてはまた選定をしていきたいというふうに考えております。

山本委員 概略了解をしました。

探検隊の方からもオーバースペックになるのを心配しておられましたので、現実、竹でしか炭つくっていないわけで、余り豪勢

なものつくられても、私たちクリの木とかナラの木でつくろう思ったら、1週間ずっとおらないかぬとか言って、いろいろおっしゃっておられる向きもありまして、現地のユーザーのご意見よく聞いていただいて、できるだけ廉価につくっていただければと思いますので、その点、よろしくお願ひしたいと思います。

環境経済部副参事（加治丘陵担当） そういったボランティアさんのさとやま探検隊等の関係者と今後十分協議をして、具体的に実施をしていきたいというふうを考えております。

野口委員 では、その加治丘陵対策事業で、今、さとやま自然公園については用地買収のいかんによって、その施設整備の進行もかかわってくるということをお聞きしたのですが、まず平成21年度、この（1）、（2）、（3）の公有財産購入費で、いわゆる相続による取得と相続でない、つまり自然公園の整備ための取得と分けると、どういうふうになりますか。

環境経済部副参事（加治丘陵担当） お手元の決算報告書のほうの159ページをちょっとごらんいただきたいと思うのですが、一番下の段になりますが、1番、公有財産購入費の債務負担行為というのが、これがいわゆる加治丘陵さとやま計画区域424ヘクタールの全体を市の土地開発公社によりまして取得をしていただいたものを、ちょうどさきの議会で買い戻しの議案をご承認いただきましたが、それを平成21年の9月議会で承認をいただきまして、その買い戻しをしたものでございます。

2番と3番につきましては、2番が防衛省の所管の特定防衛施

設周辺整備調整交付金を活用いたしまして、その用地取得を実施したものでございます。

3番につきましては、都市公園統合補助金、こちらのほうが今は社会資本整備総合交付金というようなことに新政権の中での、いわゆるひもつき補助金の廃止ということで、交付金化ということでそういったような形になったのですが、平成21年度につきましては都市公園統合補助事業ということになっているものでございます。

この2番と3番が、いわゆる加治丘陵さとやま自然公園の中だけ用地取得をしていると。ですから、424ヘクタールの外側の部分につきましては、1番の債務負担だけということになります。

野口委員 1番については当然相続による取得だということはわかったのですけれども、2と3については、これはこの中で相続による取得と、そうでない先を急いだ取得とあると思うのですけれども、何対何ぐらいかということは今出ますか。

環境経済部副参事（加治丘陵担当） 相続の対応につきましては、現在、申し出が件数が相当たまっておりまして、平成21年度末につきましては……

野口委員 ごめんなさい。そうではない、違う。

環境経済部副参事（加治丘陵担当） 割合ですか。

野口委員 2と3で相続によるものと、そうでないものの割合はどうかと。

環境経済部副参事（加治丘陵担当） ですから、全体では用地取得の合計

が約4万5,000平方メートルほどございますので、そのうちの相続対応が約1万5,000平方メートルということで、ですから3分の1が債務負担行為で相続対応、残りの3分の2につきましては、加治丘陵さとやま自然公園の中を用地取得をしているということでございます。

野口委員 ですから、そこで一般質問でも私言っているとおり、相続による取得は、これは二、三十年にわたる約束だから、待っていただくということもあるけれども、やっぱりそれは続けている。ただ、自然公園についてはめり張りつけられるわけで、今言ったように用地を取得しなければ施設整備はできないということですよ。ですから、逆に今の、そちらのみどりの課というか、そちらの部というか、この自然公園のための用地取得というのは、急ぐというか、早めるというか、それとも現状というか、もっと下げるというか、どういう方針でいらっしゃるのですか。

環境経済部副参事（加治丘陵担当） 相続のたまたま買い受け申し出ということが、この自然体験区域の中でも申し出をされている方は現実にはいらっしゃいます。

野口委員 相続ね。

環境経済部副参事（加治丘陵担当） はい。それで、加治丘陵の用地取得でございますが、できれば2つの補助金を活用して、今後も計画的に取得をしていきたいというふうに考えております。

野口委員 一応ご答弁についてはお聞きしましたので。

金澤委員 では、報告書160、161ページの緑化推進事業で、保護樹林につ

いてちょっとお伺いしたいと思います。保護樹林の指定状況については、平成20年度は新規指定が2,158平方メートルあったわけですが、今回は平成21年度中には指定解除の5,653平方メートルしか記載されていないのですが、これは平成21年度は新規は全くなかったということで、すべて解除しかなかったというふうに考えていいわけですか。

みどりの課長 全くそのとおりでございます。

金澤委員 かなりの急激な割合で、ちょっと減ってきているなど、大変心配をしているのですが、数字でちょっと確認させていただきたいのですが、(2)の管理等の状況で、平成20年度と数字を比べると、借り上げ型保護樹林のうちの面積はほぼ同じで、土地借上料についても同じなのです。ただし、奨励型保護樹林の奨励金を出す対象となる面積が1,408平方メートルになっているのですが、平成20年度はこれ8,105平方メートルだったのです。差額がマイナスの6,697平方メートルになるのです。この6,697平方メートルというのは、先ほど言った指定解除の5,653平方メートルとは符合していないのですよね。そうすると、その違いというのは、どこからどこに行っているのか、それがちょっとわからないので、ご説明いただきたいのですけれども。

みどりの課長 申しわけありませんでした。

平成21年度の移動というのが5,653平方メートル、これが減少しているわけです。それと、そのほかに実は奨励型のほうで、いわゆる奨励補助金というものが支出をするのですけれども、実は

これを要りませんという方がいらっしゃる。それが差が1,000、ごめんなさい、ちょっと数字が出てこないのですけれども、1,000平方メートル強ですか、あるということでございます。

金澤委員 大変この時代にご奇特な方がいらっしゃるのですが、ある意味、その理由というのが、近い将来指定解除の方向にということで、気がとがめるから、そろそろ早目にご辞退申し上げるというふうにご考えていいわけですか。

みどりの課長 今、金澤委員さんのほうで奇特な方というお話もありましたけれども、実はこの方、本当にそのような方なのです。当然先を見込んで、やはり指定解除というようにお話ももちろんあるのですけれども、現実的に実は、ことしの4月に解除の申請がありまして解除をしてございます。ですから、そういったものも伏線にあったのかなと思われまます。

金澤委員 これから申し上げることは市のレベルではなくて、国のレベルなのですけれども、市街地の保護樹林の大事な大事な緑なのですけれども、相続の関係でやむを得ず保護樹林を解除して売り払って、アパートなりマンションが建つという、本当に残念な例があるので、これについては市としても国に対して、保護樹林で、ある長期間指定しているものについては相続の対象から外してもらえないかというような、借り上げ公園も同じなのですけれども、そのような考え方での国に対する要望というのはできないものなのですか。

みどりの課長 確かに昭和60年にこの保護樹林という制度が始まりました

て、いわゆる市街地500平方メートル以上の平地林等、保護樹林として指定をしていくと。なかなか市街地に緑が減少していくという傾向が顕著でございましたので、これによって、かなり緑が保護されてきたのだろうと思っております。しかし、ここ近年、委員さんおっしゃるようにどんどん土地活用、それから相続ということで指定の解除が進んでおります。何とか食いとめる方法がないのかなというのは確かにあります。

私たちも、保護樹林があるということは、いろいろな意味でトラブル等があるのも事実でございます。昨今、西武線をとめてしまったような例もございますし、いろいろなさまざまな問題が発生するのですけれども、極力平地林、市街地の緑は保全していきたいと思っておりますが、ご質疑の趣旨にある国等への働きかけというのは、正直言ってどこまでできるかというのが不明確な部分もありますので、なかなか難しい面があろうかと思えます。ただ、現在指定されている保護樹林につきましては、極力指定をそのまま存続できるような形で取り組んでいきたいと思っております。

委員長 よろしいですか。

金澤委員 はい。

山本委員 今のとかかわるかもしれませんが、保護樹林の管理の関係なのですけれども、長いこと保護樹林やっていれば、当然木も成長するわけで、特に隣地が住宅だったりすると、その管理も大変だろうなというふうに思うのですが、その辺の状況は今どうなってい

のでしょうか。特に市街化区域に多いと思いますので、その点、状況お聞かせください。

みどりの課長 実は、補正予算のときにも少しお話をさせていただいた経緯がございます。公園もそうですし、実は今保護樹林のほうでお話がありましたけれども、保護樹林、それから市民の森、そして都市公園等、問題がございます。基本的な問題として、やはり木が高木化しているというのが一番大きな問題がございます。補正予算の委員会のときにもお話をさせていただきましたが、やはり伐採するのはそんな費用がかからないのですけれども、それを処分する、いわゆるチップにするというような形になってきますと、それが相当の費用がかかってきます。年間管理等でお願いしている部分ではなかなか対応できないという部分がございます。保護樹林の関係でも、予算、相当高額な1,000万円を超えるような予算が措置をされておりますけれども、非常に厳しい状況で、特に高木化した木を伐採するということだけで、やはり補正予算の追加をお願いせざるを得ないというような状況がございますので、かなり厳しいなというのが状況でございます。

山本委員 基本的には財源対策にならざるを得ないのだろうとは思いますが、これ長期的にどう対応していかなくては、予算要望されるとして、何か効率的にやれる方法とか何かないものでしょうかね。

みどりの課長 特に保護樹林、一番今危ないのが、西武線沿線のところで高倉にある保護樹林が一番危ない状況がございます。その中で、今も西武さんのほうからいろいろ伐採の依頼等がありまして、見

積もりをお願いしているような状況がございます。ただ、なかなか一度にはできない状況がございますして、計画的に伐採できるものから伐採させていただくということと、あと新年度に過去、昔、よく樹木で萌芽更新というのをやっておりました。いわゆる木のある一定年度が来たら切ります。そうすると、若い芽が出てきてとなるのですけれども、切ったものはたきぎにするというような時代があったのだと思うのですけれども、そういったものを少しずつ取り入れさせていただきまして、計画的な伐採をしていくという形になろうかと思っています。

山本委員 その点は了解をいたしました。うまくやっていただくしか、当面、方法ないと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

鉄道線の関係で高倉の話が出ましたけれども、たしか東町5丁目もそうだったような気がするのですけれども、危険区域ですよ。ほかの交通を阻害するとかいったような場所は、今ご答弁あったように、特に急がれるのだらうと思うのですけれども、それも今、財源的には厳しいという認識でよろしいわけですね。

みどりの課長 おっしゃるとおり、財源的には厳しい状況です。ただ、当初予算でなかなか措置されていないものがございますけれども、これはこういう場でお話ししていいのかどうかわかりませんが、執行残というものがもし出れば、予算をちょっと集めさせていただいて、少しずつ切っていくということも可能なのかなという、予算執行の段階で少し工夫をしながら対応していきたいと思っています。

山本委員 わかりました。結構です。

委員長 ほかに質疑ございますか。

〔(なし) という人あり〕

委員長 なければ、款 8 土木費、項 3 都市計画費、目 3 公園費、目 6 緑化推進費、目 7 緑の基金費についての質疑を終結いたします。

ここで休憩いたします。

午後 3 時 5 9 分 休憩

午後 4 時 1 0 分 再開

委員長 会議を再開いたします。

次に、建設部及び区画整理部所管のものについて、担当課長より順次説明を求めます。

組織順に担当課長より簡潔に説明願います。

都市計画課長 平成21年度入間市一般会計歳入歳出決算のうち、都市計画課所管のものについて概要を説明いたします。

最初に、歳入について説明いたします。決算書76ページから77ページをお開きください。款21諸収入、項 5 雑入、目 1 雑入、79行政資料等頒布料収入131万795円の中の18万4,700円が主な歳入です。これは、都市計画図及び縮尺2,500分の1等の地形図の売上代金です。

次に、歳出について説明いたします。160ページから161ページをお開きください。款 8 土木費、項 3 都市計画費、目 1 都市計画総務費、大中事業、都市計画基本図事業、小事業、都市計画情報

システム修正事業91万3,500円は、土地の分筆、合筆等による地番図の変更及び地区計画等の都市計画変更を最新のデータとして入れかえる作業を実施したものです。

同じく目2街路事業費、大事業、都市計画道路整備事業のうち安川新道線整備事業1,160万914円は、上藤沢郵便局付近から藤沢中学校入り口交差点までの延長280メートル区間の建物・物件調査積算及び及び道路実施設計の業務委託を行ったものです。

同じく、中神狭山台線整備事業65万514円は、土地開発公社が先行取得した用地を買い戻すための費用で、平成21年度は事務費及び利子を支出したものです。

以上で概要説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

道路管理課長 それでは、道路管理課所管の主な事業について、その概要についてご説明申し上げます。

最初に、歳入についてご説明いたします。歳入事項別明細書の24、25ページをお開きください。款14使用料及び手数料、項1使用料、目7土木使用料、節1道路橋りょう使用料のうち道路占用料7,540万6,460円は、電柱やガス管等の道路占用でして、前年度対比105.4パーセント、387万3,599円の増額でございます。その理由といたしましては、主に平成21年度から占用料の徴収をし始めました狭山台土地区画整理事業地内のガス管によるものでございます。

同じく、道路占用料の下にございます行政財産目的外使用料

189万円は、武蔵藤沢駅の自由通路にあります広告板5面の使用料でございます。現在広告板は7面ありますが、そのうち2面につきまして広告主を探す努力をいたしましたが、残念ながら埋まっていない状況でございます。

続きまして、主な歳出について説明いたします。歳出事項別明細書の156、157ページをごらんください。款8土木費、項2道路橋りょう費、目1道路橋りょう総務費のうち、大事業、道路台帳整備委託事業1,333万1,724円は、主に道路の認定、廃止や区域変更に伴いまして、道路法第28条に基づいた道路台帳の諸データを更新する事業でございます。平成21年度につきましては、道路台帳更新作業業務、距離5.443キロメートルほか3件の委託業務を実施いたしました。

次に、158、159ページをごらんください。同じく目2道路橋りょう維持費のうち、大事業、道路等維持管理事業、中事業、諸施設管理事業、小事業、維持管理費2,230万2,013円は、入間市駅前広場、豊岡1丁目のさんかくはしなどの歩道橋、武蔵藤沢駅自由通路雨水排水ポンプ等の電気代、水道料、清掃委託料及び機械類の保守点検など、施設を維持するための事業でございます。

同じく、その下の小事業、諸工事費は、市が管理しております調整池20カ所のうち12カ所の調整池のフェンスがひどく傷んでおりますので、平成21年度から張りかえ等の工事を始めたものでございます。平成21年度は新久の入間台団地の東側にあります調整池の全周囲、延長155メートルにつきまして実施をし、新久遺跡

団地と東町区画整理地内にごございます調整池につきましては、部分的な補修を行いました。

同じく目3道路橋りょう新設改良費のうち一番下にごございます大事業、排水整備事業、160、161ページ、次のページになりますが、上段にごございます中小事業、水路付替事業2,700万2,850円につきましては、市管理の水路が民地内にあり、土地所有者から撤去を求められましたので、当該水路を市道の中につけかえる工事を平成21年度から3年間で実施する計画をいたしました。土地所有者が水路の隣接地を早期に開発し売却したいということで、水路用地を市に寄附していただけることになり、当該水路をつけかえることなく改修工事を実施したものでございます。詳しくは、決算報告書の152ページをごらんいただければと思います。

以上で、道路管理課所管のものについての概要説明とさせていただきます。ありがとうございました。

道路整備課長 道路整備課所管のものについてご説明申し上げます。

まず、歳入について概要を説明いたします。歳入決算事項別明細書の36、37ページをごらんいただきたいと思います。款15国庫支出金、項2国庫補助金、目7土木費国庫補助金のうち、地域連携推進事業費補助金1,400万円は、市道幹6号線及び幹56号線の補修工事における補助金であります。

以上で歳入についての説明を終わります。

次に、歳出について概要を説明いたします。歳出決算事項別明細書の158、159ページをごらんいただきたいと思います。款8土

木費、項2道路橋りょう費、目2道路橋りょう維持費のうち、大  
事業、道路等維持管理事業、中事業、委託事業3,779万6,807円は、  
道路や街路樹等の清掃管理委託や調整池及び水路等の清掃、圏央  
道側道及び幹線道路等の除草などの委託事業であります。

同じく中事業、直営事業3,194万8,226円は、職員が直営で道路  
補修作業等を行うために必要な原材料費、機械借り上げ等に要し  
た費用です。

続きまして、大事業、道路等緊急補修事業1億2,487万9,507円  
は、道路パトロールや市民からの通報、要望等により道路及び水  
路等の緊急補修工事203件を実施したものです。内容につきまし  
ては、決算報告書の149ページをごらんいただきたいと思いま

次に、目3道路橋りょう新設改良費のうち、大事業、道路改良  
事業1億6,917万7,294円は、幹線及び一般市道等の整備に伴う測  
量委託料、公有財産購入費、これは土地開発公社償還金を含んで  
おります。電柱や物件移転の補償料、工事請負費等でございます。  
執行した工事は、幹線市道、一般市道等の整備7件と、4メート  
ル拡幅整備4件でございます。内容につきましては、決算報告書  
の150ページをごらんいただきたいと思いま

同じく、大事業、舗装補修事業1億5,138万7,950円は、舗装路  
面の損傷が激しい幹線市道及び一般市道を交通の安全の確保を  
図るため、舗装補修工事13件を実施したものでございます。内容に  
つきましては、決算報告書の151ページをごらんいただきたいと  
思います。

続きまして、歳出決算事項別明細書の160、161ページをごらん  
いただきたいと思います。大事業、橋りょう整備事業2,098万  
5,300円は、老朽化した橋りょうの補修や幅員の狭い橋りょうの  
整備を行うために必要な詳細調査、設計業務2件が主なものでご  
ざいます。内容につきましては、決算報告書の153ページをごら  
んいただきたいと思います。

以上で、道路整備課所管のものについての決算概要の説明とい  
たします。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

営繕課長 営繕課所管のものについて、その概要を申し上げます。

歳入歳出決算書24、25ページをお開きいただきたいと思います。  
款14使用料及び手数料、項1使用料、目7土木使用料、節2住宅  
使用料の決算額は8,044万2,259円で、その主なものは市営住宅  
21団地の公営住宅使用料の7,713万6,105円でございます。使用料  
の収納率は79.59パーセントで、前年度対比で0.38パーセントの  
減となりました。収納対策としては、滞納者に対しての文書や電  
話、訪問等での催告、また呼び出し等によりまして納入相談など  
を実施しております。また、不納欠損額31万990円につきましては  
は、滞納者のうち1人でございますが、本人死亡により相続人に  
対し繰り返し収納依頼を実施しましたが、支払いに応じてもらえ  
ず5年を経過したことから、やむを得ず不納欠損処理といたしま  
した。なお、使用料の詳細につきましては、決算報告書23ペー  
ジをあわせてごらんいただきたいと思います。

次に、58、59ページをお開きいただきたいと思います。款17財

産収入、項1財産運用収入、目1財産貸付収入、節1土地建物貸付収入、備考欄1土地貸付料1,190万1,340円のうち営繕課所管の決算額は81万8,866円で、山崎団地敷地内の674.52平方メートルの土地を貸し付けているものでございます。

次に、70ページ、71ページをお願いします。款21諸収入、項5雑入、目1雑入、節4雑入の備考欄26番、土地転貸料127万9,949円については、南台団地3棟分の544.4平方メートル、中原団地2棟分の110.54平方メートルの土地の転貸に係るものでございます。

続きまして、歳出について主なものをご説明いたします。決算書166、167ページをごらんいただきたいと思います。款8土木費、項4住宅費、目1住宅管理費、大事業、市営住宅管理運営事業8,308万8,949円のうち、繰越明許分の1,743万円は、平成20年度補正予算の地域活性化・生活対策臨時交付金を活用しまして、市営住宅のデジタル放送対応工事を実施したものです。

次に、維持補修費707万246円は、新規入居者のための室内修繕や漏水等の緊急修繕などを実施したものです。

次に、諸工事費7,285万4,250円は、先ほどご説明させていただきましたデジタル放送対応工事のほか、池ノ下団地2号棟の給排水設備、ガス管の改修工事などを実施したものです。また、老朽化した木造住宅2戸の解体も実施しました。

同じく大事業、土地借上料1,218万8,092円は、中原団地624平方メートルの92万5,392円、南台団地7,494平方メートルの1,126万

2,700円の土地の借上料でございます。

また、翌年度繰越額の繰越明許費2,484万3,000円につきましては、前年度補正の地域活性化・きめ細かな臨時交付金を活用して実施します霞台団地2号棟の設備改修事業費です。なお、市営住宅管理運営事業につきましては、決算報告書の162ページをあわせてごらんいただきたいと思ひます。

以上で、営繕課所管の決算概要の説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

建築指導課長 続きまして、建築指導課所管の概要についてご説明申し上げます。

まず、歳入の主なものといたしましては、決算事項別明細書28から31ページをごらんください。款14使用料及び手数料、項2手数料、目7土木手数料、節2都市計画手数料940万6,790円の主なものといたしましては、建築確認等申請手数料239万2,000円及び開発行為許可等申請手数料568万4,460円で、それぞれの申請に係る審査あるいは検査等に要する手数料収入でございます。ほかの主な手数料収入といたしましては、道路位置指定申請手数料及び屋外広告物許可審査手数料等がございます。

次に、歳出の主なものといたしましては、決算事項別明細書の160、161ページをごらんください。款8土木費、項3都市計画費、目1都市計画総務費のうち、大事業、建築確認支援システム推進事業97万9,020円は、建築確認等の業務運用に係る機械賃借料及び保守料、その他の経費でございます。

同じく、市道拡幅整備事業2,738万5,971円は、建築基準法に基づく第42条2項道路の後退整備に関する登記委託料、物件補償料等でございます。

同じく、建築行政OA化推進事業225万2,775円は、建築指導課所管の各種申請書類のデータ化のための入力委託料及び機械の賃借料等でございます。

なお、各事業の概要に関しましては、決算報告書153ページから157ページをご参照ください。

以上、建築指導課の概要説明とさせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

区画整理課長 平成21年度入間市一般会計歳入歳出決算のうち、区画整理課所管の主なものにつきましてご説明申し上げます。

まず、歳入からご説明いたします。歳入決算事項別明細書74ページから75ページまでごらんください。款21諸収入、項5目1雑入、65土地区画整理事業清算金63万3,174円につきましては、豊岡第一土地区画整理事業の分割徴収清算金でございます。

次に、歳入決算事項別明細書76ページから77ページをごらんください。款21諸収入、項5目1雑入、78地区外排水切り回し工事補償金434万6,480円につきましては、飯能県土整備事務所で実施いたします下藤沢地内、国道463号不老川筋の大橋かけかえ工事において武蔵藤沢駅周辺土地区画整理事業の地区外排水管が支障になることとなったため、この排水管の切り回し等に伴う雨水管移設工事費の一部を県より受け入れたものでございます。

次に、歳出につきましてご説明申し上げます。162ページから165ページをごらんください。款8土木費、項3都市計画費、目4土地区画整理費、大事業、まちづくり研究会関係費111万8,500円につきましては、武蔵藤沢駅周辺まちづくり研究会ほか3事業の研究会への補助金及び委員報償金を支出したものでございます。

同じく大事業、武蔵藤沢駅周辺土地区画整理事業、入間市駅北口土地区画整理事業、扇台土地区画整理事業及び狭山台土地区画整理事業につきましては、一般会計からそれぞれの特別会計への繰出金として総額11億6,465万8,000円を支出したものでございます。

同じく大事業、野田土地区画整理事業5,500万円につきましては、組合施行の区画整理事業に対し補助金を交付したものでございます。

同じく大事業、水道工事負担金1,000万円は、区画整理事業の街路整備に伴い上水道管先行布設工事に係る起債の償還金を水道事業会計へ支出したものでございます。

次に、款8土木費、項3都市計画費、目5下水道費、大事業、武蔵藤沢駅周辺土地区画整理事業地区外排水工事572万2,500円につきましては、歳入でもご説明いたしましたが、下藤沢地内国道463号不老川筋の大橋かけかえ工事に伴い支障となる雨水管の移設工事費でございます。

以上、概要説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

委員長 これより建設部及び区画整理部所管のものについての質疑に入ります。

まず、歳入の款14使用料及び手数料、款15国庫支出金、款16県支出金、款17財産収入、款18寄附金、款19繰入金、款21諸収入について質疑を願います。

横田委員 事項別明細書の25ページ、報告書ですと23ページなのですがけれども、市営住宅の手数料、これで滞納状況の多い順から5番ぐらい、ちょっと金額を教えてくださいと思うのですがけれども。

営繕課長 個人で。

横田委員 そうです。

営繕課長 現年度と過年度分がございまして、現年度分を説明させていただきます。現年度分につきましては、一番、ワーストワンと申しますか、122万1,000円でございます。それから、次に100万200円でございます。もう一人が75万4,200円でございます。

以上です。

〔何事か言う人あり〕

営繕課長 今、団地ごとの言ってしまった。個人。

〔(個人)と言う人あり〕

営繕課長 申しわけございません。1番が69万1,600円でございます。2番が55万5,000円でございます。続いて、3番が28万6,800円でございます。申しわけございません。

横田委員 5番目まで教えてもらえればなと思ったのですがけれども、3番目でも結構なのですがけれども、これで回収するためにいろいろと

努力されていると思うのですけれども、その辺についてちょっと、どのようなことをやって。さっきちょっとお話はあったのですけれども、お聞かせいただきたいなと思います。

営繕課長 先ほどもちょっとご説明させていただきましたが、督促の送付、催告の送付、それから臨宅を2回ほど実施しております。そのほか電話等で連絡をとったり、納入の指導ですか、その辺をさせていただいております。

現年ですので、当然入居者でございますので、結果としては全員分納という形で、一括で滞納分を納入というのはなかなか難しいということで、分納という形で、一番多い人でも大体5万円ぐらい入れていただいております。

以上でございます。

横田委員 ちょっと私が勉強不足でわからないのですけれども、これは5年経過してしまうと回収できなくなってしまうのですか。

営繕課長 滞納分につきましては、分納しておりますので、時効は中断ということで理解しておりますので、5年たったからといって、その前のを不納欠損にするという考えはございません。基本的に入居していますので、全額ではなくても分納していただいておりますので、すべて時効は中断しているというふうに考えております。

横田委員 最後に入れたときから時効が再開するというか、そこから5年ということですね。

営繕課長 そのとおりでございます。

横田委員 この最終的に法的な措置みたいなものというのはしているの

しょうか。どうしても回収するような。

営繕課長 税法上とは、ちょっと使用料は違いますので、あくまでも支払っていただきたいということで収納努力をするしかないということで、その間、最後5年を経過してしまいますと不納欠損処理をせざるを得ないのかなと考えております。

使用料、民法のほうに行きますので、訴訟する場合、裁判所にそれを申し立てた場合、民法の第169条で、定期給付債権の短期消滅に関する規定というところで、仮に市がその人に民法上で裁判を起こした場合、相手側が払わないと言われてしまいますと、そこで終わりですので、5年の時効が、裁判上も時効が成立してしまうということで、ですから仮に市が訴訟を起こして、相手が気持ちを変えて払っていただければもちろんいいのですが、5年以上納入の依頼をして、最後に裁判をかけたとしても、相手は拒否すると。拒否した場合は、それは援用手続がされた。時効の援用が、その裁判のところでもされたということで、結局裁判に訴えても、要するに負けるといいますか、回収ができないというふうに理解しております。

横田委員 では、結局法的に手続とれないということなので、しても無駄ということですね。しても、結局は回収はできないということなので。

営繕課長 先ほどのところですが、民法第145条で、時効は、当事者が援用しなければ、裁判所がこれによって裁判をすることができないということで、援用をしなければ裁判ができないということです

から、相手が時効が成立した、私はもう払いませんという援用をした場合、もうそれは裁判できませんよという意味です。というふうに理解しております。

横田委員 それは、5年を経過してしまっただらということ。

営繕課長 5年です。

建設部次長 建設部次長です。

今の説明の中で、法的な措置という話でございました。基本的には、これは使用料でございますので、地方自治法で課税をしております。賦課をしております。基本的には自治法では、基本的に差し押さえですとか、そういうものについては地方税法とは違わしまして徴収権ございませんので、これは裁判に訴えるということになります。

今の援用というふうな話ございましたが、これは時効にする場合について、民法上では時効の承諾を相手がすれば、援用すれば時効にしてもいいですよという解釈があると。基本的に、今、住宅使用料については、自治法なのか、民法なのかと意見が分かれています。私どものほうは地方自治法で徴収をしているものである。5年、何もしなければ5年で時効。ただし、先ほど申し上げましたとおり、一部納付がある。これは債務の承認ということになるのですけれども、その場合については、そこから時効が中断しますので、改めて5年ということになります。もし、相手方が財産等がございますれば、当然ほかの取り立てのものもそうですけれども、裁判所に申し立てを行いまして差し押さえを

行うということになります。ただし、市営住宅でございまして、当然差し押さえすべき財産もございませんので、そこまではいかないということでございます。

以上でございます。

野口委員 ちょっと補足で、まず2点言います。

滞納のワーストと言った場合、なぜ現年しか言わないのですか。それが不思議。だから、私は現年、現年と言って、その後、言うのかなと思っているのだけれども、滞納といった場合は過年度分を含むのが普通ではないですか。それがわからない。だから、私は現年、現年と言っているのに、それからまずお答えいただきたい、補足として。だから、ひとり言みたいに、現年、現年と言っているのに。

営繕課長 失礼しました。申しわけございません。

先ほど現年度分の3番までちょっと申し上げまして、ついでに4番も……

野口委員 過年度分。

営繕課長 過年度分につきましては282万9,738円です。それから、もう一人が127万5,753円です。それから、もう一人、119万7,245円です。それから、4番目が82万7,300円です。それから、5番目が73万9,300円でございます。

野口委員 ちょっと私が補足します。法的なあれで、これは民事上の債権とあって、5年はいいですよ。そして、分納した場合、承認だから、まだ5年延びるといってもいいですよ。しかし、法的処理と

というのは、5年以内に、つまり5年以内というか、その人が明け渡し訴訟をして、かつそのとき債権の確認を求めるということまで、今まで2件やりましたから、今そういうことまで検討しなければいけないような事例が発生しているのかと。つまり、分納とか何とかしていただいている場合には、それはできないとか、できないですよ。全く無視して、たまる一方。やっぱり払う資力あるのではないかという人だったら、明け渡し訴訟せざるを得ないし、そのとき債権の確認しなければいけない。債権の確認するときに、5年間ほうっておいたらそうですけれども、催告すれば6カ月間延びます。だから、催告すればいい、6カ月間延びますから。訴訟起こせばとまりますから。ちゃんと法律の勉強してください、ちゃんと。そういうあいまいなのが一番部下にとって混乱するものですから、そういうあいまいなことは部下に言わないでください。ですから、それでやると。そういう法律的なことはきちんと勉強して、部下にあいまいなこと言ったらだめですよ、はっきり言って。それでやって、裁判起こすわけですよ。裁判起こすようなことが事例を検討しているかと。裁判起こしたら10年延びますから、10年間追ってください。これは知っているでしょう。裁判起こして確定判決もらえば10年延びますから。そういうこと含めて、今検討しているところがありますか。改めて、法律のあいまいな言い方はやめてください。もう一回勉強し直してください。

営繕課長 先ほども申し上げましたとおり、入居者につきましては、金額大小はありますが、分納しておりますので、そのような入居者に

ついてはございません。

それから、退去者、既に退去されている。先ほどの5人の中に2人ほど平成18年の訴訟で退去された方が2人います。そのほかに1人が、これは夜逃げのような状態で、名古屋のほうにいる人がいまして、この辺の3人。あとの4番、5番の人は分納中でございます。退去あるいは入居中もありますが、その辺は分納でございますが、この3名については最後に支払いといたしますか、最後の滞納が平成18年から、残念ですが1円も払っていただけない状況が続いておりますので、今後、あと何年かたちますと不納欠損をせざるを得ないのかなと。退去はしておりますので、退去のほうの訴訟は起こすことはできませんので、その辺がちょっと懸念されるところでございます。

委員長　よろしいですか、野口委員。

野口委員　わかりました。

金澤委員　今の市営住宅の関係なのですけれども、やっぱり我々委員の中でも、ちょっと執行部とかみ合わないことがあっても、もっと勉強してこいとか何とかという言い方については、やっぱり大人の対応としてどうかなというような思いはあるのですけれども……

〔(それはちょっと私の名誉から、ちょっと待ってください。法律的なことについては……) と言う人あり〕

委員長　まず、金澤委員、話してください。

金澤委員　それで……

〔何事か言う人あり〕

委員長　　ご静粛に願います。

金澤委員　それで、いいですかね。大事なのは、今までの市の方針が若干やっぱり厳しい態度でなかなか臨めなかったということで、今後大事なのは、ではどの時点までいったら、例えば1年間、全く滞納ですよとか、金額の面とか、どちらかの基準に達してしまったら、もうしっかりと明け渡し訴訟にしますよというルール of 明確化が大事だと思うのですけれども、その点についてはいかがですか。

営繕課長　一律にというのが非常に、入居者の方、滞納しているの、理由はあれなのですが、個人差がございます。滞納の理由の内容ですか、その辺についても、ちょっと差があらうかと思えます。ですから、一律にここでこうというのはなかなか難しいのですが、ただ、目安として、一応今までの目安で、こういう方、該当者いませんが、例えば5年で60カ月になります。その間、全然滞納が続いているというもので、分納に全く応じない。それから、当然そうしますと退去を指導しますが、それにも応じない。そういう場合は訴訟のほうに移行したいと考えております。これはまだ該当者が、その平成18年以降、ちょっとまだ出ておりませんが、一律に決めるというのはちょっと難しいのですが、一つの目安としてそのように考えております。

それから、もう一点、収入超過者というのもやはりございますので、それについてもやはり最後退去指導に従わない場合は訴訟

ということで考えております。

以上です。

金澤委員 今までの5年超過というのがちょっとやっぱり長過ぎたのかなというような気がします。やっぱり民間であれば、大体3カ月が常識ですよ。とはいえ、市営住宅に入られる方の経済状況を考えれば、3カ月ではなかなか厳しいなと。やっぱりまじめに納めている方もいらっしゃるわけですから、そういうことを考えると、個人的な考え方ですけども、1年ぐらいが限界なのかなというような気がしますので、その点について、今までは5年超過、最近はいなかったという話なのですが、当たり前になります。いてもらっては困るのですけれども、見直しをされる考えはありますか。

営繕課長 状況等、よく精査しまして、そういったことについて今後少し研究していきたいと思います。

金澤委員 ちょっとお伺いしたいのですが、研究していただけるということで、ありがたい、お願いしたいのですが、これについてはその検討する部会なり審議会なりあるのですか。それとも、あくまでも課内だけの話し合いなのですか。これちょっと部長、お答えいただけますか。

建設部長 それでは、補足説明をさせていただきたいと思います。

滞納処理要綱というものが、内規でございますが、要綱で制定してございます。ですから、そういうものを、状況、その実態等照らし合わせながら、それを基本に、例えば全く誠意が見られないような事例があるのでしたら、そういうものを要綱に照らし合

わせながら適正に対応していきたいと考えております。

今、課長のほうからもありましたけれども、一番難しいのは、要するに一つの福祉対策の面もありますので、その辺、よく個別相談とか、そういうものを行いながら、その実態に即したような形で処理要綱に基づいて対応していきたい、そのように考えております。

金澤委員 今の話、要綱の見直しをするという話でよろしいのですか。

建設部長 見直しということではなくて、基本的には滞納処理要綱によりまして、その中で1年間というものが一つの基準としてございますので、それに照らし合わせながら処理していきたいと、そういうふうと考えております。

金澤委員 今、滞納処理要綱の1年というのを逆に新しい基準にしていくという検討はしていただけるということで理解しましたけれども、ちょっと課長のほうから言った5年というのが、やっぱり長いのかなという気はします。

それで、市営住宅について、私のほうは以上なのですけれども、委員長にちょっとお話ししたいのですけれども、お願いしたいのですが、議事進行として。やっぱり人が発言しているときは黙っていると。当たり前のお話ですね。しっかりと注意していただいて、議事進行で幾ら手を挙げても、しゃべる権利はなくて、指名されるまではしゃべれませんから、これは十分ご理解いただいて、スムーズな議事進行をお願いしたいというふうに委員長にお願いしたいというふうに思います。

委員長 承知しました。

〔何事か言う人あり〕

委員長 質疑として、野口委員。

野口委員 勉強してほしいというのは、私は危機感なのです。法律に対してあいまいな言い方、つまり5年たったら援用されますみたいな、そんな言い方。つまり5年たつ前に催促すれば6カ月延びますし、訴訟停止すればずっと延びる。停止するわけですよ。そういったことも何かあいまいな形で言うところ、非常に危機感を持っております。つまり、どなたかが言うように、何かもっとコストダウンを勉強しろみたいな、何か人それぞれの言い分があるのと違って、法律は一つなのですよ、一つ。その一つについてあいまいなことを言っていच्छるることについて、私は非常に危機感を持っている。つまり、入間市の職員は法律の知識をどれだけ持っているのだろうか。つまり、自分の仕事に必要な法律は100パーセント持たなければいけないのです。そうでしょう。私は六法だったら、あなたたちより詳しい。それ以外は、あなたたちはもっと詳しくならなければいけない。六法についても、自分たちの持ち分については全部知識持つておかなければいけない。あいまいな言い方するから私は危機感を持っているので、勉強してくださいと言っているだけであって、それは大人の対応とかいう揚げ足取りは非常にやめてほしいということで、私は声を荒げたわけです。

以上です。

委員長 今の質問ですか。

野口委員 質問ではなくて、弁明です。

#### △ 時間延長

委員長 ここでお諮りいたします。

会議時間もわずかになりましたが、建設部及び区画整理部所管のものの審査が終了するまで時間延長したいと思います。ご異議ありませんか。

〔(異議なし) という人あり〕

委員長 ご異議なしと認めまして、会議時間を延長いたします。

委員長 ここでは委員長から申し上げます。

答弁のほうは簡潔にお願いいたします。

委員長 ほかに質疑ございますか。

〔(なし) という人あり〕

委員長 なければ、次に歳出についての質疑に入ります。

以降は、歳出に関連する歳入の質疑についても許可いたします。

ここで休憩いたします。

午後 4時57分 休憩

午後 5時01分 再開

委員長 会議を再開いたします。

まず、款8土木費、項1土木管理費、項2道路橋りょう費についての質疑を願います。

横田委員 事項別明細書159ページ、報告書149ページ、道路橋りょう維持費の道路等緊急補修事業について平成21年度で2橋、詳細調査設計をしていると思うのですけれども、市内にどれだけの橋の数があるのか、教えていただければと思います。

道路管理課長 お答えいたします。

まず、市内に、歩道橋も含めます。194橋ございます。全部で194橋。その内訳も……。

横田委員 お願いします。

道路管理課長 歩道橋並びに側道橋、いわゆる人が歩く橋ですけれども、それが16橋ございます。それと、車道橋が177橋あります。そうしますと、1橋、引き算が合わないのですが、その1橋につきましては、昨年9月議会でB62号線という道路がございまして、その道路の延長上の橋、いわゆる個人の橋なのですが、その橋を市のほうにもらうべきではないかという、その委員会でご指摘がございましたので、その橋につきましては、ことしこれから調査をかける予定しております。多分、それにつきましては市の橋になるだろうという予想を踏んで1橋ございます。そういう意味で、全橋で194橋というふうにカウントしています。

以上です。

横田委員 その安全対策というか、点検とか、その辺は計画的にきちんできてきているのかとか、その進みぐあいをちょっと教えていただければ。今回2橋の詳細調査設計ということなのですが、その後。194とか、ほかのに対してどのような形を考えているのか。

道路管理課長 今、道路整備課のほうでやっているところの橋、霞川にかかっているところの万年橋、これはもう既に一部補修終わっておりますが、その橋と、それから今回、その詳細設計をやった向橋、この2橋につきましては、昭和29年につくった橋でございます、入間市で一番古い橋です。ですから、57年ぐらいたっているのですが、この橋につきましては、もう傷み方がひどいものですから、いわゆる早く点検、調査をして、早く直さなければならないということで、いわゆる実施設計というのでしょうか、いわゆる設計するときには、まず概略で基本設計、それからそれをある程度絞ってから今度詳細設計に入るのですが、その詳細設計のための調査を向橋はやったと。万年橋は大体、補修が終わっていますので、やらないわけなのですが、それ以外の橋につきましては、今年度の予算からなのですが、長寿命化修繕計画という補助金、今交付金ですけれども、そういったものを国からいただきながら、ことしから調査を開始しました。今年度35橋を発注したところでございます。

あと、そのほかにつきましては、ことしは平成22年ですから、22、23、24のこの3カ年で調査をしまして、平成25年にその修繕計画を立てて、平成26年度からそういった、どの橋から工事をしていこうかというのを平成25年度に計画しようと思っています。そのための今現在、基礎調査をしているということでございます。

以上です。

横田委員 その平成25年度までに修繕計画をつくってやっていくというこ

となので、それで市内全部が安全というか、その辺は確保できるというふうな形なのでしょうか。

道路管理課長 平成25年度に計画をつくるのであって、実際にそれを修繕工事をしなければ安全ではございませんので、平成26年度以降からが勝負だと思います。

横田委員 その緊急のやつに対しては、その都度やっているから、その平成25年度以降は計画的にきちんとすべてをやっていく予定だということですね。

道路管理課長 そのとおりでございます。緊急でもう既に穴があいたとか、がたがたしている橋は、そんなこと言われていただけませんので、直さなければなりませんけれども、そうでもない橋については平成26年度以降に計画的に修繕をしていきたいというふうに思っております。

横田委員 あと、もう一点なのですけれども、報告書の151ページ、目3の道路橋りょう新設改良費なのですけれども、これで1億5,100万何がしか、かかっているのですけれども、要はこれ緊急でやっている修理ということだと思のですが、これは違いますね。要は、緊急でやるのと、1回緊急で工事しますね、道路のほうなのですけれども。1回緊急でやるのだけれども、このように、これは計画的にやっていくということですね、また新たに。そうすると、これは二度手間になるというか、とりあえず1回お金をかけてから、もう一回きちんと計画立ててやっているというような状況なのですけれども、その辺がちょっと。

道路管理課長 長寿命化の計画は、あくまでも橋だけでございます。普通の道路ではありません。それと、あと、今言いました向橋につきましては、今回私どもでやる35橋、もしくはこれからやる橋にはカウントしておりません。とりあえず、それについてはここで改修をするわけですので、少なくとも、ことし、来年については、修理したらの話ですけれども、そういったことで調査、今詳細の調査をしてありますので、やる必要ないと思います。

横田委員 橋は、先ほどの話であれなのですけれども、道路に関しても多分同じようなあれだと思えるのですけれども。

道路整備課長 舗装の補修事業ということで、市内全域、大変悪い道路が多うございまして、この舗装補修事業ということで、傷みの激しい路線につきまして、うちのほうで選定して、主に幹線市道でございまして、その市道実施計画に上げて、順次工事のほうを行っておるわけなのですけれども、なかなか計画どおりには、補修、財政的に非常に厳しいという状況もありますので、計画どおりにはいかないのですけれども、ここに掲載してありますように、ここに上げている舗装補修事業というのは、その実施計画に計上したものです。

それで、道路等の緊急補修事業がございまして、実施計画で上げて、舗装の補修やっていくのですけれども、その舗装補修事業費だけでは道路の補修が追いつかないということで、緊急補修のほうの事業費を使って小規模な道路補修ですか、部分的なものをやったり、また本来、舗装補修事業費の中で計画的にやら

なくてはならないようなものも、どうしても舗装の傷みが激しくて、車が通ると振動が激しいとか、また車両の破損事故等につながるということで、この道路等の緊急補修事業費を使って実施計画に上げた路線も、やるようなケースもございます。

それとまた、この149ページに工事をやったものが掲載されていますけれども、8件が、これは130万円以上ということで、管財課のほうで入札を行いまして行った補修工事、排水管の布設工事も入っていますけれども、こういったように舗装補修事業費も限られた予算なので、この緊急のほうの予算も合わせて使って、道路補修のほうを、事故等がおこらないうちに工事をしなければいけないということで、緊急予算を使って、ここに掲載したような200メートル前後の全幅の打ちかえ工事、そういったようなものも緊急のほうでもやっております。

以上でございます。

委員長 よろしいですか。

横田委員 はい。

吉澤委員 報告書の153ページで、今もお話出ていましたけれども、向橋の関係で補修設計業務を委託したということで、これは具体的に、例えば補修の内容ですとか、時期ですとか、あるいはちょっと幅の狭い橋なのですけれども、拡幅の検討などされているのかどうか、ちょっと内容をお聞かせください。

道路整備課長 向橋につきましては、その詳細調査と補修設計業務ということで行ったわけですが、調査した結果、かけかえという

ところまでの調査結果では出ていなくて、総合評価としましては、緊急補修ということで、補修を行って延命化を図ったほうがよいというような結果が出ております。補修の内容につきましては、コンクリートのひび割れの補修ですとか、鉄筋が露出していたり、腐食していたり、あとほかに橋りょうの基礎のコンクリートがかけていたり、そういったようなものがございます。また、高欄、転落防止のさくも大分さびてしまって、そういったようなものも交換したほうがよいというような調査結果が出ておりますので、主な補修の内容については以上でございます。

委員長 よろしいですか。

吉澤委員 はい。

委員長 ほかに質疑ございますか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ、款 8 土木費、項 1 土木管理費、項 2 道路橋りょう費についての質疑を終結いたします。

ここで休憩いたします。

午後 5 時 1 5 分 休憩

午後 5 時 1 7 分 再開

委員長 会議を再開いたします。

次に、款 8 土木費、項 3 都市計画費、目 1 都市計画総務費、目 2 街路事業費、目 4 土地区画整理費、目 5 下水道費についての質疑を願います。

吉澤委員 報告書155ページ、建築物耐震改修等促進事業なのですが、この年から木造住宅の耐震診断に対する費用の助成を始めたかと思うのですが、実際の助成件数は何件になっているのでしょうか。

建築指導課長 3件でございます。

吉澤委員 恐らく予算より少ない状況だったのかなと思うのですが、この少ない要因というのはどういうふうにとらえているのでしょうか。

建築指導課長 初年度の事業ということで、過年度から行われます、市のほうで行っている無料耐震診断等の実績を踏みながら、昨年度、その前年度が18件ありましたので、15件を想定したのですけれども、やはり無料耐震診断に来られる方はいらっしゃるのですけれども、その後に有料までシフトしていくという方に関しては、残念ながら3件しかなかったということでございます。

今後ともPR等、耐震診断とか防災訓練等でPRは続けているのですけれども、なかなかその結果につながらない部分もあるということでございます。

以上でございます。

吉澤委員 この耐震計画の促進計画の中でも、耐震率を引き上げなければいけないということで、まだまだ少ない自治体ではあるかと思うのですが、耐震改修への助成事業を行っているところもあると思うのです。これとセットでないと、なかなか進まないのかなと思うか、診断して改修の必要があるというふうに出ても、お金がないとできないという事情もあるかと思うのですが、その改修への助成事業に対して検討されているのでしょうか。いかがでしょうか。

建築指導課長 耐震改修促進計画をつくっている中では、当然その改修補助についても議論の対象にはなっていたのですけれども、当面、市の財政的な事情もありますし、周辺市の状況等も踏まえた中で、診断補助を先行させる5年間、様子を見ようと言うとちょっとあれなのですけれども、5年間の限定なのですけれども、その中で診断率がかなり上がってくるようであれば、効果を考えて耐震補助についてもシフトしていかなければならないと思っております。

現状、昨今の新聞のニュース等でも、国等も耐震補助、建物に対する補助も考えているようなので、そういうものとか、あるいは融資制度とかいうものも組み合わせる中で、より有効な制度を検討していきたいと考えております。

以上でございます。

委員長 よろしいですか。

吉澤委員 はい。

金澤委員 都市計画総務費のうちの建築指導費で、建築確認申請についてちょっと数字をまずお伺いしたいのですが、これは開発許可も含めて、建築確認申請の件数の前年度、前々年度の履歴の数字がわからないのですけれども、建築確認申請については法改正によって、民間に委託するものもスピードの問題でふえているというふうに聞いているのですけれども、その建築確認申請の推移というのはどうなっているのでしょうか。

建築指導課長 平成12年度より法改正によりまして民間開放がなされたわ

けなのですけれども、当初は一、二割の数字だったのですけれども、ここ五、六年ですか、大体70パーセントの後半ぐらいで推移をしております。ですから、全体量としては、ここ数年の経過を見ましても、市のほうとしては百五、六十件の確認申請の件数に対しまして、ではない、民間が大体それに対して7割程度を占めておりまして、全体で民間を含みますと、民間指定機関が460件でございます。

金澤委員 そうすると、つまり百五、六十件のうち約500件弱が民間に流れていますよと。そういう意味で、市の職員の負担は軽減されていますよということで理解したのですけれども、その点に対する業務量の減少による人的な配置の問題というのは、これは何か影響しているのでしょうか。当然仕事が減ってくれば、人間も少なくなくて済むという考え、単純計算で減るのですけれども、それが実際に具体的に人員の配置などに影響しているのかどうか。というのは、ことし平成22年度で職員1人ふえていますよね。減っていたのが、もとに戻ったのかどうかわからないのですけれども、その影響について教えてください。

建築指導課長 よく建築確認申請が減ったことによって業務量が減ったのではないかというようなお話があるのですけれども、それとはほかに、さまざまな、例えば建築リサイクル法であるとか、まちづくり要綱であるとか、耐震であるとか、さまざまな新しい制度もございまして、必ずしもイコール業務量が減ったということではないのが1点ありまして、もう一点、確認の審査というのはかな

り専門性を有する部分もございますので、それで行政が民間に対する確認、民間で確認がおりたから行政がすべて何もしなくていいという状況でもございませんので、責任もありますので、そういう中を総合的に考えていく中で、実際現状としては、ここで総定員計画の中では若干人員的な減も検討しているようでございます。ただ、業務量といたしまして、それに対して、ここ数年のうちでは職員は正職というのは減っておりません。

金澤委員 ある意味、民間に出せるところは出したけれども、リサイクル法含めて、いろいろさまざまな需要が出てきて、それでとんとんになっているというふうに理解させていただきました。

それで、ちょっと続けてよろしいですか。

委員長 どうぞ。

金澤委員 それで、報告書158ページなのですけれども、安川新道線の整備事業なのですけれども、それで新道線整備事業については、ちょっとせつかくここまで来て、ある程度住民の方のご理解もいただいで進んできている事業なのですが、ちょっと国のほうの予算の削減による影響というのが心配されているのですけれども、計画の延長の流れと、住民に対する説明というのは、これが実際この計画の工期の延長に関する住民の説明というのはどうなっているのでしょうか。

都市計画課長 上藤沢郵便局付近から藤沢中学校の交差点までの区間、平成22年度より用地買収し、平成25年度には街路築造工事を実施したいと考えていましたが、平成22年度の用地買収のために要望し

た社会資本整備総合交付金が、要望額に対して30パーセントの内示率ということで、相当厳しい状況になっています。このために、当初よりやはり、280メートル区間ですけれども、少しおくれまして、早くても街路築造工事が平成28年度になるだろうと考えております。

この事業が遅くなるといいますか、このことに対して、住民の方には前もって用地買収の関係ではいろいろお話をしていますので、そのお話ししている方に対しては、やはり来年度以降になってしまうという話を個々にさせていただいている状況です。あくまでこの280メートルの区間ということですが。

金澤委員 これは当然その後の後段の残りの部分についても、当然後ろにずれ込んでいくのは、これは仕方ない話なので、それについても住民に対して、影響の関連する住民に対しては、これはやっぱり説明していただかないとなというふうに思いますが、その点はいかがですか。

都市計画課長 今、未整備区間が910メートルですか、国道463号線まで残り区間が910メートルございます。この280メートル区間、今進めているわけですが、残りが630メートルですか、その区間に関しては、住民の方には今のところコンタクトとっている状況にはございません。いつになるかというのが、なかなか、今の状況ではお話しできない状況がありますので、その近くになりましたら、またお話をさせていただくということで考えておりますけれども、今の段階、ちょっと言える状況ではないということ

す。

金澤委員 実際、地元では、もう今回の区間は5年間で終わりますよと。

残りの区間は、その後の5年間ですよという話が、もうそれなりに出回っていますのが実態なので、そのときになって説明するのではなくて、あくまでも国の状況に合わせて、やっぱり早目、早目の説明をお願いしたいというふうに思います。

ちょっと、続けていいですか。

委員長 ここで切ります。

安道委員 全く今かぶっている部分でしたので、大体聞いた内容だったわけなのですけれども、そうすると今回はその藤沢中学校前までというふうなことで出ていますけれども、その後半部分のほうの土地の買収というのは、まだ全く手つかずという状況ということになりますか。

都市計画課長 一部買収をさせていただいているところもございます。ただ、やはり国道463号のバイパスのほうから全部整備をしてきているわけです。上藤沢郵便局付近まで整備がされていると。残りが910メートルありまして、やはりそこから910メートルの中を3工区に分けて整備しようと考えております。その最初の段階として280メートルを整備しているということで、そこをまず進めざるを得ないというような状況だということです。

野口委員 平成21年度決算で、報告書158ページのように道路構造確定というか、道路設計ですね。これは平成21年度であって、買収というのは平成22年度以降の計画。そこら辺のところ、ちょっと私と

しては何か聞いていて、平成21年度の計画は一体何だろうかという  
ことで、平成21年度の計画は順調にあって、平成22年度以降の  
今の事業がおくれているということですか。そこら辺がはっきり  
していないと、決算、何かよくわからなくなってくる。

都市計画課長 平成22年度から用地買収ということで、平成21年度はこの  
用地買収をするための建物・物件調査積算業務委託を発注したの  
と、道路実施設計の業務委託を発注したということ、平成21年度  
はその業務委託を行うということです。準備段階ということです。  
用地買収は平成22年、今年度から行っているということです。

野口委員 ですから、状況によって確認するのはいいのですが、そ  
の後、どうする、こうするというのは、やっぱり決算に向かない  
と思うのです。その後の問題だと思うので、それを配慮してい  
たきたいと思います。

以上です。

委員長 これに関する質疑はございますか。

〔発言する人なし〕

委員長 では、別の質疑を。

金澤委員 報告書の157ページで、OA化推進事業なのですが、このデー  
タ入力されていますよね。委託で56万7,000円出されているので  
すが、これは実質的な件数とか、実際これ委託で業者さんに来て  
もらっていると思うのですけれども、来てもらって打っているの  
ですよ。そのちょっと入力の作業についてご説明をお願いします。

建築指導課長 件数については、今ちょっと調査していますけれども、入

力の作業につきましては、建築指導課のほうに申請された書類の必要分について、それを中でやるのではなくて、業者のほうに持って行って、それでそちらで入力していただいて画像入力するような形です。

申しわけございません。件数については、ちょっと今資料が手元がないので、また後で。

金澤委員 これ実際業者に出して、業者の中で打っていただく委託料なのですが、56万円というとかかなり少ない、金額低いといたら低いわけですよね。そうすると、当然おのずから件数も知れてくるのですけれども、ざっくばらんな話、課内で皆さんで協力して交代で入力するということは不可能なのですか。それとも、もともと入力するソフトなりシステムが今お持ちではないのですか。

建築指導課長 中では入力することができない。その読み取る機械がない。

金澤委員 そうなると、システム上、ちょっとおかしな話になってくるのですけれども、入力できないということは、修正もできないということですよね。何か問題があったときに、わざわざ全部一々言って、業者に修正入力してもらったデータをまたもらわなければいけないということですか。入力できないということは、修正もできないということですよ。

建築指導課長 基本的には、修正行為というのはない。申請された図書その図面を読み取る形になっていますので、直すということはありません。

金澤委員 ということは、データ上、スキャニングしているというだけの

話ですか。そういう作業であれば、それこそ課内でできる、その1回持てばできる話ではないのですか。その点のご検討はされたことはないですか。

建築指導課長 申請された図面が、開発許可とか建築確認等で、かなり大きな図面もありまして、そちらを読み取るための機械を市のほうで購入してやる場合ですと、かなり高額になってしまうということで、通常のA4サイズとか定形サイズであればあれなのですが、そういう事情もあって、当初から入力については内部では難しいのではないかということでございます。

委員長 よろしいですか。

金澤委員 はい。

山本委員 区画整理費も可能ですよね。市施行の4事業の繰出金の総額の関係でお伺いします。これ4事業で10億円そこそこ出ているのでしょうか。事業遂行上、ある程度、繰り出さないといけないのは仕方がないとも思うのですけれども、過去何回か、各議会の中でも質疑、また一般質問等あったわけですが、おおむね10億円ぐらいで枠ができないものかというお話が過去にあったわけですが、その辺、事業の進捗度とご事情おありだとは思いますが、この間の経緯も含めてご見解いただけますか。

区画整理部長 一般会計繰入金なのでございますけれども、ことし、藤沢区画整理事業で4号公園地下調整池やっておりますので、その辺では非常に事業費が多くなっているのですけれども、実際には平成24年度までで10億円ということで、今一般会計のほうから指示は受けて

ございます。それ以後、今度後期になってきますので、総額を少し、10億円以内という形で予算を計上しながら今やっているのですけれども、なかなか事業のほう、今佳境に入っておりますので、もう少し時間がかかりますけれども、費用的にも、もうちょっといただかないとできないという形でございます。

山本委員 今、部長おっしゃられたように、藤沢と狭山台が佳境に入っているという部分で、今、金額が膨らんでいるということで理解をさせていただきました。そうしたら、これ、今のご答弁裏返しで解釈すると、そこが終われば一段落するという見通しを私たちも共有してよろしいわけですね。

区画整理部長 おおむね平成24年度までに大体、狭山台と藤沢のほうは事業が終わりますので、それ以降は漸減していくということになります。

山本委員 その点は了解いたしました。

あと、また特別会計のほうでもお伺いするようなのですが、下水道の繰出金は今ご答弁いただけるのでしょうか。

〔何事か言う人あり〕

山本委員 では、特別会計で伺います。

委員長 ご静粛に願います。質疑、続けてください。

山本委員 委員長、申しわけないです。特別会計のところでお伺いするようになります。結構です。

金澤委員 この間、現地調査で、野田の区画整理事業を見させていただきました。本当にきれいな町並みで、すばらしいなと感心させてい

ただいたのですが、公園なのですけれども、あの公園、1号公園、2号公園ありましたけれども、防災公園、防災としての指定とか避難場所の指定というのは今どうなっているのでしょうか。

区画整理課長 現状では特に指定はなされておられません。

金澤委員 地震、いつあるか、あしたあるか、今夜あるかわかりませんので、そこまで整備されているのであれば、住民の方とよく話し合っていていただいて、防災指定をしっかりと、また看板等もたしかなかったですね、防災公園としての。なかったので、ちょっと私、気になったのですけれども、一日も早くそういう防災避難場所としての指定をしていただくようにご努力いただけますでしょうか。

区画整理部長 野田といえば仏子のほうなのですけれども、実際に避難場所というのは西武小学校ということになっておりますので、あそこに新しく来た住民がおりますので、1回あそこに集まっていた。それから、また移動していくという形になろうかと思えますけれども、そんな意味では指定場所にはちょっとできない。今後は検討していきたいというふうに思っております。

委員長 よろしいですか。

金澤委員 はい。

委員長 ほかに質疑ございますか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ、款8土木費、項3都市計画費、目1都市計画総務費、目2街路事業費、目4土地区画整理費、目5下水道費についての

質疑を終結いたします。

次に、款8 土木費、項4 住宅費についての質疑を願います。

安道委員 報告書の162ページから163ページにかけての市営住宅の件なのですがすけれども、この中で市営住宅デジタル放送対応工事がされたというふうなことで出ていますけれども、この地上デジタル放送対応の工事は、これではぼどこの市営住宅も整備がされたというふうに解釈してよろしいのでしょうか。状況はどうなっていますでしょうか。

営繕課長 市で対応すべき住宅については完了しております。ただ、木造住宅については、もともと個人が設置しておりますので、それはまた今後も個人が入れかえをしていただくようにということで考えております。

安道委員 そうしますと、その木造の場合は個人で設置したということになりますと、切りかえについては全く個々人というふうな形になっているということですか、現在では。

営繕課長 そのうち何件かはケーブルテレビ等で個人のほうで加入されたり、周辺のケーブル、その辺の関係で切りかわっている方もいらっしゃると思いますが、基本的に個人でやっていただくと。期間がもう迫っておりますので、昨年から半年に1回ぐらい、とりあえず、こうすることで個人で設置されていますので、個人で切りかえをお願いしますという、その辺の周知は何回かさせていただいております。

安道委員 そうしますと、まだその対応ができていない世帯については、

生活実態とか、状況から見て、何か市としても対策等は検討されていないのですか。

営繕課長 あくまでも、20年代、30年代に建てた建設ですが、初めから個人で設置しておりますので、地デジ化に伴っても個人でやっていただきたいということで考えておまして、特にそれに対して、市として何か補助とか、その辺のところは考えておりません。

安道委員 そうしますと、今、切りかえていない世帯というのは実態としては何世帯ぐらい把握されているのですか。

営繕課長 木造、今、住んでいない家もあるのですが、仮に131戸、この調査時点ですが、131戸ありまして、既に63戸は個人で対応されております。これはほとんどケーブルテレビに加入で対応されております。そのほかの49件につきましては、アンテナを設置するか、ケーブルテレビが住宅のすぐ近くにありますので、そこに加入されるかということと、それからテレビのチューナー、テレビの本体ですか、それについてもご案内のほうは、今では使えなくなりますというような周知はさせていただいております。

安道委員 そうしますと、49件については、いまだにできていないということで、2011年7月には、もうデジタル化へ切りかわるということですから、これは緊急を要すると思うのです。やっぱり市としても、ほかの団地については、こういった形で対応工事もされてきたというふうなことで、戸建てのほうについては何かしら、こういうふうな、いまだできていないところについては生活実態など配慮した緊急対策というのも、当然に検討していかないといけ

ないのではないかとと思うのですが、この辺については市としては何か特別な対応、手だてというのはどうなのでしょう。

営繕課長 先ほど来申し上げましたとおり、個人で設置していただきたいということで、既に半分以上、63件ですけれども、6割以上の人が対応していただいておりますので、その辺で、この残ったところだけで特別なことをまたしてしまいますと不公平感等がございますので、何とか個人で、もともと個人の所有物でしたので、何とかお願いしたいということで周知を図っているところでございます。

安道委員 ケーブルテレビに加入してはというふうな、今お話ありましたけれども、そうしますと、最低でも月々2,000円から3,000円かかってくる。あるいは、アンテナをかえたりとか、チューナーのようなものを入れるといった場合でも、やっぱり最初に最低でも三、四万円かかる。アンテナまでつけますと、さらにかかるというふうなことからしましても、やっぱり生活に配慮したような対応をぜひ検討していただきたいというふうなことで、要望にとどめたいと思います。

ほかになのですけれども、平成20年にストック総合計画が策定されて、平成21年度からいよいよその計画に沿って実施というふうな形になっているかと思えます。平成21年度についてはどの程度まで、この計画に沿った内容を進められたのか、その点についてお願いします。

営繕課長 スtock活用計画の中には、建てかえもちろんあるのですが、

改善事業もございます。概要説明で申し上げましたが、池ノ下団地の2号棟の設備、ガス管等も、これも、もともと保全事業で計画していきまして、ストック活用計画の中でのものせてある事案でございます。

以上です。

安道委員 計画書の中だと、平成21年度から他団地への住みかえも進めていくというふうなことで、計画上は山崎団地ですか、一応出ていたようですけれども、そういう他の団地への住みかえを進めていくというふうなことの事業は実際実施しているのですか。

営繕課長 建てかえ事業につきましては、年度等がまだ流動的でございます。確定もしていません。今現在もちょっと確定はしておりませんので、余り早くに、竹ヶ谷団地なのですが、移転はちょっと差し控え、ただ昨年の暮れから、建てかえ計画がありますので、移転のことを考慮していろいろお考えに入ってくださいというご案内はさせていただきました。

安道委員 私のほうとしては、住みかえを急ぎなさいというふうに、促進しなさいというふうに言っているわけではなくて、やっぱりそのそれぞれの生活実態があるかと思いますので、そうした点を配慮して、こうした計画は進めていただきたいということで、地域住民の方へのそういうお知らせですとか、意見聴取とか、そうしたこともきちんと行った上で進めていっていただきたいというふうなこともあるわけですが、そういった点はこういった配慮がされているのか、お願いしたいと思います。

営繕課長 今のご質疑は竹ヶ谷団地の特定でよろしいでしょうか。

安道委員 そうです。このストック計画に沿った形ですね。

営繕課長 昨年の11月に第1回目といいますか、こんな計画がありますと。

ひいては、年数が確定していませんので、3年か4年先になるか、2年先になるか、わかりませんが、その辺の移転の準備をお願いしたい。その時点で市営住宅の空き家が2つ、3つほどありましたので、そこをまずあっせんして、まず今すぐにというのも難しいでしょうが、とりあえずこのように皆さんが住んでいただくところを常にあっせんできるように考えますので、ちょっとまだ、いつまでというのはなかなか難しいのですが、そろそろそういった計画があるということからスタートして、ことしに入りまして、また説明の文書ですか、個人の家のように回らせていただいております。今年度中に1件、霞台団地に移転予定でございます。

安道委員 そういう対象となる方々からはこういった声が出されているのでしょうか。

営繕課長 長く住みなれたところですので、そういうお話はありますが、市の事業ですので、やむを得ないのかなということで、特に断固反対というようなご意見はいただいております。

安道委員 そういった点では、長年住んでいらして、本当にそういう思いが強いかと思うので、十分な配慮等々して進めていただければというふうなことで、これも要望にとどめたいと思います。

以上です。

金澤委員 ちょっと今の安道委員の質疑に対する答弁の中で、気になった

点があるのですけれども、市営住宅のデジタル対応の問題で、木造の貸し家の部分が残っている。49件残っているという話で、自分で設置したものだからデジタル化への切りかえも自分でしてくださいというご答弁あったのですが、ふろがまなんかは自分で持って歩くという話は聞いたのですが、アンテナ持って歩くという話を聞いたことないのですけれども、設置してあるところに後から入った方、いらっしゃるわけですよね。その方との整合性というのはどうなってしまうのですか。

営繕課長 木造住宅に後から住まわれた方ということだと思っております、それは個人が設置したものですから、撤去していただくということがまず大前提ですが、そのまま次の人も使えるのであれば使って結構ですよということであって、次の方も使われているというふうに理解しております。

金澤委員 ちょっとよくわからなかったのですけれども、基本的に、貸し家含めて貸し家、アパート、要するに賃貸というのは、最低限アンテナ設備というのはこれはもう家賃の中に入っているというふうに考えるのが社会常識ではないのかなと。市営住宅だけアンテナは自分持ちですよというのは、余り私には理解できないのですが、その点はどうなのですか。

営繕課長 木造住宅以外につきましては、RC中層団地につきましてはアンテナ設置は当然しております、家賃にも反映されております。ただ、木造住宅につきましては、建設当時からアンテナは個人設置ということで、家賃にも反映されておられません。

金澤委員 今のこの話についてはこれまでにしますけれども、どうもやっぱりそういう住まわれている方の話を聞くと、何が何でも早く出てってもらいたいがために、余りお金をかけないのではないのかというふうな気持ちでいらっしゃるとい市民の声はお伝えさせていただきます。

ちょっと次に移らせていただきます。報告書の162、163ページのうち、池ノ下団地2号棟給排水設備改修工事なのですが、3,291万7,500円ですね。昨年度の6号棟、やはり同じように給排水設備の改修工事を1,299万9,000円、約1,300万円でやっています。この値段の違いについてなのですが、やっぱり2号棟と6号棟の戸数とか建屋の違いがあると思うのですが、そこについての違い含めてご説明していただけますか。

営繕課長 2号棟につきましては受水槽が地下式になっておりましたので、それを地上式に変えるために受水槽の工事が2号棟はかけております。6号棟は既設そのまま使用ということです。

以上です。

金澤委員 そうすると、受水槽以外は建物の構造としては同じだというふうに考えていいわけですか。

営繕課長 ほぼ同じでございます。

金澤委員 そうすると、ここでお聞きしたいのは、その受水槽を掘り出すか何かわからないですけども、高架にしたのですか。外に出したということなのですが、それ2,000万円かけて、高架式なら高架式水槽にするのではなくて、単純に直結給水にしてしまって配

管してしまえば2,000万円かからなかったのではないのですか。

営繕課長 受水槽につきましては、別の施設を廃止といたしますか、廃止した施設から移転して再使用しております。あと、直結給水ですが、4階建てでございますので、ちょっと最上階まで直接行くか、ちょっとありましたので、受水槽をそのまま、ポンプはその既設のポンプで上げるという形をとらせていただいています。

金澤委員 ちょっとよくわからないのですけれども、再利用したとかという話が出てきてしまっているのですけれども、少なくとも直結給水にして4階不安だというのなら、ブースター、増圧ポンプをつけてつないだほうが、たかだか100万円、200万円のポンプをつけることによって、直結給水、4階だったらできると思うのですけれども、そういう費用の検討というのはされたのですか。

営繕課長 平成21年度からこのブースターポンプ直結給水というのが検討に入った年度でございます、設計は平成20年度で、その後、工事をやったわけですが、この2号棟につきましてはブースターポンプ等の検討はしておりません。平成21年検討ですので、平成22年度以降の工事につきましては水道部と協議して、できるところはやるように考えております。

以上です。

金澤委員 1年違いで、残念ながら間に合わなかったと。これは大変残念な話ですけれども、今後の検討の材料にしていただけたらというふうに思います。

最後に、その下のほうに繰越明許の部分なのですが、霞台団地

2号棟設備改修工事の繰越明許の理由についてお聞かせください。

営繕課長 これは、国の補助金ございまして、3月にきめ細かな臨時交付金、この活用でございましたので、予算成立が3月の最終補正ということで、執行ができないということで繰越明許させていただきました。

以上です。

金澤委員 結構です。

永澤委員 先ほどの市営住宅のストック総合計画の中で、竹ヶ谷団地がまず今一番の、新しい最新のというか、一番に建てかえる計画になっているかと思うのですけれども、今、課長のお話の中で、3年になるか、4年になるか、わからないけれども、できるだけ住みかえをこれからお願いしていくというお話がありましたが、そうすると、先ほどのデジタル化放送の今ここでお金をかけてケーブルに入ったり何なりして、わずか二、三年で転居ということが考えられるわけですよね、竹ヶ谷団地の方に関しては。

営繕課長 竹ヶ谷団地につきましては、全世帯デジタル対応で、個人ですが、既に対応済みでございます。入間ケーブルテレビに以前から加入しております。

以上です。

永澤委員 では、全員がもう今、デジタル放送見られているという解釈でよろしいわけですね。

営繕課長 加入されているということですので。ただ、テレビの受像器が

新しいか、古いか、対応しているのをお持ちか、そこまではちょっと調べておりません。

永澤委員 わかりました。結構です。

建築指導課長 先ほど金澤委員さんからいただきました画像ファイルシステムの入力件数なのですけれども、1,239件に対応しております。枚数については1万2,000枚程度です。

委員長 これについて、金澤委員、何か追加質疑ありますか。

金澤委員 結構です。

委員長 ほかに質疑ございますか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ、款8 土木費、項4 住宅費についての質疑を終結いたします。

以上で都市経済常任委員会所管のものについての質疑を終結いたします。

#### △ 次会日程の報告

委員長 以上で本日の審査日程は終了いたしましたので、次会の日程について報告いたします。

次会は、10月20日午前9時30分から、一般会計のうち福祉教育常任委員会所管のものについて審査を行います。

#### △ 散会の宣告（午後 5時59分）

委員長 これで本日の委員会を閉じて散会いたします。

本日はご苦労さまでした。

△ 署名

以上審査の次第は、正確なることを証するため、ここに署名する。

決算特別委員会委員長 宮 岡 治 郎